

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2017年12月

(第2回訂正分)

プレミアグループ株式会社

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2017年12月12日に関東財務局長に提出し、2017年12月13日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2017年11月15日付をもって提出した有価証券届出書及び2017年12月4日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集60,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し5,506,000株（引受人の買取引受による売出し4,780,000株・オーバーアロットメントによる売出し726,000株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2017年12月12日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

なお、上記引受人の買取引受による売出しについては、2017年12月12日に、日本国内における販売に供される株式数が4,313,400株、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対する販売に供される株式数が466,600株と決定されております。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

2【募集の方法】

2017年12月12日に決定された引受価額(2,180.80円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格2,320円)で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「64,578,000」を「65,424,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「64,578,000」を「65,424,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

（注）5. の全文削除及び6. 7. の番号変更

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格（円）」の欄：「未定（注）1.」を「2,320」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）1.」を「2,180.80」に訂正

「資本組入額（円）」の欄：「未定（注）3.」を「1,090.40」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）4.」を「1株につき2,320」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。

発行価格の決定に当たりましては、仮条件（2,260円～2,320円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、2,320円と決定いたしました。

なお、引受価額は2,180.80円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（2,320円）と会社法上の払込金額（1,921円）及び2017年12月12日に決定された引受価額（2,180.80円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は1,090.40円（増加する資本準備金の額の総額65,424,000円）と決定いたしました。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき2,180.80円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。（略）

8. 「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しを中止した場合には、新株式の発行も中止いたします。

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、2017年12月20日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき2,180.80円）を払込むことといたします。

3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき139.20円）の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

上記引受人と2017年12月12日に元引受契約を締結いたしました。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「129,156,000」を「130,848,000」に訂正

「差引手取概算額(円)」の欄：「123,156,000」を「124,848,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額124百万円については、連結子会社における設備資金のための投融資として2018年3月期に104百万円を、2019年3月期に20百万円を充当する予定であり、当該連結子会社においては、以下に充当する予定であります。

①連結子会社であるプレミアファイナンシャルサービス株式会社におけるクレジットWeb受付システムの改修のための設備資金(主に開発人件費)として20百万円(2018年3月期)、営業管理システムの改修のための設備資金(主に開発人件費)として9百万円(2018年3月期)、コールセンターシステムの導入のための設備資金(主にソフトウェア費用)として15百万円(2018年3月期)、顧客管理システムの導入のための設備資金(主にソフトウェア費用)として18百万円(2018年3月期)

②連結子会社であるプレミアリース株式会社におけるリースシステムの一次開発のための設備資金(主に業務委託費)として40百万円(2018年3月期)、リースシステムの二次開発のための設備資金(主に業務委託費)として20百万円(2019年3月期)

当該設備資金の充当により、新規事業の推進、顧客利便性向上によるクレジット取扱高の増加、業務効率向上による人員増加の抑制を目指します。

なお、各々の具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

2017年12月12日に決定された引受価額(2,180,80円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2)ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格2,320円)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出数(株)」の欄：「4,780,000」を「4,313,400」に訂正

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「10,946,200,000」を「10,007,088,000」に訂正

「ブックビルディング方式」の「売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称」の欄：「東京都千代田区九段南三丁目2番7号 いちご九段三丁目ビル5階 AZ-S t a r 1号投資事業有限責任組合 4,780,000株」を「東京都千代田区九段南三丁目2番7号 いちご九段三丁目ビル5階 AZ-S t a r 1号投資事業有限責任組合 4,313,400株」に訂正

「計(総売出株式)」の「売出数(株)」の欄：「4,780,000」を「4,313,400」に訂正

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「10,946,200,000」を「10,007,088,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 引受人の買取引受による売出しに係る株式4,780,000株の一部は、野村証券株式会社の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「海外販売」といい、海外販売される株数を「海外販売株数」という。) されます。なお、海外販売株数は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を 勘案した結果、466,600株と決定いたしました。海外販売の内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照下さい。

3. 上記売出数4,313,400株は、日本国内における販売に供される株式数であります。

5. 売出価額の総額は、国内販売株数に係るものであり、海外販売株数に係るものにつきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照下さい。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。

7. 本募集及び引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

8. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

9. 当社は、引受人に対し、上記売出数の一部につき、当社が指定する販売先（親引け先）への販売を要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先（親引け先）の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5. 親引け先への販売について」をご参照下さい。

なお、指定する販売先（親引け先）・株式数・販売目的は下表に記載のとおりです。

指定する販売先（親引け先）	株式数	販売目的
株式会社あおぞら銀行	<u>当社普通株式129,300株</u>	取引関係の強化のため
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	<u>当社普通株式129,300株</u>	取引関係の強化のため
住友商事株式会社	<u>当社普通株式51,700株</u>	取引関係の強化のため
プレミアムグループ従業員持株会	<u>当社普通株式25,800株</u>	福利厚生のため

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

（注）6. の全文削除及び7. 8. 9. 10. の番号変更

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1.（注）2.」を「2,320」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「2,180.80」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）2.」を「1株につき2,320」に訂正

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）3.」を「（注）3.」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 元引受契約の内容

各金融商品取引業者の引受株数	野村證券株式会社	3,701,500株
	大和証券株式会社	174,900株
	SMBC日興証券株式会社	87,400株
	株式会社SBI証券	87,400株
	いちよし証券株式会社	43,700株
	岡三証券株式会社	43,700株
	極東証券株式会社	43,700株
	東海東京証券株式会社	43,700株
	マネックス証券株式会社	43,700株
	みずほ証券株式会社	43,700株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき139.20円）の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と2017年12月12日に元引受契約を締結いたしました。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「1,662,540,000」を「1,684,320,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「1,662,540,000」を「1,684,320,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、野村證券株式会社が行う売出しであります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2. に記載した振替機関と同一であります。

（注）5. の全文削除及び6. の番号変更

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1.」を「2,320」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1.」を「1株につき2,320」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、2017年12月12日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主であるA Z - S t a r 1号投資事業有限責任組合（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、726,000株について貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、2018年1月17日行使期限として貸株人より付与されております。

また、主幹事会社は、2017年12月21日から2018年1月12日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れる株式の返却に充当し、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

（省略）

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

親引け先である株式会社あおぞら銀行、損害保険ジャパン日本興亜株式会社及び住友商事株式会社は、主幹事会社に対して、株式受渡期日（当日を含む）から180日目の日（2018年6月18日）までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当該親引けにより取得した当社普通株式を含む当社株式の売却等は行わない旨の書面を差し入れております。また、親引け先であるプレミアグループ従業員持株会は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、株式受渡期日（当日を含む）から180日目の日（2018年6月18日）までの期間中、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

4. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について

2017年11月15日開催の当社取締役会において決議された当社普通株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）に係る売出数のうち一部について、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して海外販売が行われます。

海外販売の概要は以下のとおりです。

(1) （省略）

(2) 売出数 466,600株
（売出数は、海外販売株数であります。）

(3) 売出価格 1株につき2,320円

(4) 引受価額 1株につき2,180.80円

(5) 売出価額の総額 1,082,512,000円

（以下省略）

5. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等①

＜欄内の記載の訂正＞

「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：「未定（「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、132,700株を上限として、2017年12月12日（売出価格等決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式 129,300株」に訂正

親引け先の状況等②

＜欄内の記載の訂正＞

「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：「未定（「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、132,700株を上限として、2017年12月12日（売出価格等決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式 129,300株」に訂正

親引け先の状況等③

＜欄内の記載の訂正＞

「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：「未定（「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、53,000株を上限として、2017年12月12日（売出価格等決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式 51,700株」に訂正

親引け先の状況等④

<欄内の記載の訂正>

「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：「未定（「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、26,500株を上限として、2017年12月12日（売出価格等決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式 25,800株」に訂正

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、2017年12月12日に決定された「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式の売出価格（2,320円）と同一であります。

(4) 親引け後の大株主の状況

<欄内の記載の訂正>

「株式会社あおぞら銀行」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）」の欄：

「132,700」を「129,300」に訂正

「株式会社あおぞら銀行」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合（％）」の欄：「1.92」を「1.87」に訂正

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）」の欄：「132,700」を「129,300」に訂正

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合（％）」の欄：「1.92」を「1.87」に訂正

「住友商事株式会社」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）」の欄：

「53,000」を「51,700」に訂正

「住友商事株式会社」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合（％）」の欄：「0.77」を「0.75」に訂正

「計」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）」の欄：

「1,875,100（465,700）」を「1,867,000（465,700）」に訂正

「計」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合（％）」の欄：

「27.13（6.74）」を「27.01（6.74）」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、2017年11月15日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引けを勘案した株式数及び割合になります。

5. 2017年11月15日開催の取締役会決議により、当社普通株式の金融商品取引所への上場を停止条件として、2018年1月31日付で新株予約権2,730個（新株予約権の目的となる株式の数273,000株）を無償取得及び消却する旨決議しております。

なお、当該無償取得及び消却の効力が生じた場合、上記「親引け後の大株主の状況」に記載されております所有株式数（株）、株式総数に対する所有株式数の割合（％）、本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合（％）は、下表のとおりとなります。

<欄内の記載の訂正>

「株式会社あおぞら銀行」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）」の欄：

「132,700」を「129,300」に訂正

「株式会社あおぞら銀行」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合（％）」の欄：「2.00」を「1.95」に訂正

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）」の欄：「132,700」を「129,300」に訂正

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合（％）」の欄：「2.00」を「1.95」に訂正

「住友商事株式会社」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）」の欄：

「53,000」を「51,700」に訂正

「住友商事株式会社」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合（％）」の欄：「0.80」を「0.78」に訂正

「計」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）」の欄：

「1,745,500（336,100）」を「1,737,400（336,100）」に訂正

「計」の「本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合（％）」の欄：

「26.29（5.06）」を「26.17（5.06）」に訂正

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2017年12月

(第1回訂正分)

プレミアグループ株式会社

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2017年12月4日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2017年11月15日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集60,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を2017年12月4日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し5,506,000株（引受人の買取引受による売出し4,780,000株・オーバーアロットメントによる売出し726,000株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定いたしました。

これらに関連する事項並びに「第一部 証券情報 第3 その他の記載事項」、「第二部 企業情報 第1 企業の概況 1 主要な経営指標等の推移」及び「第二部 企業情報 第3 設備の状況 2 主要な設備の状況」に一部記載の誤り、並びに「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 5 役員の状況」に誤字がありましたのでこれらの事項を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「5. 親引け先への販売について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 野を付し、ゴシック体で表記しております。

カラーページの訂正

5 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

(2) 提出会社の経営指標等

< 欄内の数値の訂正 >

「従業員数（外、平均臨時雇用者数）（人）」の「第2期」の欄：「6(-)」を「51(7)」に訂正

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注) 2. の全文削除及び3. の番号変更

2【募集の方法】

2017年12月12日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2017年12月4日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（1,921円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「63,732,000」を「64,578,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「63,732,000」を「64,578,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件（2,260円～2,320円）の平均価格（2,290円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は137,400,000円となります。

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「1,921」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、2,260円以上2,320円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2017年12月12日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

①オートクレジットに自動車ワランティ等のサービスを組み合わせて提供することを強みに、シェアの拡大が見込めること。

②マネジメントの質が高く、堅実であること。

③中古車販売市場の成長余地が限定的であること。

以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は2,260円から2,320円の範囲が妥当であると判断いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額（1,921円）及び2017年12月12日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額（1,921円）を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しを中止した場合には、新株式の発行も中止いたします。

4【株式の引受け】

<欄外注記の訂正>

上記引受人と発行価格決定日（2017年12月12日）に元引受契約を締結する予定であります。

(注) 1. の全文及び2. の番号削除

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「127,464,000」を「129,156,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「121,464,000」を「123,156,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(2,260円~2,320円)の平均価格(2,290円)を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額123百万円については、連結子会社における設備資金のための投融資として2018年3月期に104百万円を、2019年3月期に19百万円を充当する予定であり、当該連結子会社においては、以下に充当する予定であります。

①連結子会社であるプレミアファイナンシャルサービス株式会社におけるクレジットWeb受付システムの改修のための設備資金(主に開発人件費)として20百万円(2018年3月期)、営業管理システムの改修のための設備資金(主に開発人件費)として9百万円(2018年3月期)、コールセンターシステムの導入のための設備資金(主にソフトウェア費用)として15百万円(2018年3月期)、顧客管理システムの導入のための設備資金(主にソフトウェア費用)として18百万円(2018年3月期)

②連結子会社であるプレミアリース株式会社におけるリースシステムの一次開発のための設備資金(主に業務委託費)として40百万円(2018年3月期)、リースシステムの二次開発のための設備資金(主に業務委託費)として19百万円(2019年3月期)

当該設備資金の充当により、新規事業の推進、顧客利便性向上によるクレジット取扱高の増加、業務効率向上による人員増加の抑制を目指します。

なお、各々の具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄:「10,802,800,000」を「10,946,200,000」に訂正

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄:「10,802,800,000」を「10,946,200,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

5. 売出価額の総額は、仮条件(2,260円~2,320円)の平均価格(2,290円)で算出した見込額であります。なお、当該総額は国内販売株数の上限に係るものであり、海外販売株数に係るものにつきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照下さい。
7. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2.に記載した振替機関と同一であります。
10. 当社は、引受人に対し、上記売出数の一部につき、当社が指定する販売先(親引け先)への販売を要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先(親引け先)の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5. 親引け先への販売について」をご参照下さい。

なお、指定する販売先(親引け先)・株式数・販売目的は下表に記載のとおりです。

指定する販売先(親引け先)	株式数	販売目的
株式会社おぞら銀行	<u>上限132,700株</u>	取引関係の強化のため
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	<u>上限132,700株</u>	取引関係の強化のため
住友商事株式会社	<u>上限53,000株</u>	取引関係の強化のため
プレミアグループ従業員持株会	<u>上限26,500株</u>	福利厚生のため

上記株式数は、取得金額合計の上限として要請した金額を仮条件の下限価格により除して算出した見込みの株式数(100株未満切捨て)であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

3【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄:「1,640,760,000」を「1,662,540,000」に訂正

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄:「1,640,760,000」を「1,662,540,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

5. 売出価額の総額は、仮条件(2,260円~2,320円)の平均価格(2,290円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 2.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

3. ロックアップについて

(省略)

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

親引け先である株式会社あおぞら銀行、損害保険ジャパン日本興亜株式会社及び住友商事株式会社は、主幹事会社に対して、株式受渡期日（当日を含む）から180日目の日（2018年6月18日）までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当該親引けにより取得した当社普通株式を含む当社株式の売却等は行わない旨の書面を差し入れる予定であります。また、親引け先であるプレミアグループ従業員持株会は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、株式受渡期日（当日を含む）から180日目の日（2018年6月18日）までの期間中、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

5. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等①

a. 親引け先の概要	名称	株式会社あおぞら銀行
	本店の所在地	東京都千代田区麹町六丁目1番地1
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 馬場 信輔
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第84期 (2016年4月1日～2017年3月31日) 2017年6月28日関東財務局長に提出 第1四半期報告書 第85期 第1四半期 (2017年4月1日～2017年6月30日) 2017年8月10日関東財務局長に提出 第2四半期報告書 第85期 第2四半期 (2017年7月1日～2017年9月30日) 2017年11月27日関東財務局長に提出
b. 当社と親引け先の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	当社及び当社子会社と借入契約を締結しております。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。
c. 親引け先の選定理由	取引関係の強化のためであります。	
d. 親引けしようとする株式の数	未定（「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、132,700株を上限として、2017年12月12日（売出価格等決定日）に決定される予定。）	
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。	
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は、払込みに要する資金として、親引け先が提出した第85期第2四半期報告書により、当該親引け先が親引け予定株式の払込金額に足る資金を保有していることを確認しております。	
g. 親引け先の実態	親引け先は、東京証券取引所市場第一部に上場しており、コーポレートガバナンス報告書において、反社会的勢力を排除する体制を整備している旨記載していることから、反社会的勢力との関係を有していないと判断しております。	

親引け先の状況等②

a. 親引け先の概要	名称	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
	本店の所在地	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 西澤 敬二
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第74期 (2016年4月1日～2017年3月31日) 2017年6月29日関東財務局長に提出 半期報告書 第75期 (2017年4月1日～2017年9月30日) 2017年11月28日関東財務局長に提出
b. 当社と親引け先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社子会社と損害保険契約を締結しております。
c. 親引け先の選定理由	取引関係の強化のためであります。	
d. 親引けしようとする株式の数	未定（「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、132,700株を上限として、2017年12月12日（売出価格等決定日）に決定される予定。）	
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。	
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は、払込みに要する資金として、親引け先が提出した第75期半期報告書により、当該親引け先が親引け予定株式の払込金額に足る資金を保有していることを確認しております。	
g. 親引け先の実態	親引け先の親会社であるSOMP Oホールディングス株式会社は、東京証券取引所市場第一部に上場しており、同社のコーポレートガバナンス報告書において、同社グループの反社会的勢力を排除する体制を整備している旨記載していることから、反社会的勢力との関係を有していないと判断しております。	

親引け先の状況等③

a. 親引け先の概要	名称	住友商事株式会社
	本店の所在地	東京都中央区晴海一丁目8番11号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 社長執行役員 CEO 中村 邦晴
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第149期 (2016年4月1日～2017年3月31日) 2017年6月23日関東財務局長に提出 第1四半期報告書 第150期 第1四半期 (2017年4月1日～2017年6月30日) 2017年8月7日関東財務局長に提出 第2四半期報告書 第150期 第2四半期 (2017年7月1日～2017年9月30日) 2017年11月7日関東財務局長に提出
b. 当社と親引け先の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	東南アジアを中心とした海外におけるワランティ事業の検討等を目的として、当社と業務提携契約を締結しております。
c. 親引け先の選定理由	取引関係の強化のためであります。	
d. 親引けしようとする株式の数	未定（「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、53,000株を上限として、2017年12月12日（売出価格等決定日）に決定される予定。）	
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。	
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は、払込みに要する資金として、親引け先が提出した第150期第2四半期報告書により、当該親引け先が親引け予定株式の払込金額に足る資金を保有していることを確認しております。	
g. 親引け先の実態	親引け先は、東京証券取引所市場第一部に上場しており、コーポレートガバナンス報告書において、反社会的勢力を排除する体制を整備している旨記載していることから、反社会的勢力との関係を有していないと判断しております。	

親引け先の状況等④

a. 親引け先の概要	プレミアグループ従業員持株会（理事長 加島 広文） 東京都港区六本木一丁目9番9号
b. 当社と親引け先の関係	当社グループの従業員持株会であります。
c. 親引け先の選定理由	従業員の福利厚生のためであります。
d. 親引けしようとする株式の数	未定（「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、26,500株を上限として、2017年12月12日（売出価格等決定日）に決定される予定。）
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。
g. 親引け先の実態	当社グループの従業員で構成する従業員持株会であります。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、売出価格等決定日（2017年12月12日）に決定される予定の「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式の売出価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数(株)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合(%)
AZ-Star1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区九段南三丁目2番7号 いちご九段三丁目ビル5階	5,506,000	80.35	726,000	10.50
株式会社リクルートホールディングス	東京都中央区銀座八丁目4番17号	300,000	4.38	300,000	4.34
柴田 洋一	埼玉県さいたま市緑区	281,000 (250,000)	4.10 (3.65)	281,000 (250,000)	4.07 (3.62)
株式会社あおぞら銀行	東京都千代田区麹町六丁目1番地1	—	—	132,700	1.92
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	—	—	132,700	1.92
金澤 友洋	東京都中央区	78,700 (70,700)	1.15 (1.03)	78,700 (70,700)	1.14 (1.02)
大貫 徹	東京都豊島区	62,000 (50,000)	0.90 (0.73)	62,000 (50,000)	0.90 (0.72)
土屋 佳之	埼玉県川口市	58,000 (50,000)	0.85 (0.73)	58,000 (50,000)	0.84 (0.72)
住友商事株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	—	—	53,000	0.77
齊藤 邦雄	東京都八王子市	51,000 (45,000)	0.74 (0.66)	51,000 (45,000)	0.74 (0.65)
計	—	6,336,700 (465,700)	92.47 (6.80)	1,875,100 (465,700)	27.13 (6.74)

- (注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、2017年11月15日現在のものです。
2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、2017年11月15日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け(株式会社あおぞら銀行132,700株、損害保険ジャパン日本興亜株式会社132,700株、住友商事株式会社53,000株、プレミアグループ従業員持株会26,500株として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。
3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
5. 2017年11月15日開催の取締役会決議により、当社普通株式の金融商品取引所への上場を停止条件として、2018年1月31日付で新株予約権2,730個(新株予約権の目的となる株式の数273,000株)を無償取得及び消却する旨決議しております。

なお、当該無償取得及び消却の効力が生じた場合、上記「親引け後の大株主の状況」に記載されております所有株式数（株）、株式総数に対する所有株式数の割合（％）、本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合（％）は、下表のとおりとなります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式 数の割合 (%)	本募集及び引 受人の買取引 受による売出 し後の所有株 式数(株)	本募集及び引 受人の買取引 受による売出 し後の株式総 数に対する所 有株式数の 割合(%)
AZ-STAR1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区九段南三丁目2番7号 いちご九段三丁目ビル5階	5,506,000	83.68	726,000	10.93
株式会社リクルートホールディングス	東京都中央区銀座八丁目4番17号	300,000	4.56	300,000	4.52
柴田 洋一	埼玉県さいたま市緑区	210,200 (179,200)	3.19 (2.72)	210,200 (179,200)	3.17 (2.70)
株式会社あおぞら銀行	東京都千代田区麹町六丁目1番地1	—	—	132,700	2.00
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	—	—	132,700	2.00
金澤 友洋	東京都中央区	60,700 (52,700)	0.92 (0.80)	60,700 (52,700)	0.91 (0.79)
住友商事株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	—	—	53,000	0.80
大貫 徹	東京都豊島区	47,800 (35,800)	0.73 (0.54)	47,800 (35,800)	0.72 (0.54)
土屋 佳之	埼玉県川口市	43,800 (35,800)	0.67 (0.54)	43,800 (35,800)	0.66 (0.54)
齊藤 邦雄	東京都八王子市	38,600 (32,600)	0.59 (0.50)	38,600 (32,600)	0.58 (0.49)
計	—	6,207,100 (336,100)	94.34 (5.11)	1,745,500 (336,100)	26.29 (5.06)

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容
該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項
該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(2) 提出会社の経営指標等

<欄内の記載の訂正>

「従業員数（外、平均臨時雇用者数）（人）」の「第2期」の欄：「6(-)」を「51(7)」に訂正

第3【設備の状況】

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

<欄内の記載の訂正>

「プレミアグループ（株）」の「ソフトウェア（千円）」の欄：「3」を「—」に訂正

「プレミアグループ（株）」の「合計（千円）」の欄：「3」を「—」に訂正

「プレミアグループ（株）」の「従業員数（人）」の欄：「51(-)」を「51(7)」に訂正

第4【提出会社の状況】

5【役員の状況】

<欄内の記載の訂正>

「森脇 敏和」の「略歴」の欄：「1989年10月 株式会社日本債権信用銀行（現株式会社あおぞら銀行）営業第六部営業第二課長」を「1989年10月 株式会社日本債権信用銀行（現株式会社あおぞら銀行）営業第六部営業第二課長」に訂正

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2017年11月



プレミアグループ株式会社

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式115,260千円（見込額）の募集及び株式10,802,800千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式1,640,760千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2017年11月15日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

プレミアムグループ株式会社

東京都港区六本木一丁目9番9号六本木ファーストビル

本ページ及びこれに続く図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

① 事業の概況

当社グループは、以下のミッションを掲げており、当社は、持株会社として当社グループの経営管理及びそれに付帯又は関連する業務等を行っております。

▶ 当社グループのミッション ◀

「世界中の人々に最高のファイナンスとサービスを提供し、豊かな社会を築き上げることに貢献します」

「常に前向きに、一生懸命プロセスを積み上げることのできる、心豊かな人財を育成します」

当社グループは当社と連結子会社4社(プレミアファイナンシャルサービス株式会社、P A S 株式会社、PFS (Thailand) Co., Ltd.、プレミアリース株式会社)、持分法適用関連会社等3社(Eastern Commercial Leasing p.l.c.、Eastern Premium Services Co., Ltd.、C I F U T 株式会社)で構成されており、クレジット事業及びワランティ事業を中心とした複数のサービスを提供しております。

[当社の主要な子会社及び持分法適用関連会社等]



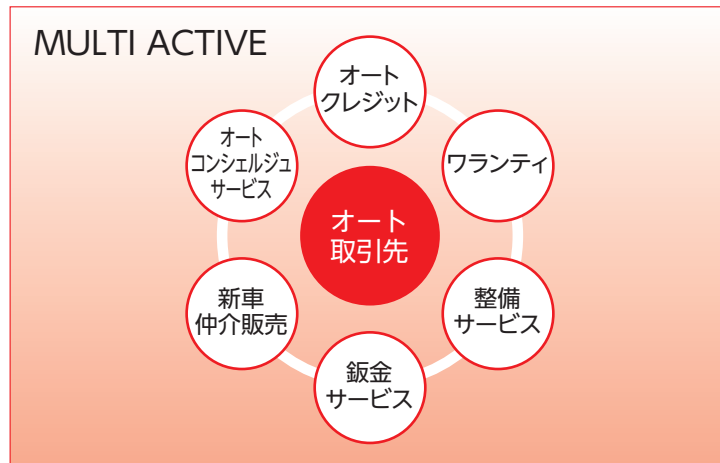
(注) 1. 当社は、A Z - S t a r 1号投資事業有限責任組合による出資受け入れのための受け皿会社として、2015年5月25日に株式会社A Z S 一号として設立されました。その後、2015年6月19日にプレミアファイナンシャルサービス株式会社のすべての株式を取得して完全子会社化いたしました。同年7月8日にプレミアグループ株式会社に商号変更し現在に至っております。

2. 当社グループは、「オート・ファイナンス事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりますが、事業サービス別に「クレジット事業」「ワランティ(保証)事業」「その他事業(整備事業)」「その他事業(海外事業)」の4事業を営んでおります。

② 当社グループの事業の特徴

当社グループは、「クレジット事業」「ワランティ事業」「その他事業(整備事業)」「その他事業(海外事業)」の4事業を営んでおります。特に中古車小売店を中心としたオート取引先^(注1)に対する複数サービスを提供し、継続的な取引関係を構築する仕組みを「MULTI ACTIVE」と呼び、差別化における重要な戦略と位置付けております。

具体的なサービスといたしましては、「オートクレジット」、「自動車ワランティ(以下「ワランティ^(注2)という。）」、「整備サービス^(注3)」、「钣金サービス^(注4)」、「新車仲介販売^(注5)」、「オートコンシェルジュサービス^(注6)」がございませ



- (注) 1. オート取引先とは、プレミアファイナンシャルサービス株式会社(以下「PFS」という。)と加盟店契約を締結し、継続的に当社グループが提供するクレジット商品をお客様にあっせん、仲介する業者及び新たに加盟店契約締結を打診している先、並びにワランティに係る業務提携契約を締結し、PFSと連携してワランティ商品をお客様にお客様に提供する業者及び新たにワランティに係る業務提携契約締結を打診している先等、中古車小売店を中心とした自動車販売業者をいいます。
2. ワランティとは、お客様が保有する物品に故障が発生したときに、あらかじめ定めた保証の適用範囲内において、無償で修理が受けられるサービスをいいます。なお、当社グループは自動車ワランティのみを取り扱っております。
3. 整備サービスとは、自動車検査登録制度に基づく自動車の検査及び自動車の性能面における故障修理を行うサービスをいいます。
4. 钣金サービスとは、自動車の傷や凹み等の修繕を行うサービスをいいます。
5. 新車仲介販売とは、P A S 株式会社が自動車の卸売を行うサービスをいいます。2017年1月から当該サービスの取扱を開始いたしました。
6. オートコンシェルジュサービスとは、オート取引先が販売する中古車にお客様が安心して乗れるよう、整備士資格を持ったPFSの社員がお客様からの車に関する相談事項に電話オペレーターとして対応する「お車コンシェルジュ(コールセンター)」のほか、「緊急時のロードサービス」と「バッテリー・タイヤ本体交換」サービスを無償付保したサービスをいいます。2017年4月から当該サービスの取扱を開始いたしました。

③ 主な事業サービスの内容

クレジット事業

当社グループが提供するクレジットは、クレジットカードの発行により、お客様が一定の利用可能限度額内で商品やサービスを購入できる「包括方式」ではなく、お客様が商品やサービスを購入しようとするごとに、クレジット会社へ申込みを行い、審査を受ける「個別方式」のクレジットに分類されます。また、当社グループで扱う主要な商品は自動車の購入に伴うクレジット(オートクレジット)であります。

① オートクレジット専業

当社グループにおきましては、オートクレジットの営業担当者は、中古車小売店を中心としたオート取引先に特化した営業活動を行っており、これを「オートクレジット専業」と表現しております^(注)。

営業担当者の専門性

取引先からの信頼

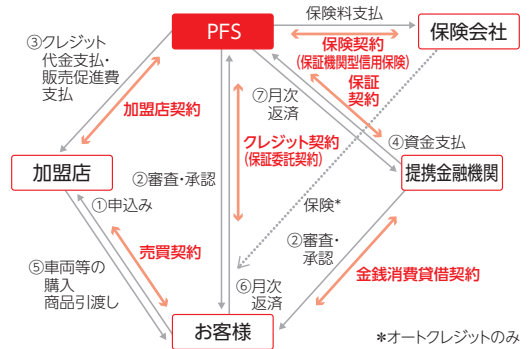
(注) 当社グループはオートクレジット以外のクレジットも取り扱っておりますが、オートクレジット以外の営業担当者が営業活動を行っております。

②クレジット事業における取引の流れ(提携ローン方式)

例) お客様が中古車小売店で自動車を購入する

(提携ローン方式の仕組み)

- ① お客様が加盟店^(注1)に対して商品購入等を目的としたクレジットを申込み(その後、加盟店からPFS^(注2)にFax又はWebで情報連携)
- ② 提携金融機関がお客様の審査を実施、PFSがお客様の信用情報等の保証審査を実施、承認
- ③ PFSが加盟店にクレジット代金及び販売促進費を送金
- ④ 提携金融機関がPFSにクレジット代金を送金
- ⑤ 加盟店がお客様へ車両等、購入商品を引渡し
- ⑥ お客様がPFSへクレジット代金を返済(月次返済)
- ⑦ PFSが提携金融機関にクレジット代金を返済(月次返済)



- (注) 1. 加盟店とは、PFSと加盟店契約を締結し、継続的に当社グループが提供するクレジット商品をお客様にあっせん、仲介する業者をいいます。
 2. PFSとは、プレミアファイナンシャルサービス株式会社であります。
 3. 当社グループにおけるクレジット事業は、提携ローン方式による取扱がほとんどであるため、提携ローン方式の取引の流れを記載しております。提携ローン方式とは、金融機関がお客様に対する資金融資を行う一方で、お客様の審査や加盟店に対する立替金の精算、お客様からの分割返済に係る事務全般をPFSに委託する方式をいいます。なお、お客様の債務についてはPFSが金融機関に対して連帯保証いたします。

ワランティ事業

ワランティとは、お客様が保有する物品に故障が発生したときに、あらかじめ定めた保証の適用範囲内において、無償で修理が受けられるサービスであります。なお、当社グループは自動車ワランティのみを取り扱っております。

①ワランティ事業の特徴

リクルートとの提携

ワランティ取扱件数の増加

故障車両に係るデータ保有

累計契約台数39万台(2010年4月～2017年10月の累計)に裏付けされた商品設計

修理対応力

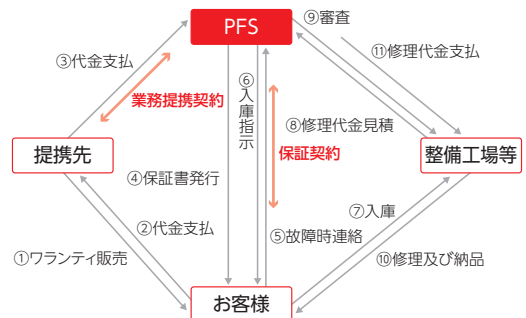
整備士資格保有者による修理受付、直営整備工場の保有

②ワランティ事業における取引の流れ

例) お客様が中古車小売店で自動車を購入する際、同時に自動車ワランティを購入

(ワランティの仕組み)

- ① 提携先^(注)がお客様へワランティを販売
- ② お客様が提携先へワランティ代金を支払い
- ③ 提携先がPFSにワランティ代金を支払い
- ④ PFSからお客様へ保証書を発行
- ⑤ 故障発生時、お客様から提携先又はPFSへ入電
- ⑥ PFSから整備工場等への車両入庫を誘導
- ⑦ お客様から整備工場等へ車両を入庫
- ⑧ PFSが整備工場等から修理見積を取得
- ⑨ PFSと整備工場等が修理見積内容への審査及び交渉
- ⑩ 修理後、整備工場等からお客様へ車両を納品
- ⑪ 整備工場等からの請求に基づき、PFSから修理代金を支払



(注) 提携先とは、PFSとワランティに係る業務提携契約を締結し、PFSと連携してワランティ商品をお客様に提供する業者をいいます。

その他事業(整備事業)

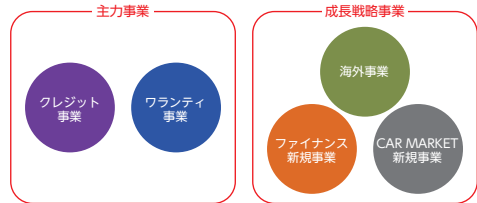
整備事業は、ワランティ事業で発生する自動車修理業務を内製化する目的で事業を展開しております。

その他事業(海外事業)

当社グループは、PFS(Thailand) Co., Ltd.を拠点とし、国内の既存事業であるクレジット事業やワランティ事業で培った知見をもとに、海外でも事業を展開しております。

④ 今後の成長戦略

当社グループは、今後の成長戦略として、①「MULTI ACTIVE」戦略の推進 ②海外事業の推進 ③新規事業の推進 ④ローコストオペレーションの徹底 ⑤組織力の強化 によりミッションの具現化と企業価値の中長期的増大を図ってまいります。その中でも「MULTI ACTIVE」戦略、海外事業、新規事業の推進が今後の成長の要となってまいります。



「MULTI ACTIVE」戦略の推進

当社グループにおきましては、独立系^(注1)である強みを活かし、オート取引先に対して複数サービスを提供し、継続的な取引関係を構築する仕組みを「MULTI ACTIVE」と呼び、差別化における重要な戦略と位置付けており、「クレジット」「ワランティ」に加えて、CAR MARKET分野^(注2)では「钣金サービス」「整備サービス」「新車仲介販売」「オートコンシェルジュサービス」^(注3)の提供を開始しております。

今後は、この「MULTI ACTIVE」をさらに強化するために、ファイナンス分野^(注2)、CAR MARKET分野の新規事業、サービスをリリースし、主力事業であるクレジット事業及びワランティ事業の継続的な拡大を図っていく方針であります。

海外事業の推進

当社の関連会社であるタイ王国のEastern Commercial Leasing p.l.c.の企業価値を高めることに注力するとともに、タイ王国以外への展開も並行的に検討を進めており、第3期連結会計年度においてはインドネシア共和国におけるワランティ事業を推進するため、2017年11月に住友商事株式会社^(注4)及び同国三大財閥の一つといわれているシナルマスグループの関係会社等との合併により、同国に現地法人PT Premium Garansi Indonesiaを設立いたしました。

新規事業の推進

当社主力事業であるクレジット事業に加えて自動車ファイナンス商品のラインナップ拡充のため、2017年7月にプレミアリース株式会社を設立いたしました。今後、「個人向けオートリース」のリリース等、オートリース事業を推進していく計画であります。

また、自動車関連IoT装置の開発及び販売を行うC I F U T株式会社を2017年7月に設立いたしました。自動車関連IoT装置である「位置情報管理機能付きエンジン始動制御装置」^(注5)は、自動車ファイナンス商品と組み合わせることで、幅広く与信を行い、より多くのお客様へ自動車ファイナンス商品を提供することが可能となる商品であります。国内・海外を問わず、推進していく計画であります。

今後は、当社の強みである個人に対する与信・管理ノウハウやカーアフターマーケットノウハウを活かし、ファイナンス分野、CAR MARKET分野の新規事業の推進を行ってまいります。

- (注) 1. 当社グループでは、銀行の子会社や関連会社ではないことを「独立系」と表現しております。当社グループの主要商品である「オートクレジット」において、銀行の子会社又は関連会社である競合他社は、銀行法において子会社となる会社の制限があり、クレジットやリース以外のサービスを原則提供することができません。一方で、当社グループは、独立系であることから、オート取引先に対し、オートクレジットだけでなく「自動車ワランティ」や「整備サービス」、「钣金サービス」といった複数のサービスを提供しております。
2. 当社グループでは、自動車販売に付随・関連するマーケット、いわゆるカーアフターマーケットを活用した事業を「CAR MARKET分野」、個人に対する与信管理ノウハウを活用した事業を「ファイナンス分野」と表現しております。
3. 钣金サービスとは、自動車の傷や凹み等の修繕を行うサービスをいいます。
整備サービスとは、自動車検査登録制度に基づく自動車の検査及び自動車の性能面における故障修理を行うサービスをいいます。
新車仲介販売とは、自動車の卸売を行うサービスをいいます。
オートコンシェルジュサービスとは、オート取引先が販売する中古車にお客様が安心して乗れるよう、整備士資格を持ったPFSの社員がお客様からの車に関する相談事項に電話オペレーターとして対応する「お車コンシェルジュ(コールセンター)」のほか、「緊急時のロードサービス」と「バッテリー・タイヤ本体交換」サービスを無償付保したサービスをいいます。2017年4月から当該サービスの取扱を開始いたしました。
4. 現地において事業を展開するのは、住友商事株式会社の子会社である「PT Summit Auto Group」であります。
5. 位置情報管理機能付きエンジン始動制御装置とは、車両の位置情報や走行情報の管理及び遠隔制御が可能となる装置であります。

⑤ 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

(単位:千円)

回 次	国際会計基準		
	第1期	第2期	第3期第2四半期
決 算 年 月	2016年3月	2017年3月	2017年9月
営業収益	5,297,191	7,899,687	4,443,116
税引前(四半期)利益	579,644	1,297,106	1,189,254
親会社の所有者に帰属する当期(四半期)利益	330,659	846,701	812,998
親会社の所有者に帰属する当期(四半期)包括利益	330,659	888,773	848,927
親会社の所有者に帰属する持分	3,332,105	4,279,534	5,157,897
総資産額	28,110,788	29,517,276	31,387,709
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	555.35	713.26	—
基本的1株当たり当期(四半期)利益 (円)	55.11	141.12	135.50
希薄化後1株当たり当期(四半期)利益 (円)	55.11	140.84	135.20
親会社所有者帰属持分比率 (%)	11.85	14.50	16.43
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	9.92	22.25	—
株価収益率 (倍)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,711,651	2,769,131	912,564
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,860,317	△1,392,714	△631,120
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,488,796	△2,222,866	89,742
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	5,340,130	4,493,889	4,865,252
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	246 (48)	296 (48)	— (—)

(注) 1. 第1期より国際会計基準(以下「IFRS」という。)に基づいて連結財務諸表を作成しております。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
4. 2016年3月期及び2017年3月期のIFRSに基づく連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。また、2018年3月期第2四半期の四半期連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。
5. 当社は、2015年5月25日の設立時よりIFRSを適用しており、初度適用の免除規定等は採用しておりません。
6. 当社は、2015年5月25日に設立されたため、2016年3月期については、2015年5月25日から2016年3月31日までの10ヶ月と7日となっております。
7. 当社は、2015年5月25日に設立されたため、2016年3月期の親会社所有者帰属持分当期利益率は、期末の親会社の所有者に帰属する持分に基づいて算出しております。
8. 当社は、2017年6月28日開催の取締役会決議により、2017年8月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり親会社所有者帰属持分、基本的1株当たり当期(四半期)利益及び希薄化後1株当たり当期(四半期)利益を算定しております。
9. 第1期においては、希薄化効果を有する潜在株式が存在しなかったため、基本的1株当たり当期利益と同額を記載しております。
10. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
11. 2018年3月期第2四半期における営業収益、税引前四半期利益、親会社の所有者に帰属する四半期利益、親会社の所有者に帰属する四半期包括利益、基本的1株当たり四半期利益、希薄化後1株当たり四半期利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フローについては、2018年3月期第2四半期累計期間の数値を、親会社の所有者に帰属する持分、総資産額、親会社所有者帰属持分比率、現金及び現金同等物の四半期末残高については、2018年3月期第2四半期会計期間末の数値を記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

(単位:千円)

回 次 決 算 年 月	日本基準	
	第1期	第2期
	2016年3月	2017年3月
営業収益	1,600	527,180
経常損失(△)	△371,029	△47,506
当期純損失(△)	△371,821	△49,031
資本金	50,000	50,000
発行済株式総数 (株)	60,000	60,000
純資産額	2,628,178	2,579,147
総資産額	8,613,854	9,036,160
1株当たり純資産額 (円)	438.03	429.86
1株当たり配当額 (円)	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)
1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△61.97	△8.17
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	30.5	28.5
自己資本利益率 (%)	—	—
株価収益率 (倍)	—	—
配当性向 (%)	—	—
従業員数 (人)	—	6
(外、平均臨時雇用者数)	(—)	(—)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

3. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 当社は、2017年6月28日開催の取締役会決議により、2017年8月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。

6. 第1期及び第2期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

7. 配当性向については、無配であるため記載しておりません。

8. 従業員数は就業人員(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

9. 当社は、2015年5月25日に設立されたため、2016年3月期については、2015年5月25日から2016年3月31日までの10ヶ月と7日となっております。

(参考情報)

当社は、AZ-Star1号投資事業有限責任組合による出資受け入れのための受け皿会社として、2015年5月25日に株式会社AZS一号として設立されました。その後、2015年6月19日にプレミアファイナンシャルサービス株式会社のすべての株式を取得して完全子会社化いたしました。同年7月8日にプレミアグループ株式会社に商号変更し現在に至っております。

そのため以下では、当社グループの事業主体であるプレミアファイナンシャルサービス株式会社の計算書類が当社グループの状況をより反映すると考えられるため、参考として、第6期から第9期に係る主要な経営指標等を記載しております。

なお、同社の計算書類は日本基準に基づいて作成されたものであります。

(単位:千円)

回 次 決 算 年 月	日本基準			
	第6期	第7期	第8期	第9期
	2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月
営業収益	3,475,089	4,642,386	5,651,612	6,817,750
経常利益	250,809	723,277	1,402,533	1,319,687
当期純利益	408,842	505,051	1,403,320	887,382
資本金	1,515,000	1,515,000	1,515,000	1,515,000
発行済株式総数				
普通株式 (株)	149,551	149,551	149,551	149,551
A種類株式 (株)	8,600	8,600	8,600	8,600
純資産額	473,612	778,231	2,181,551	3,068,934
総資産額	14,611,670	14,961,111	19,207,862	22,714,307
1株当たり純資産額 (円)	2,994.68	4,920.81	13,794.10	19,405.09
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—
(うち、1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	2,585.14	3,193.48	8,873.29	5,610.98
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	3.24	5.20	11.36	13.51
自己資本利益率 (%)	151.88	80.69	94.83	33.80
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
従業員数 (人)	164	191	224	246
(外、平均臨時雇用者数)	(50)	(48)	(44)	(48)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 2015年3月期に行った取引信用保険契約の切り替えにより解約戻金を受領したため、2015年3月期の経常利益の前期比変動が大きくなっております。

3. 2016年3月期は、税務上の繰越欠損金を解消したことに伴い法人税等が増加しております。このため、当期純利益の前期比変動が大きくなっております。

4. プレミアファイナンシャルサービス株式会社株式は非上場であるため、株価収益率については記載しておりません。

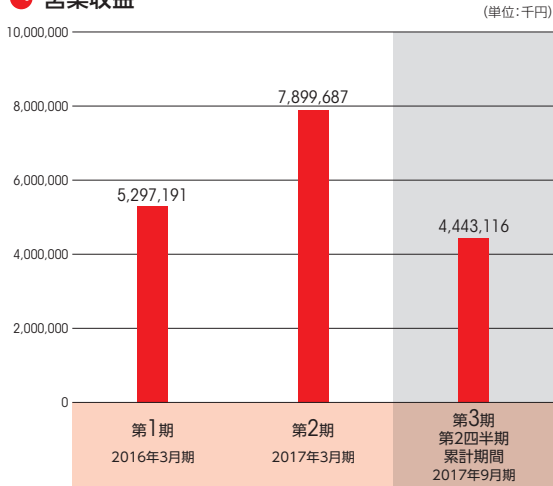
5. 財務諸表については、会社法第436条第2項第1号に基づき有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

6. 配当性向については、無配であるため記載しておりません。

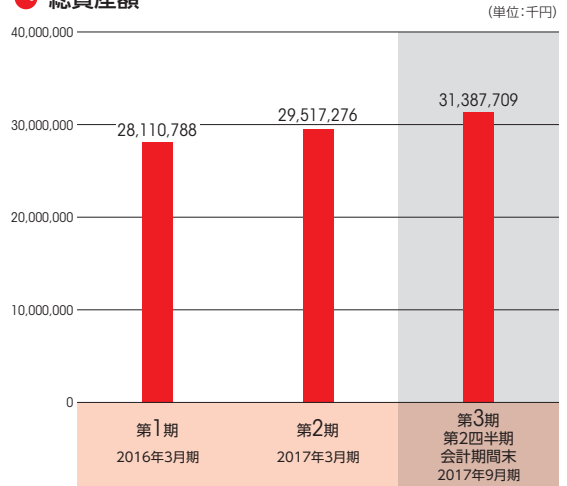
7. 従業員数は就業人員(プレミアファイナンシャルサービス株式会社から他社への出向者を除き、他社からプレミアファイナンシャルサービス株式会社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

主要な連結指標等の推移 (IFRSに基づく数値)

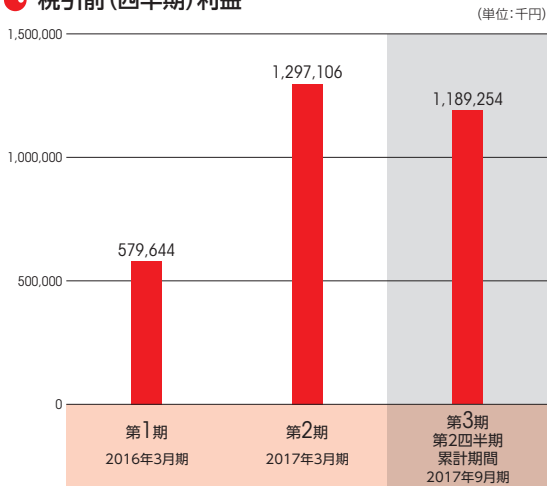
● 営業収益



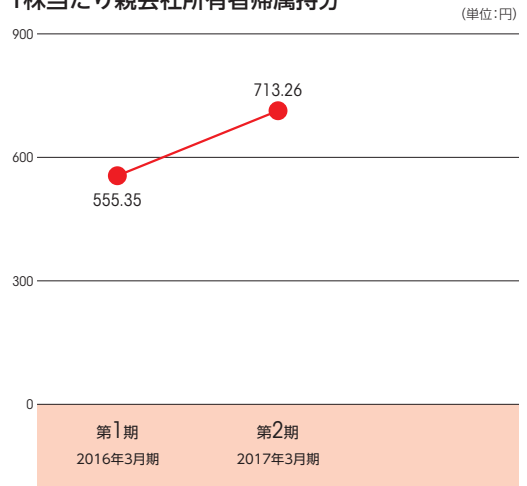
● 総資産額



● 税引前(四半期)利益

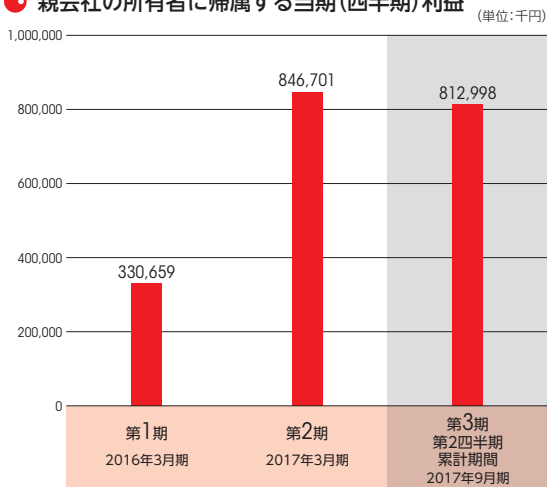


● 1株当たり親会社所有者帰属持分

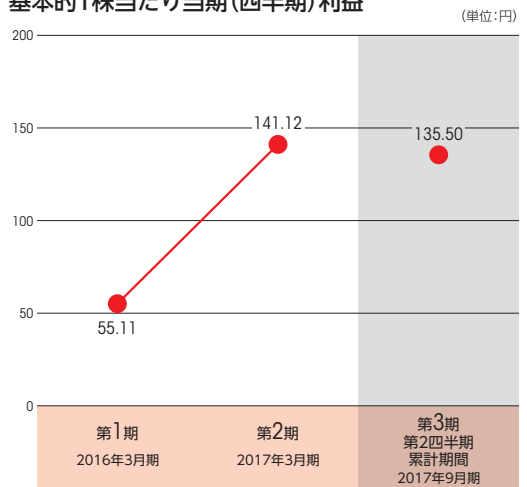


当社は、2017年8月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記では、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、当該株式分割後の発行済株式総数により算定しております。

● 親会社の所有者に帰属する当期(四半期)利益



● 基本的1株当たり当期(四半期)利益



当社は、2017年8月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記では、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、当該株式分割後の発行済株式総数により算定しております。

(注)当社は、2015年5月25日に設立されたため、2016年3月期については、2015年5月25日から2016年3月31日までの10ヶ月と7日となっております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	1
3. 募集の条件	2
4. 株式の引受け	3
5. 新規発行による手取金の使途	3
第2 売出要項	4
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	4
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	6
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	12
第1 企業の概況	12
1. 主要な経営指標等の推移	13
2. 沿革	16
3. 事業の内容	19
4. 関係会社の状況	26
5. 従業員の状況	27
第2 事業の状況	28
1. 業績等の概要	28
2. 生産、受注及び販売の状況	33
3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	35
4. 事業等のリスク	38
5. 経営上の重要な契約等	41
6. 研究開発活動	41
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	42
第3 設備の状況	46
1. 設備投資等の概要	46
2. 主要な設備の状況	47
3. 設備の新設、除却等の計画	48
第4 提出会社の状況	49
1. 株式等の状況	49
2. 自己株式の取得等の状況	60
3. 配当政策	60
4. 株価の推移	60
5. 役員の状況	61
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	67

第5	経理の状況	74
1.	連結財務諸表等	75
(1)	連結財務諸表	75
(2)	その他	128
2.	財務諸表等	129
(1)	財務諸表	129
(2)	主な資産及び負債の内容	136
(3)	その他	137
第6	提出会社の株式事務の概要	153
第7	提出会社の参考情報	154
1.	提出会社の親会社等の情報	154
2.	その他の参考情報	154
第四部	株式公開情報	155
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	155
第2	第三者割当等の概況	166
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	166
2.	取得者の概況	167
3.	取得者の株式等の移動状況	171
第3	株主の状況	172
	[監査報告書]	177

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年11月15日
【会社名】	プレミアグループ株式会社
【英訳名】	Premium Group Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柴田 洋一
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目9番9号六本木ファーストビル
【電話番号】	03-5114-5701
【事務連絡者氏名】	上席執行役員経営企画本部長 金澤 友洋
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目9番9号六本木ファーストビル
【電話番号】	03-5114-5701
【事務連絡者氏名】	上席執行役員経営企画本部長 金澤 友洋
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 115,260,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 10,802,800,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 1,640,760,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	60,000(注)2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 2017年11月15日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、2017年12月4日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

2017年12月12日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2017年12月4日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	60,000	115,260,000	63,732,000
計(総発行株式)	60,000	115,260,000	63,732,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手續等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2017年11月15日開催の取締役会決議に基づき、2017年12月12日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,260円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は135,600,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 2017年12月13日(水) 至 2017年12月18日(月)	未定 (注) 4.	2017年12月20日(水)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2017年12月4日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2017年12月12日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2017年12月4日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2017年12月12日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2017年11月15日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2017年12月12日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2017年12月21日(木) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、2017年12月5日から2017年12月11日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しを中止した場合には、新株式の発行も中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 丸ノ内支店	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	60,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2017年12月20日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	60,000	—

- (注) 1. 引受株式数は、2017年12月4日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(2017年12月12日)に元引受契約を締結する予定であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
127,464,000	6,000,000	121,464,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,260円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額121百万円については、連結子会社における設備資金のための投融資として2018年3月期に104百万円を、2019年3月期に17百万円を充当する予定であり、当該連結子会社においては、以下に充当する予定であります。

①連結子会社であるプレミアファイナンシャルサービス株式会社におけるクレジットWeb受付システムの改修のための設備資金(主に開発人件費)として20百万円(2018年3月期)、営業管理システムの改修のための設備資金(主に開発人件費)として9百万円(2018年3月期)、コールセンターシステムの導入のための設備資金(主にソフトウェア費用)として15百万円(2018年3月期)、顧客管理システムの導入のための設備資金(主にソフトウェア費用)として18百万円(2018年3月期)

②連結子会社であるプレミアリース株式会社におけるリースシステムの一次開発のための設備資金(主に業務委託費)として40百万円(2018年3月期)、リースシステムの二次開発のための設備資金(主に業務委託費)として17百万円(2019年3月期)

当該設備資金の充当により、新規事業の推進、顧客利便性向上によるクレジット取扱高の増加、業務効率向上による人員増加の抑制を目指します。

なお、各々の具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2017年12月12日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	4,780,000	10,802,800,000	東京都千代田区九段南三丁目2番7号 いちご九段三丁目ビル5階 A Z - S t a r 1号投資事業有限責任組合 4,780,000株
計(総売出株式)	—	4,780,000	10,802,800,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手續等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
2. 引受人の買取引受による売出しに係る株式の一部は、野村證券株式会社の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」といい、海外販売される株数を「海外販売株数」という。）される予定であります。なお、海外販売株数は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日（2017年12月12日）に決定されますが、海外販売株数は引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに係る株式の合計株数の半数未満とします。海外販売の内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照下さい。
3. 上記売出数4,780,000株には、日本国内における販売（以下「国内販売」といい、国内販売される株数を「国内販売株数」という。）に供される株式と海外販売に供される株式が含まれており、上記売出数4,780,000株は、引受人の買取引受による売出しに係る国内販売株数の上限の株数であります。最終的な引受人の買取引受による売出しに係る国内販売株数は、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日（2017年12月12日）に決定されますが、国内販売株数は引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに係る株式の合計株数の半数以上とします。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,260円）で算出した見込額であります。なお、当該総額は国内販売株数の上限に係るものであり、海外販売株数に係るものにつきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照下さい。
6. 売出数等については今後変更される可能性があります。
7. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。
8. 本募集及び引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
9. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

10. 当社は、引受人に対し、上記売出数の一部につき、当社が指定する販売先（親引け先）への販売を要請する予定であります。指定する販売先（親引け先）・株式数・販売目的は下表に記載のとおりです。

指定する販売先（親引け先）	株式数	販売目的
株式会社あおぞら銀行	(取得金額3億円を上限として要請を行う予定であります。)	取引関係の強化のため
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	(取得金額3億円を上限として要請を行う予定であります。)	取引関係の強化のため
住友商事株式会社	(取得金額1.2億円を上限として要請を行う予定であります。)	取引関係の強化のため
プレミアグループ従業員持株会	(取得金額0.6億円を上限として要請を行う予定であります。)	福利厚生のため

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 2017年 12月13日(水) 至 2017年 12月18日(月)	100	未定 (注) 2.	引受人及びその 委託販売先金融 商品取引業者の 本支店及び営業 所	<p>東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村證券株式会社</p> <p>東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券株式会社</p> <p>東京都千代田区丸の内三丁 目3番1号 S M B C 日興証券株式会社</p> <p>東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社 S B I 証券</p> <p>東京都中央区八丁堀二丁目 14番1号 いちよし証券株式会社</p> <p>東京都中央区日本橋一丁目 17番6号 岡三証券株式会社</p> <p>東京都中央区日本橋茅場町 一丁目4番7号 極東証券株式会社</p> <p>愛知県名古屋市中村区名駅 四丁目7番1号 東海東京証券株式会社</p> <p>東京都港区赤坂一丁目12番 32号 マネックス証券株式会社</p> <p>東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社</p>	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2017年12月12日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
6. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
7. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
8. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7.に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	726,000	1,640,760,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社 726,000株
計(総売出株式)	—	726,000	1,640,760,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。従ってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手續等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行又は「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しを中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,260円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 2017年 12月13日(水) 至 2017年 12月18日(月)	100	未定 (注) 1.	野村証券株式 会社の本店及 び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 野村証券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所への上場を予定しております。

2. グリーンシュエオープンとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主であるAZ-S t a r 1号投資事業有限責任組合（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、726,000株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシュエオープン」という。）を、2018年1月17日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹事会社は、2017年12月21日から2018年1月12日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れる株式の返却に充当し、当該株式数については、グリーンシュエオープンを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人であるAZ-S t a r 1号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2018年3月20日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシュエオープンの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う売却等は除く。）は行わない旨合意しております。

また、当社の株主である株式会社リクルートホールディングス、柴田洋一、金澤友洋、大貫徹、土屋佳之、齊藤邦雄、中谷敏之、太田航、山村広臣、北田剛、高岡利臣、堀之内健及び中村文哉は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2018年3月20日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2018年6月18日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

4. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について

2017年11月15日開催の当社取締役会において決議された当社普通株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）に係る売出数のうち一部について、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して海外販売が行われる予定であります。

海外販売の概要は以下のとおりです。

(1) 株式の種類 当社普通株式

(2) 売出数 未定

（売出数は、海外販売株数であり、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日に決定されます。最終的な海外販売株数は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに係る株式の合計株数の半数未満とします。）

(3) 売出価格 未定

（「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)

1. と同様の決定方法により、売出価格決定日に、下記(4)に記載の引受価額と同時に決定される予定であります。）

- (4) 引受価額 未定
(日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条に規定される方式により、売出価格決定日に決定されます。)
- (5) 売出価額の総額 未定
- (6) 株式の内容 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
- (7) 売出方法 下記(8)に記載の引受人が引受人の買取引受による売出しに係る売出数を買取引受けした上で、引受人の買取引受による売出しに係る売出数の一部を当該引受人の関連会社等を通じて、海外販売いたします。
- (8) 引受人の名称 野村證券株式会社
- (9) 売出しを行う者の氏名又は名称 A Z - S t a r 1号投資事業有限責任組合
- (10) 売出しを行う地域 欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)
- (11) 受渡年月日 2017年12月21日(木)
- (12) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 株式会社東京証券取引所
- (13) その他の事項 有価証券届出書提出日現在の当社の発行済株式総数及び資本金の額
発行済株式総数 普通株式 6,000,000株
資本金の額 50,000千円

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

(はじめに)

当社は、クレジット事業及びワランティ事業を中心に事業展開するプレミアファイナンシャルサービス株式会社等の経営管理を行う持株会社であります。2015年5月25日に、A Z - S t a r 1号投資事業有限責任組合による出資受け入れのための受け皿会社として、株式会社A Z S 一号という商号で設立されました。その後、2015年6月19日にプレミアファイナンシャルサービス株式会社の全株式を取得して完全子会社化しました。同年7月8日にプレミアグループ株式会社に商号変更し現在に至っております。

また、主要な子会社であるプレミアファイナンシャルサービス株式会社は、2007年7月31日に、中古車卸売業を営む株式会社ガリバーインターナショナル（現株式会社I D O M、東京都千代田区、代表取締役社長：羽鳥由宇介）の新規事業として、完全孫会社として設立されました。資金調達力の向上及びクレジット事業・ワランティ事業の伸長のため、2010年7月にはS B I ホールディングス株式会社（東京都港区、代表取締役執行役員社長：北尾吉孝）の完全子会社、2013年3月には丸紅株式会社（東京都中央区、代表取締役社長：國分文也）の完全子会社であるアイ・シグマ・キャピタル株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長：安田和裕）が管理・運営するファンドの完全子会社となりました。その後、更なる成長の機会を求めて当社の子会社となり、現在に至っております。

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準	
	第1期	第2期
決算年月	2016年3月	2017年3月
営業収益 (千円)	5,297,191	7,899,687
税引前利益 (千円)	579,644	1,297,106
親会社の所有者に帰属する当期利益 (千円)	330,659	846,701
親会社の所有者に帰属する当期包括利益 (千円)	330,659	888,773
親会社の所有者に帰属する持分 (千円)	3,332,105	4,279,534
総資産額 (千円)	28,110,788	29,517,276
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	555.35	713.26
基本的1株当たり当期利益 (円)	55.11	141.12
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	55.11	140.84
親会社所有者帰属持分比率 (%)	11.85	14.50
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	9.92	22.25
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,711,651	2,769,131
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△4,860,317	△1,392,714
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	7,488,796	△2,222,866
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	5,340,130	4,493,889
従業員数 (人)	246	296
(外、平均臨時雇用者数)	(48)	(48)

(注) 1. 第1期より国際会計基準（以下「IFRS」という。）に基づいて連結財務諸表を作成しております。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
4. 2016年3月期及び2017年3月期のIFRSに基づく連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
5. 当社は、2015年5月25日の設立時よりIFRSを適用しており、初度適用の免除規定等は採用しておりません。
6. 当社は、2015年5月25日に設立されたため、2016年3月期については、2015年5月25日から2016年3月31日までの10ヶ月と7日となっております。
7. 当社は、2015年5月25日に設立されたため、2016年3月期の親会社所有者帰属持分当期利益率は、期末親会社の所有者に帰属する持分に基づいて算出しております。
8. 当社は、2017年6月28日開催の取締役会決議により、2017年8月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり親会社所有者帰属持分、基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益を算定しております。
9. 第1期においては、希薄化効果を有する潜在株式が存在しなかったため、基本的1株当たり当期利益と同額を記載しております。
10. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	日本基準	
	第1期	第2期
決算年月	2016年3月	2017年3月
営業収益 (千円)	1,600	527,180
経常損失 (△) (千円)	△371,029	△47,506
当期純損失 (△) (千円)	△371,821	△49,031
資本金 (千円)	50,000	50,000
発行済株式総数 (株)	60,000	60,000
純資産額 (千円)	2,628,178	2,579,147
総資産額 (千円)	8,613,854	9,036,160
1株当たり純資産額 (円)	438.03	429.86
1株当たり配当額 (円)	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)
1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△61.97	△8.17
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	30.5	28.5
自己資本利益率 (%)	—	—
株価収益率 (倍)	—	—
配当性向 (%)	—	—
従業員数 (人)	—	6
(外、平均臨時雇用者数)	(—)	(—)

- (注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
3. 自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
5. 当社は、2017年6月28日開催の取締役会決議により、2017年8月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失金額を算定しております。
6. 第1期及び第2期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
7. 配当性向については、無配であるため記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
9. 当社は、2015年5月25日に設立されたため、2016年3月期については、2015年5月25日から2016年3月31日までの10ヶ月と7日となっております。

(参考情報)

上記(はじめに)に記載したとおり、当社は、A Z - S t a r 1号投資事業有限責任組合による出資受け入れのための受け皿会社として、2015年5月25日に株式会社A Z S 一号として設立されました。その後、2015年6月19日にプレミアムファイナンシャルサービス株式会社のすべての株式を取得して完全子会社化いたしました。同年7月8日にプレミアムグループ株式会社に商号変更し現在に至っております。

そのため以下では、当社グループの事業主体であるプレミアムファイナンシャルサービス株式会社の計算書類が当社グループの状況をより反映すると考えられるため、参考として、第6期から第9期に係る主要な経営指標等を記載しております。

なお、同社の計算書類は日本基準に基づいて作成されたものであります。

回次	日本基準			
	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月
営業収益 (千円)	3,475,089	4,642,386	5,651,612	6,817,750
経常利益 (千円)	250,809	723,277	1,402,533	1,319,687
当期純利益 (千円)	408,842	505,051	1,403,320	887,382
資本金 (千円)	1,515,000	1,515,000	1,515,000	1,515,000
発行済株式総数				
普通株式 (株)	149,551	149,551	149,551	149,551
A種類株式 (株)	8,600	8,600	8,600	8,600
純資産額 (千円)	473,612	778,231	2,181,551	3,068,934
総資産額 (千円)	14,611,670	14,961,111	19,207,862	22,714,307
1株当たり純資産額 (円)	2,994.68	4,920.81	13,794.10	19,405.09
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—
(うち、1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	2,585.14	3,193.48	8,873.29	5,610.98
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	3.24	5.20	11.36	13.51
自己資本利益率 (%)	151.88	80.69	94.83	33.80
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
従業員数 (人)	164	191	224	246
(外、平均臨時雇用者数)	(50)	(48)	(44)	(48)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 2015年3月期に行った取引信用保険契約の切替えにより解約返戻金を受領したため、2015年3月期の経常利益の前期比変動が大きくなっております。

3. 2016年3月期は、税務上の繰越欠損金を解消したことに伴い法人税等が増加しております。このため、当期純利益の前期比変動が大きくなっております。

4. プレミアファイナンシャルサービス株式会社株式は非上場であるため、株価収益率については記載しておりません。

5. 財務諸表については、会社法第436条第2項第1号に基づき有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

6. 配当性向については、無配であるため記載しておりません。

7. 従業員数は就業人員(プレミアムファイナンシャルサービス株式会社から他社への出向者を除き、他社からプレミアムファイナンシャルサービス株式会社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2 【沿革】

2015年5月	資本金500千円で株式会社A Z S 一号（現当社）を設立
2015年6月	資本金を1,500,250千円に増資 プレミアファイナンシャルサービス株式会社（現連結子会社、以下「PFS」という。）の株式を取得
2015年7月	株式会社A Z S 一号からプレミアグループ株式会社に商号を変更
2015年9月	資本金を50,000千円に減資
2016年2月	タイ王国におけるオートファイナンス事業及びワランティ事業の早期事業化のため、PFSが Eastern Commercial Leasing p.l.c.（現持分法適用関連会社、所在地：タイ王国バンコク都、CEO：Danucha Verapong、以下「ECL」という。）の実施する第三者割当増資の引受及びオートファイナンス事業（注）等に関する業務提携契約をECLと締結
2016年3月	第1回新株予約権A及びBを発行
2016年4月	タイ王国における自動車金融コンサルティング事業及びASEAN地域における事業展開のためのナレッジ蓄積を目的として、PFSがタイ王国に現地法人 PFS(Thailand)Co., Ltd.（現連結子会社、以下「PFSタイ」という。）を設立
2016年5月	PFSによるECLの第三者割当増資が完了し、関連会社化
2016年7月	当社を持株会社としたホールディングス体制に移行
2016年8月	当社に本部機能及びグループ会社管理機能を設置 株式の移転によりPFSタイを子会社化 整備事業拡大のため、整備工場の運営会社として、東京都港区にP A S 株式会社（連結子会社）を資本金25,000千円で設立
2016年11月	タイ王国における自動車整備サービス展開のため、ECL及び株式会社ライジングサン商会（神奈川県横浜市中区、代表取締役：篠原邦夫）との合弁により、Eastern Premium Services Co., Ltd.（共同支配企業、以下「EPS」という。）をタイ王国バンコク都に設立
2017年4月	ECLとPFSの資本関係保持を目的に、ECLが発行するワラント（新株予約権）を取得
2017年7月	自動車ファイナンス商品のラインナップ拡充のため、東京都港区にプレミアリース株式会社（連結子会社）を資本金40,000千円で設立 自動車関連IoT装置の開発及び提供事業を行うため、潮来自動車販売株式会社（茨城県潮来市、代表取締役：大崎達也）との合弁により、C I F U T 株式会社（持分法適用関連会社）を茨城県潮来市に設立
2017年9月	EPSの整備工場第1号店舗をタイ王国バンコク都に出店し、タイ王国における自動車整備事業を開始
2017年11月	インドネシア共和国におけるワランティ事業を推進するため、インドネシア共和国ジャカルタ市に現地法人 PT Premium Garansi Indonesia（共同支配企業）を設立

（注）タイ王国においてECLが営む事業は、日本の割賦販売法に基づき当社が営む「クレジット事業」とは異なるため、本書においては「オートファイナンス事業」と記載しております。

また、2015年6月19日より当社の完全子会社となりましたプレミアファイナンシャルサービス株式会社の沿革は、以下のとおりであります。

（プレミアファイナンシャルサービス株式会社）

2007年7月	オートクレジットを中心としたクレジット事業及びワランティ事業を中心としたファイナンスサービスの提供を目的として、東京都港区に株式会社ジー・ワンクレジットサービス（現プレミアファイナンシャルサービス株式会社、以下「PFS」という。）を資本金100,000千円で設立
2007年11月	株式会社学研クレジット（現ジャックス・ペイメント・ソリューションズ株式会社）から事業の一部を譲り受け、東京都港区の東京本社と大阪府吹田市の大阪支店にて事業を開始
2008年8月	株式会社ジー・ワンクレジットサービスの資本金を490,000千円に増資
2008年11月	千葉エリアの営業強化のため、千葉県松戸市に東関東支店を出店
2008年12月	阪神エリアの営業強化のため、兵庫県神戸市中央区に神戸オフィスを出店

2010年4月	<p>経済産業省関東経済産業局から、個別信用購入あっせんを営むための「個別信用購入あっせん業者（登録）」（登録番号：関東（個）第11号）を受ける（注1）</p> <p>埼玉・神奈川エリアの営業強化のため、埼玉県川口市にさいたま支店（現関東中央支店）、東京都町田市に西関東支店を出店</p> <p>全国展開にあたり、中京圏初となる名古屋オフィス（現名古屋支店）を愛知県名古屋市北区に出店</p>
2010年7月	株式会社ジー・ワンファイナンシャルサービスからSBIホールディングス株式会社に株主異動
2010年8月	<p>株式会社ジー・ワンクレジットサービスの資本金を1,250,000千円に増資</p> <p>兵庫エリアの営業強化のため、神戸オフィスを兵庫県明石市へ移転</p>
2010年10月	株式会社ジー・ワンクレジットサービスからSBIクレジット株式会社に商号を変更
2011年3月	<p>前橋エリア開拓のため、群馬県太田市に北関東オフィス（現北関東支店）を出店</p> <p>SBIクレジット株式会社の資本金を1,500,000千円に増資</p> <p>全国展開にあたり、九州地方初となる福岡オフィス（現福岡支店）を福岡県福岡市博多区に出店</p>
2011年7月	近畿・中国エリアの営業強化のため、岡山県岡山市北区に岡山オフィス（現岡山支店）、京都府京都市山科区に京滋オフィス（現京滋支店）を出店
2011年8月	全国展開にあたり、北海道地方初となる札幌オフィス（現札幌支店）を北海道札幌市白石区に出店
2011年9月	三河エリアの営業強化のため、愛知県岡崎市に三河オフィス（現三河支店）を出店
2012年3月	<p>SBIクレジット株式会社の資本金を1,515,000千円に増資</p> <p>前橋エリアの営業強化のため、北関東オフィスを群馬県太田市内へ拡張移転</p>
2012年7月	埼玉県西部・八王子エリア再編のため、東京都国分寺市に西東京オフィスを出店
2012年8月	営業効率化のため、西関東支店を神奈川県横浜市戸塚区へ移転
2013年3月	SBIホールディングス株式会社から、丸紅株式会社の子会社であるアイ・シグマ・キャピタル株式会社が管理・運営するファンドに株主異動
2013年5月	<p>全国展開にあたり、東北地方初となる仙台オフィスを宮城県仙台市宮城野区に出店</p> <p>従来の対面型営業に加え、架電及び出張対応を中心とした遠隔地営業を開始し、東京本社及び大阪支店に専任営業部門を設置</p>
2013年7月	SBIクレジット株式会社からプレミアムファイナンシャルサービス株式会社に商号を変更
2013年8月	<p>営業人員増加に伴い、名古屋支店（現名古屋オフィス）を愛知県名古屋市北区内へ拡張移転</p> <p>阪神エリア再編に伴い、神戸オフィスを大阪支店へ統合</p> <p>千葉エリアの営業強化のため、東関東支店を分店し、東東京オフィス（現東東京支店）、東関東オフィス（現つくば支店）を設置</p> <p>千葉中央エリアの営業効率化のため、東東京オフィスを千葉県千葉市美浜区へ移転</p>
2013年9月	一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）から、「プライバシーマーク」認定を取得（登録番号：10670054）
2013年10月	千葉北エリアの営業効率化のため、東関東オフィス（現つくば支店）を千葉県柏市へ移転
2014年7月	<p>本部機能併設のため、大阪支店を大阪府吹田市内へ拡張移転し、総務・人事部門等一部の本部機能を設置、名称を大阪本部に変更</p> <p>営業人員増加に伴い、関東中央支店を埼玉県さいたま市南区へ拡張移転</p>
2014年10月	<p>茨城エリアの営業強化のため、東関東オフィスを茨城県つくば市へ移転し、名称をつくばビジネスセンターへ変更</p> <p>営業効率化のため、西東京オフィスを分割し、関東中央支店と西関東支店（現西関東オフィス）へ統合</p>
2015年4月	本部機能併設のため、西関東支店（現西関東オフィス）を神奈川県横浜市戸塚区内へ拡張移転し、総務・システム部門等一部の本部機能を設置
2015年5月	株式会社あおぞら銀行、兼松株式会社、株式会社エスネットワークス、及び株式会社東京スター銀行（注2）の出資により設立されたAZ-S t a r株式会社が、出資受入れのための受け皿会社として東京都千代田区に株式会社AZ S 一号（現当社）を資本金500千円で設立
2015年6月	AZ-S t a r株式会社が管理・運営するファンドへ株主異動
2015年6月	アイ・シグマ・キャピタル株式会社が管理・運営するファンドからAZ-S t a r株式会社が管理・運営するファンドへの株主異動に伴い、株式会社AZ S 一号がPFSの親会社となる

2016年2月	タイ王国におけるオートファイナンス事業及びワランティ事業の早期事業化のため、ECLが実施する第三者割当増資の引受及びオートファイナンス事業等に関する業務提携をECLと締結
2016年4月	タイ王国における自動車金融コンサルティング事業及びASEAN地域における事業展開のためのナレッジ蓄積を目的として、PFSの子会社としてタイ王国バンコク都にPFSタイを資本金200万バーツで設立
2016年5月	ECLの第三者割当増資が完了し、関連会社化
2016年7月	当社を持株会社としたホールディングス体制に移行
2016年10月	宇都宮エリア開拓のため、群馬県太田市の北関東支店への併設により宇都宮支店を出店
2016年11月	本部機能併設のため、関東中央支店を埼玉県さいたま市大宮区へ拡張移転し、企画部門等一部の本部機能を設置、名称を関東中央本部に変更
2016年12月	群馬エリアの営業効率化のため、北関東支店を群馬県前橋市へ移転 宇都宮エリアの営業強化のため、宇都宮支店を栃木県宇都宮市へ移転
2017年8月	一部センター機能併設のため、札幌支店を北海道札幌市中央区へ拡張移転し、アフターセンター・営業サポート機能の一部を設置、名称を札幌オフィスに変更

- (注) 1. 2009年12月1日の改正割賦販売法施行に伴い、個別信用購入あっせん業者についても経済産業省への登録が必要となったため、登録を行ったものです。
2. 株式会社東京スター銀行の出資は2015年10月であります。

3【事業の内容】

当社グループは、「世界中の人々に最高のファイナンスとサービスを提供し、豊かな社会を築き上げることに貢献します」「常に前向きに、一生懸命プロセスを積み上げることのできる、心豊かな人材を育成します」というミッションを掲げており、当社は、持株会社として当社グループの経営管理及びそれに付帯又は関連する業務等を行っております。

当社グループは当社と連結子会社4社（プレミアムファイナンスサービス株式会社、P A S株式会社、PFS (Thailand) Co., Ltd.、プレミアリース株式会社）、持分法適用関連会社等3社（Eastern Commercial Leasing p.l.c.、Eastern Premium Services Co., Ltd.、C I F U T株式会社）で構成されており、クレジット事業及びワランティ事業を中心とした複数のサービスを提供しております。

当社グループは、「オート・ファイナンス事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりますが、事業サービス別に「クレジット事業」「ワランティ（保証）事業」「その他事業（整備事業）」「その他事業（海外事業）」の4事業を営んでいるため、本項におきましては当該事業サービス別に記載いたします。

(1) 当社グループの事業の特徴

当社グループは、「クレジット事業」「ワランティ事業」「その他事業（整備事業）」「その他事業（海外事業）」の4事業を営んでおります。特に中古車小売店を中心としたオート取引先（注1）に対する複数サービスを提供し、継続的な取引関係を構築する仕組みを「MULTI ACTIVE」と呼び、差別化における重要な戦略と位置付けております。

具体的なサービスといたしましては、「オートクレジット」、「自動車ワランティ（以下「ワランティ（注2）」という。）」、「整備サービス（注3）」、「钣金サービス（注4）」、「新車仲介販売（注5）」、「オートコンシェルジュサービス（注6）」がございます。

当社グループの主要商品である「オートクレジット」において、銀行の子会社又は関連会社である競合他社は、銀行法において子会社となる会社の制限があり、クレジットやリース以外のサービスを原則提供することができません。

一方で、当社グループは、独立系（注7）であることから、オート取引先に対し、オートクレジット以外の複数サービスを提供しております。社歴が浅く自動車販売業界内での知名度は相対的に低いことから、オートクレジットの新規加盟店（注8）開拓において苦戦を強いられる場面がある中でも、ワランティをはじめとしたクレジット以外のサービスを切り口に商談を開始することで、オートクレジット取引の端緒とすることが可能となります。

また、同じく主要商品である「ワランティ」につきましては、競合他社によっては、ワランティ専属の営業担当者を配置し、オート取引先に対してワランティ商品の営業活動を行っております。一方で、当社グループは、オート専業（注9）の営業担当者が提携先（注10）に対し「オートクレジット」や「ワランティ」を並行的に販売しており、競合他社と比較して営業コストを抑えられることから、結果としてワランティの収益性を高めることが可能であると考えております。

こうした複数サービスの提供によって、オート取引先ごとのニーズに応えうる「機会」＝「取引の接点」を増やすこと、またサービス間の併用割引による「取引回数や利用頻度の向上」＝「取引の深化」を進めることが、オート取引先との関係性をより強く・深く・長く・継続しやすくする重要なポイントであると考えております。

- (注) 1. オート取引先とは、プレミアムファイナンスサービス株式会社（以下「PFS」という。）と加盟店契約を締結し、継続的に当社グループが提供するクレジット商品をお客様にあっせん、仲介する業者及び新たに加盟店契約締結を打診している先、並びにワランティに係る業務提携契約を締結し、PFSと連携してワランティ商品をお客様に提供する業者及び新たにワランティに係る業務提携契約締結を打診している先等、中古車小売店を中心とした自動車販売業者をいいます。
2. ワランティとは、お客様が保有する物品に故障が発生したときに、あらかじめ定めた保証の適用範囲内において、無償で修理が受けられるサービスをいいます。なお、当社グループは自動車ワランティのみを取り扱っております。
3. 整備サービスとは、自動車検査登録制度に基づく自動車の検査及び自動車の性能面における故障修理を行うサービスをいいます。
4. 钣金サービスとは、自動車の傷や凹み等の修繕を行うサービスをいいます。
5. 新車仲介販売とは、P A S株式会社が自動車の卸売を行うサービスをいいます。2017年1月から当該サービスの取扱いを開始いたしました。
6. オートコンシェルジュサービスとは、オート取引先が販売する中古車にお客様が安心して乗れるよう、整備士資格を持ったPFSの社員がお客様からの車に関する相談事項に電話オペレーターとして対応する「お車コンシェルジュ（コールセンター）」のほか、「緊急時のロードサービス」と「バッテリー・タイヤ本体交換」サービスが無償付保したサービスをいいます。2017年4月から当該サービスの取扱いを開始いたしました。
7. 当社グループでは、銀行の子会社や関連会社ではないことを「独立系」と表現しております。
8. 加盟店とは、PFSと加盟店契約を締結し、継続的に当社グループが提供するクレジット商品をお客様にあっせん、仲介する業者をいいます。

9. 当社グループでは、オートクレジットの営業担当者がオート取引先に特化して営業活動を行うことを「オート専業」と表現しております。なお、当社グループはオートクレジット以外のクレジットも取り扱っておりますが、オートクレジット以外の営業担当者が営業活動を行っております。
10. 提携先とは、PFSとワランティに係る業務提携契約を締結し、PFSと連携してワランティ商品をお客様に提供する業者をいいます。

(2) クレジット事業

当社グループが提供するクレジットは、クレジットカード（割賦販売法第二条第3項第1号に定められる「包括方式」）のように、発行にあたりお客様がクレジット会社へ申込みを行い、審査を受け、発行された後は設定された限度額や有効期限内であれば改めて審査を受けることなく商品やサービスを購入できるクレジットとは異なり、お客様が商品やサービスを購入しようとするごとに、クレジット会社へ申込みを行い、審査を受けるクレジットであり、割賦販売法第二条第4項に定められる「個別方式」のクレジットに分類されます。

また、当社グループで扱う主要な商品は自動車の購入に伴うクレジット（オートクレジット）であります。他には太陽光発電システム等の購入に伴うクレジット（エコロジークレジット）等を取り扱っております。

なお、クレジット事業はPFSにおいて取り扱っております。

① オートクレジット専業

当社グループにおきましては、オートクレジットの営業担当者（以下「営業担当者」という。）は、中古車小売店を中心としたオート取引先に特化した営業活動を行っており、これを「オートクレジット専業」と表現しております（注1）。

競合他社によっては、営業担当者はオートクレジット加盟店以外の加盟店（例えば呉服や宝飾品類を取り扱う小売店等）も担当しており、並行的に営業活動を行っております。また、業務の効率化を目的として、オート取引先が、オートクレジットを利用するにあたって適宜発生する書類（審査を通過されたお客様のクレジット契約書や、お客様への納品確認書類として徴求している車検証の写し等）を、郵便や宅配便等で送付する場合があります。

一方、当社グループは、オート取引先に対してはオートクレジット専業の営業担当者が営業活動を行っております。従って、営業担当者は、オートクレジットやオート取引先の特性のみならず、自動車販売業界及び自動車そのものに対する知識・理解を得やすい環境で日々の営業活動を行うこととなるため、そうした環境により培われた自動車販売業界全般への見識のもと、オート取引先のオーナーや従業員と円滑にコミュニケーションを行えるようになります。また、オート取引先の資金繰り状況についても同様に理解・把握することで、立替金（注2）の振込だけでなく、中古自動車のオークション開催日を考慮した訪問スケジュールの組立てなど、オート取引先の立場や状況を踏まえた営業活動が可能となると考えております。このほか、オート取引先とのコミュニケーションの回数を重ね、相互の信頼関係を高めることが重要であると考えておりますので、クレジット契約書や車検証の写し等の書類を、原則として営業担当者自身がオート取引先を訪問し、回収することとしております。

このように、自動車販売業界全般への理解と、オート取引先の立場・状況を踏まえた営業活動を通じて、オート取引先との信頼を構築することが、当社グループの強みであると考えております。

（注）1. 当社グループはオートクレジット以外のクレジットも取り扱っておりますが、オートクレジット以外の営業担当者が営業活動を行っております。

2. 立替金とは「②クレジット事業における取引の流れ（立替払方式と提携ローン方式）a. 立替払方式」及び「同 b. 提携ローン方式」における取引の流れ③に記載しているクレジット代金をいいます。

② クレジット事業における取引の流れ（立替払方式と提携ローン方式）

当社グループが提供する「個別方式」のクレジットには、「立替払方式」及びその派生形である「提携ローン方式」の二つがございます。当社グループでは、直前期におけるクレジット債権残高（注3）全体に対し95.0%にあたる164,707百万円が「提携ローン方式」によるものであり、取扱いの中心となっておりますが、ここでは「立替払方式」、「提携ローン方式」の順で記載させていただきます。

（注）3. クレジット債権残高とは、開業から各期末時点（2017年3月期であれば2017年3月31日）までの累計取扱高（クレジット元本及び分割払手数料の合計）のうち、当該期末時点（ここでは2017年3月31日）において、お客様から返済されていない金額の総額をいいます。

a. 立替払方式

立替払方式とは、加盟店が行うお客様への商品販売等を条件として、その代金の全部又は一部に相当する金額をプレミアファイナンシャルサービス株式会社（以下「PFS」という。）が加盟店へ立替払いし、お客様から分割返済を受ける方式をいいます。なお、立替払方式においては、お客様が支払う分割払手数料の全額から、加盟店に対する販売促進費を控除した金額が営業収益に計上されております。一方、金融機関に支払う調達コストは、通常の運転資金の調達コストと同様に、営業費用に計上されております。つまり、金融機関に支払う調達コ

ストは、営業費用として営業収益から控除され税引前利益が算出されます。従って、営業収益から営業費用を控除した金額で、提携ローン方式と立替払方式との間に差異はありません。また、保険会社へ支払う保険料（注4）は、営業費用に計上されております。

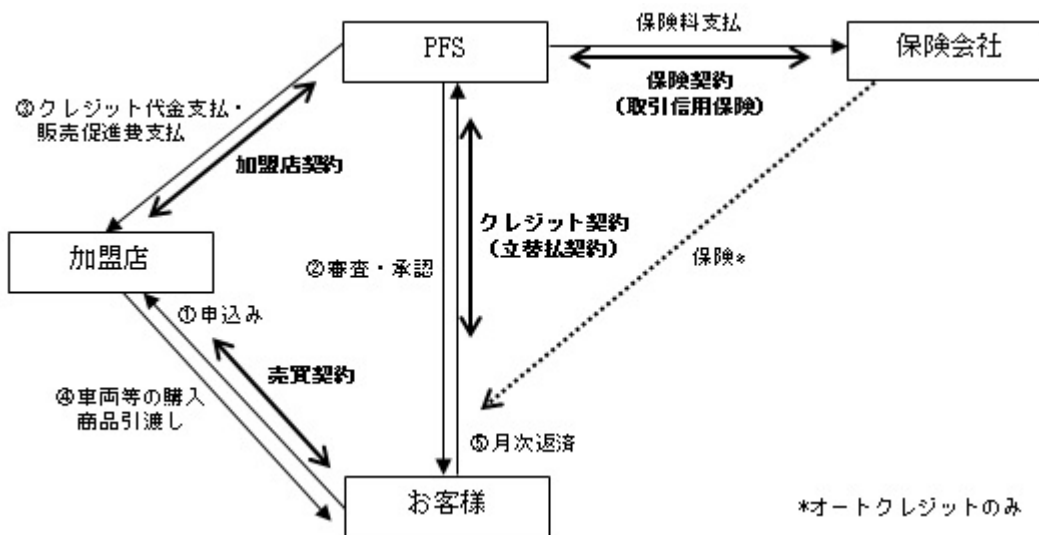
（手数料の内訳）

お客様が支払う分割払手数料			
営業収益			販売促進費
税引前利益	保険料	調達コスト	

取引の流れは以下のとおりです。

- ① お客様が加盟店に対して商品購入等を目的としたクレジットを申込み（その後、加盟店からPFSにFax又はWebで情報連携）
- ② PFSがお客様の信用情報等を審査、承認
- ③ PFSが加盟店にクレジット代金及び販売促進費を送金
- ④ 加盟店がお客様へ車両等、購入商品を引渡し
- ⑤ お客様がPFSへクレジット代金を返済（月次返済）

（立替払方式の仕組み）



b. 提携ローン方式

提携ローン方式とは、金融機関がお客様に対する資金融資を行う一方で、お客様の審査や加盟店に対する立替金の精算、お客様からの分割返済に係る事務全般をPFSに委託する方式をいいます。なお、お客様の債務についてはPFSが金融機関に対して連帯保証いたします。

具体的には、加盟店が行うお客様への商品販売等を条件として、その代金の全部又は一部に相当する金額を、提携金融機関がPFSを通じて加盟店へ資金支払いいたします。資金の融資にあたり、PFS所定の審査を実施いたしますが、当該審査につきましては、立替払方式と同等の基準で行っております。また、お客様からの月々の分割返済金もPFSを通じて提携金融機関へ返済いたします。なお、提携ローン方式においては、お客様が支払う分割払手数料のうち、最終的に当社の収益（税引前利益）となる信用保証料相当部分のみ営業収益に計上されております。つまり、お客様が支払う分割払手数料のうち、提携金融機関に支払う調達コストや加盟店に対する販売促進費は営業収益には含まれません。また、保険会社へ支払う保険料（注4）は、営業費用に計上されております。

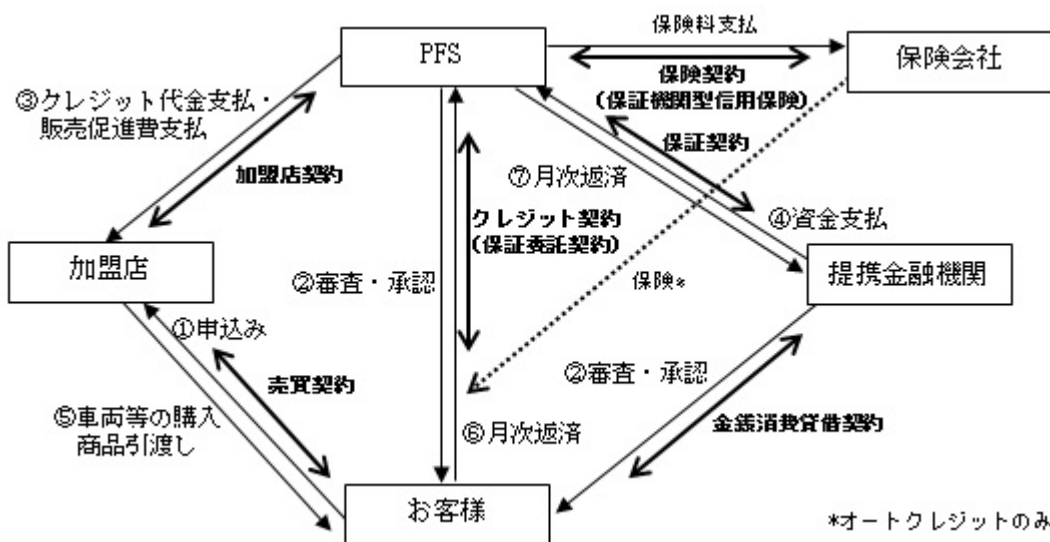
(手数料の内訳)

お客様が支払う分割払手数料		
営業収益	調達コスト	販売促進費
税引前利益	保険料	

取引の流れは以下のとおりです。

- ① お客様が加盟店に対して商品購入等を目的としたクレジットを申込み（その後、加盟店からPFSにFax又はWebで情報連携）
- ② 提携金融機関がお客様の審査を実施、PFSがお客様の信用情報等の保証審査を実施、承認
- ③ PFSが加盟店にクレジット代金及び販売促進費を送金
- ④ 提携金融機関がPFSにクレジット代金を送金
- ⑤ 加盟店がお客様へ車両等、購入商品を引渡し
- ⑥ お客様がPFSへクレジット代金を返済（月次返済）
- ⑦ PFSが提携金融機関にクレジット代金を返済（月次返済）

(提携ローン方式の仕組み)



(注) 4. クレジット債権の未回収リスクを低減させるため、PFSでは、複数の損害保険会社と取引信用保険包括契約（立替払方式のクレジット債権を対象とするもの）並びに保証機関型信用保険包括契約（提携ローン方式のクレジット債権を対象とするもの）を締結しております。当該保険契約は、お客様の債務不履行によりPFSが被る損害を回避することを目的とし、お客様が加盟店との間でオートクレジット商品（四輪車、二輪車、パーツ及び整備代金等オート関連商品を含む。）を売買するにあたり、PFSとお客様との間で締結したクレジット契約に基づき発生したクレジット代金をその対象としております。当該保険契約は、毎月月末の保険対象債権の残高に対し保険料率を乗じ、翌月末日に保険料を支払うサイクルとなっており、また半期に1回、保険金請求手続のうえ、保険金支払いを受けております。なお、保険金請求の対象債権につきましては所定の要件を設けております。

(3) ワランティ事業

ワランティとは、お客様が保有する物品に故障が発生したときに、あらかじめ定めた保証の適用範囲内において、無償で修理が受けられるサービスであります。なお、当社グループは自動車ワランティのみを取り扱っております。

① ワランティ事業の特徴

a. リクルートとの提携

当社グループは、ワランティ事業において、株式会社リクルートホールディングスの100%子会社であり、紙媒体及びWeb媒体において自動車情報を掲載するサービス「カーセンサー」を運営する株式会社リクルートマーケティングパートナーズと中古車修理保証制度「カーセンサーアフター保証」の販売促進を図る目的で業務提携しております。

カーセンサーアフター保証は、当社グループにおいて開発した自動車ワランティ商品を一部カスタマイズしたOEM商品であり、株式会社リクルートマーケティングパートナーズが展開する中古車情報媒体「カーセンサー」に掲載している車両に付保されます。株式会社リクルートマーケティングパートナーズが当社グループの提携先に対し販売促進の営業活動を行う一方で、当社グループはワランティ業務（オート取引先とのカーセンサーアフター保証に係る業務提携契約の締結、お客様との保証契約の締結、保証の履行等）を受託しており、当社のワランティ取扱件数の増加に寄与しております。

b. 故障車両に係るデータ保有

自動車ワランティは、お客様から金員を頂戴し、故障が発生したお客様に修理を行うスキームであり、故障車両の走行距離、経過年数及び修理内容といった実績値を蓄積し分析することで、より適切なワランティ商品の設計やプライシングが可能となります。その点、当社グループの累計ワランティ契約台数は約39万台（2010年4月～2017年10月の累計：390,969台）であり、この契約台数を背景とした故障車両に係るデータを有しております。

c. 修理対応力

当社グループのワランティ事業におきましては、整備士の資格を有した社員を、修理の受付対応等を行うコールセンターへ配置し、直接お客様や整備工場に対応する体制を整えております。その結果、ワランティの適用にあたって正確かつ迅速な対応が可能となり、最終的にお客様に安心感を与えていると考えております。また同様に、ワランティの適切な適用や、リサイクル・リビルド部品の利用、直営の整備工場の保有、FAINES（注）の閲覧等を通じて、修理コストの削減及び、不必要な修理の未然防止を可能としていると考えております。

（注） FAINESとは、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会が整備事業者に対して提供する、整備マニュアルや故障整備事例等の情報データベースをいいます。

②ワランティ事業における商品分類

当社グループが提供するワランティは、提携先の営業戦略や取扱車種、お客様の利便性等を考慮し、提携先のニーズに応じた異なるワランティ商品を提供しております。以下に、当社グループが提供する代表的なワランティ商品を記載いたします。

a. プライムワランティ

当社グループにおいて開発した自社ブランドの自動車ワランティ商品であり、以下に記載する「カーセンサーアフター保証」や「その他OEM」の開発の基本形となる商品であります。プライムワランティは最大395項目の部位を保証しており、この部位には自動ブレーキシステム、LEDヘッドライトシステム、LEDテールランプ、AFS（アダプティブ・フロントライティング・システム）やレーダーレーンキープシステム等の機構も保証対象として含まれております。

b. カーセンサーアフター保証

当社グループにおいて開発した自動車ワランティ商品を、株式会社リクルートマーケティングパートナーズとの提携により一部カスタマイズしたOEM商品であります。カーセンサーアフター保証は、株式会社リクルートマーケティングパートナーズが展開する中古車情報媒体「カーセンサー」を利用する提携先に対し提供され、カーセンサーに掲載される車両に付保されるものであります。

c. その他OEM

当社グループにおいて開発した自動車ワランティ商品を、月間30台程度の販売ベースをもつ中古車小売店との提携により一部カスタマイズしたOEM商品であります。提携先の販売する車種構成等に応じ、対応車種や対応保証範囲をカスタマイズすることで、2017年10月31日現在、基本プラン5類型、約1,000種類のOEM商品を提供しております。

③ワランティ事業における取引の流れ

ワランティ事業においては、PFSが提携先から受け取ったワランティ代金は、いったん「その他の負債」として計上され、保証契約期間に按分し、最終的に当社の収益となるワランティ収益相当部分のみ営業収益に計上しております。また、PFSが整備工場等に支払う修理代金が営業費用に計上されております。

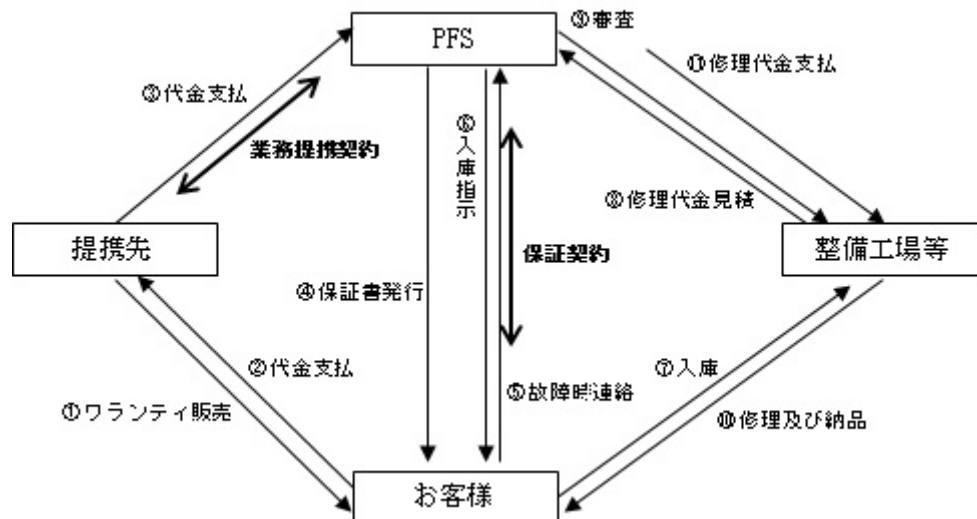
a. ワランティの取引の流れ

取引の流れは以下のとおりです。

- ① 提携先がお客様へワランティを販売
- ② お客様が提携先へワランティ代金を支払い

- ③ 提携先がPFSにワランティ代金を支払い
- ④ PFSからお客様へ保証書を発行
- ⑤ 故障発生時、お客様から提携先又はPFSへ入電
- ⑥ PFSから整備工場等への車両入庫を誘導
- ⑦ お客様から整備工場等へ車両を入庫
- ⑧ PFSが工場等から修理見積を取得
- ⑨ PFSと整備工場等が修理見積内容への審査及び交渉
- ⑩ 修理後、整備工場等からお客様へ車両を納品
- ⑪ 整備工場等からの請求に基づき、PFSから修理代金を支払

(ワランティの仕組み)



(4) その他事業 (整備事業)

整備事業は、ワランティ事業で発生する自動車修理業務を内製化する目的で事業を展開しております。当社グループは、2016年4月に北海道札幌市白石区に钣金整備工場を開設し、「钣金サービス」及び「整備サービス」の提供を開始いたしました。その後、同年8月に子会社P A S株式会社を設立し、当該事業を同社傘下に集約いたしました。さらに同年10月、同市北区に钣金整備工場を1拠点開設いたしました。

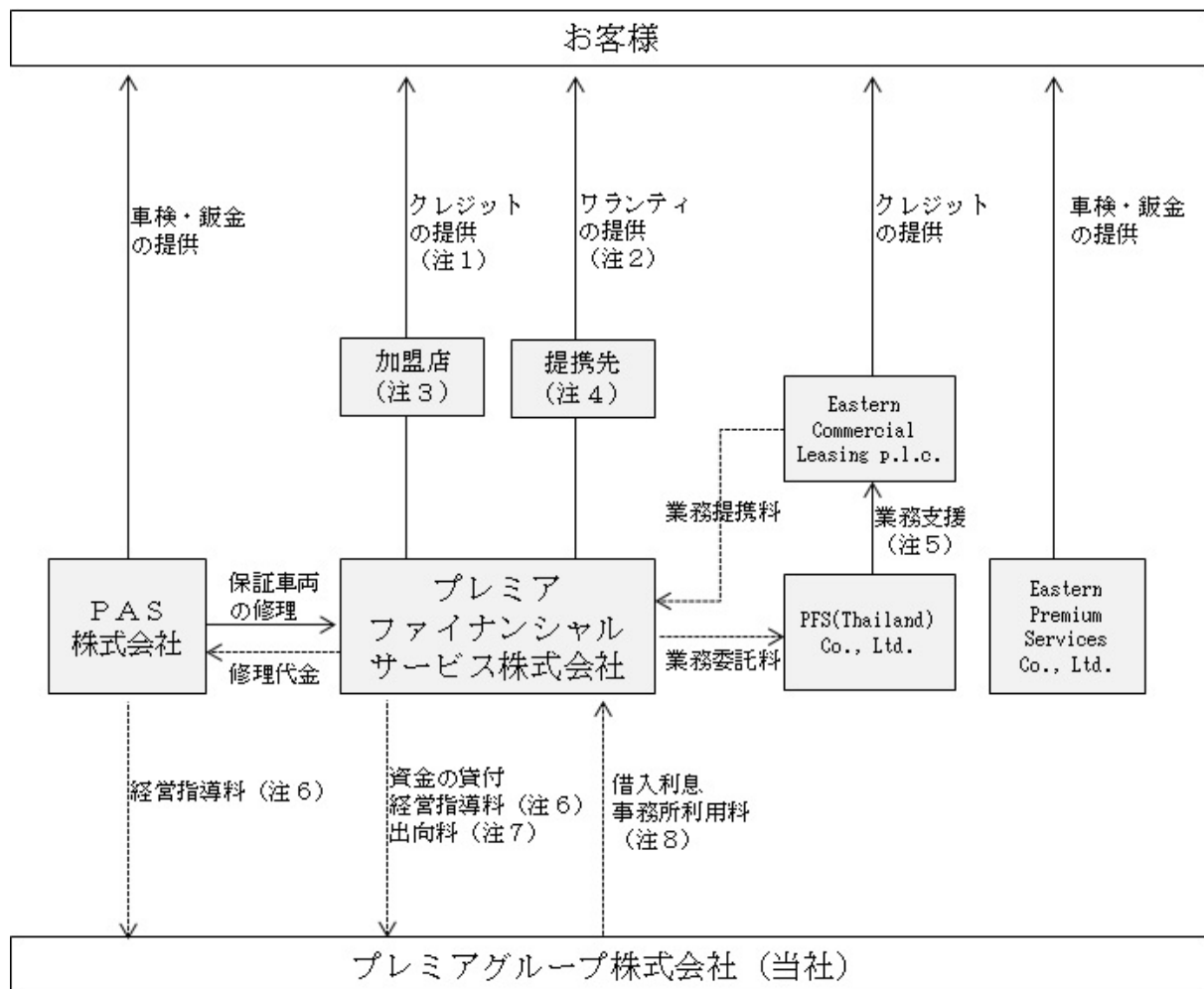
(5) その他事業 (海外事業)

当社グループは、国内で培った自動車販売業界におけるクレジット事業やワランティ事業に係る経験やノウハウをもとに、海外でも自動車販売に係るファイナンスやワランティの事業を展開するため、以下のとおり子会社の設立や持分法適用関連会社化を行ってきました。

2016年2月、タイ王国の自動車販売金融会社である Eastern Commercial Leasing p.l.c. (所在地：タイ王国バンコク都、CEO：Danucha Verapong、以下「ECL」という。)が実施する第三者割当増資を引受け、25.5%の持分を保有するとともに、業務提携契約を締結いたしました。2016年5月、ECLへの第三者割当増資が完了し、関連会社化しました。

また、ECLの関連会社化に先立ち、2016年4月に、海外事業の橋頭堡として PFS(Thailand)Co., Ltd. (所在地：タイ王国バンコク都。以下「PFSタイ」という。)を設立いたしました。

このほか、2016年11月に、タイ王国における自動車整備サービス展開のため、ECL及び株式会社ライジングサン商会 (神奈川県横浜市中区、代表取締役：篠原邦夫)との合弁企業である Eastern Premium Services Co., Ltd. (所在地：タイ王国バンコク都)を設立し、2017年9月に整備工場一号店をタイ王国バンコク都に開業いたしました。



- (注) 1. 詳細な取引の流れについては、「3 事業の内容 (2) クレジット事業②クレジット事業における取引の流れ (立替払方式と提携ローン方式)」へ記載しております。
2. 詳細な取引の流れについては、「3 事業の内容 (3) ワランティ事業③ワランティ事業における取引の流れ」へ記載しております。
3. 加盟店とは、プレミアファイナンシャルサービス株式会社 (以下「PFS」という。) と加盟店契約を締結し、継続的に当社グループが提供するクレジット商品をお客様にあっせん、仲介する業者をいいます。
4. 提携先とは、PFSとワランティに係る業務提携契約を締結し、PFSと連携してワランティ商品をお客様に提供する業者を指します。
5. PFSとECLとの間で業務提携契約を結び、PFSは当該契約に基づく業務支援をPFSタイへ委託しております。
6. 当社からPFS及びPAS株式会社へ経営管理業務を提供し、その対価として経営指導料を受領しております。
7. 当社は、PFSへ従業員を出向しており、その対価として出向料を受け取っております。
8. 当社は、PFSから事務所を賃借しており、その対価として事務所利用料を支払っております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) プレミアファイナンシャルサービス株式会社 (注) 9. 10.	東京都港区	1,515	クレジット事業及び ワランティ事業	100.0	当社からの経営指導 不動産の転借 出向 役員の兼任あり
P A S 株式会社 (注) 10.	東京都港区	40	その他事業 (整備事業)	100.0	当社からの経営指導 役員の兼任あり
PFS(Thailand)Co., Ltd. (注) 5. 10.	Bangkok, Thailand	2百万バーツ	その他事業 (海外事業)	48.0 [1.0]	役員の兼任あり
(持分法適用関連会社等) Eastern Commercial Leasing p.l.c.	Bangkok, Thailand	798百万バーツ	その他事業 (海外事業)	25.5 (25.5)	役員の兼任あり
Eastern Premium Services Co., Ltd.	Bangkok, Thailand	20百万バーツ	その他事業 (海外事業)	36.0	役員の兼任あり

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、事業サービスの名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の [] 内は、当社代表取締役社長である柴田洋一の所有割合で外数となっております。なお、2017年5月に柴田洋一は、当社連結子会社プレミアファイナンシャルサービス株式会社に同氏が保有する PFS(Thailand)Co., Ltd. の全株式を譲渡しております。
3. 議決権の所有割合の () 内は、間接所有割合で内数となっております。
4. 当社が採用するIFRSにおいては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表注記 29. 子会社」に記載のとおり、当社グループの直近上位の親会社は A Z - S t a r 1 号投資事業有限責任組合であり、最終的な支配当事者は A Z - S t a r 株式会社であります。
5. 持分は100分の50以下であります。が、実質的に支配しているため子会社としたものであります。
6. 持分法適用関連会社には共同支配企業を含んでおります。
7. Eastern Premium Services Co., Ltd. は、2017年5月8日付で増資の決議を行っております。
8. 2017年7月にプレミアリース株式会社 (当社100%子会社) 及び C I F U T 株式会社 (当社49%出資) を設立、2017年11月に PT Premium Garansi Indonesia (当社33%出資) を設立しております。
9. プレミアファイナンシャルサービス株式会社については、売上高 (連結会社相互間の内部売上高を除く。) の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、当該子会社の売上高 (連結会社相互間の内部売上高を除く。) の連結売上高に占める割合が90%を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。
10. 特定子会社であります。
11. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2017年10月31日現在

事業サービスの名称	従業員数（人）
クレジット事業	228 （ 40 ）
ワランティ事業	23 （ 5 ）
その他事業（整備事業）	12 （ 1 ）
その他事業（海外事業）	8 （ - ）
その他・管理部門	52 （ 7 ）
合計	323 （ 53 ）

- (注) 1. 当社グループは「オート・ファイナンス事業」の単一セグメントであるため、事業サービス別に記載しております。
2. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
3. クレジット事業の営業人員がワランティ事業の営業活動も行っているため、ワランティ事業の従業員数には営業人員数が含まれておりません。
4. 最近日までの1年間において、従業員数が34名増加いたしましたのは、主として業容拡大による期中採用によるものであります。

(2) 提出会社の状況

2017年10月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
52（ 7 ）	36.7	5.0	6,296,860

事業サービスの名称	従業員数（人）
その他・管理部門	52 （ 7 ）
合計	52 （ 7 ）

- (注) 1. 当社は「オート・ファイナンス事業」の単一セグメントであるため、事業サービス別に記載しております。
2. 従業員数は就業人員（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
3. 平均勤続年数は当社グループでの勤続年数を引き継いで算出しております。
4. 平均年間給与は賞与及び基準外賃金を含んでおります。支給対象期間1年未満の者については、在籍期間の給与を基に見込みで算出しております。また、出向者の出向料は含めておりません。
5. 最近日までの1年間において、従業員数が52名増加いたしましたのは、主として当社を持株会社としたホールディングス体制への移行に伴う子会社から当社への転籍によるものです。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第2期連結会計年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

当社は、A Z - S t a r 1号投資事業有限責任組合による出資受け入れのための受け皿会社として、2015年5月25日に設立され、当社グループの事業主体となる（主要な事業の「クレジット事業」及び「ワランティ事業」の主体である）プレミアファイナンシャルサービス株式会社のすべての株式を2015年6月19日に取得して完全子会社化しました。従って、第1期である2016年3月期については2015年5月25日から2016年3月31日までの10ヶ月と7日となるため、前年同期比の記載は省略しております。このため、プレミアファイナンシャルサービス株式会社単体の最新事業年度である第10期の経営成績について、前事業年度と比較した前年同期比を記載しております。なお、プレミアファイナンシャルサービス株式会社の第9期（2015年4月1日から2016年3月31日まで）及び第10期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）計算書類は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準（日本基準）に基づき作成されており、会社法第436条第2項第1号に基づき有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善傾向が続くなか、政府・日銀による積極的な経済・金融緩和政策を背景に、景気は緩やかな回復基調となりましたが、中国を始めとするアジア新興国等の景気の下振れ影響への懸念や個人消費の停滞感などから先行き不透明な状況が続いております。

当連結会計年度は、主力事業であるクレジット事業及びワランティ事業の伸長を第一の課題として取り組んでまいりました。クレジット事業においては、オートクレジットにおける各種商品への本格的な取組みを通じての自動車マーケットにおけるシェア拡大及び太陽光発電システム等のエコロジークレジットの拡販を目指し、営業人員の増加・営業ツールの新規導入・研修や合宿による営業スキル向上・Web申込システムの推進・事務体制の効率化・債権回収の強化・提携金融機関の増加等を実施することで、クレジット取扱高及びクレジット債権残高を大きく伸長させることができました。また、ワランティ事業においては、中古車マーケットでのシェア拡大を目指し、中古車小売店の開拓推進、株式会社リクルートホールディングス傘下の株式会社リクルートマーケティングパートナーズとのアライアンスの拡大を実施するほか、修理対応のオペレーションについても、人員を増加させるとともに、業務面・システム面の改善を図り原価の低減及び顧客満足度の向上に努めたことで、ワランティ取扱高及びワランティ残高を増加させることができました。さらに、その他事業（整備事業）においては、2016年8月に子会社P A S株式会社を設立し当該事業を同社傘下に集約しました。その他事業（海外事業）においては、2016年2月に業務提携契約を締結したタイ王国の自動車販売金融会社である Eastern Commercial Leasing p.l.c.（所在地：タイ王国バンコク都、CEO：Danucha Verapong、以下「ECL」）に対して、2016年5月に25.5%相当の持分を出資しました。

これらの取組みの結果、営業収益は7,899,687千円、営業収益の額から営業費用の額を控除した金額は1,377,467千円、税引前利益は1,297,106千円、親会社の所有者に帰属する当期利益は846,701千円となりました。

なお、プレミアファイナンシャルサービス株式会社単体の第10期の経営成績は以下のとおりです。

クレジット事業における、残債型クレジット「ザンプレ」や84回払い超の長期クレジットの取り扱いの本格化効果等による営業PHの増加や、ワランティ事業における、OEM商品専担者設置による販促強化等により、営業収益は7,890,141千円（前年同期比15.7%増）となりました。また、生産性を重視した事務体制や債権回収体制の構築等による一般管理費及び販売費の削減により経常利益は1,925,565千円（前年同期比45.9%増）、当期純利益は1,308,781千円（前年同期比47.5%増）となりました。

第3期第2四半期連結累計期間（自 2017年4月1日 至 2017年9月30日）

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、株高等を背景とした企業の好業績もあり、景気は緩やかな回復基調が続いている状況です。一方、米国の政権運営や先進国におけるポピュリズムの台頭、不安定な朝鮮半島情勢、国内における人手不足の顕在化、個人消費の伸び悩みなど、将来への不透明感は払拭できない状態が続いており、景気の先行きは予断を許さない状況となっております。

当社グループの主要なターゲットである中古車販売市場につきましても、2017年4月から2017年9月までの国内普通乗用車の中古車登録台数は1,623,420台（前年同期比103.6%）とほぼ前年並みの市場規模となっております。（出典：一般社団法人日本自動車販売協会連合会統計データ）

このような中、当社グループは、「①世界中の人々に最高のファイナンスとサービスを提供し、豊かな社会を築き上げることに貢献します ②常に前向きに、一生懸命プロセスを積み上げることのできる、心豊かな人財を育成します」というミッションの実現に向け、経営ビジョン「① Chanage ② Break Through ③ With Us」を掲げ、主要取引先である自動車販売店に対して、クレジット、ワランティに加えて自動車整備や新車仲介販売といったサービスを複合的に提供することで取引接点を拡大させる「MULTI ACTIVE」施策の展開により、業容・収益の持続的成長の推進を加速させるとともに、新たな成長モデルの実現に向けた様々な取り組みに挑戦しております。

クレジット事業では、良好な調達環境の継続に加えて、営業人員の増員、営業スキル向上施策の実施等により、加盟店とのきめ細かいリレーションの構築を通じて稼働率を向上させることに努め、ワランティ事業では、中古車小売大手との提携業務の拡大やクレジットとのクロスセルを推進してまいりました。また、その他事業（整備事業）で

は、事業開始2期目となり、事業運営体制が軌道に乗りました。さらに、その他事業（海外事業）では、タイ王国における Eastern Commercial Leasing p.l.c. の業績が好調に推移いたしました。

これらの取組みの結果、営業収益は4,443,116千円（前年同期比13.7%増）、営業収益の額から営業費用の額を控除した金額は828,299千円（前年同期比8.5%増）、税引前四半期利益1,189,254千円（前年同期比69.5%増）、親会社の所有者に帰属する四半期利益812,998千円（前年同期比84.0%増）となりました。

(参考情報)

当社グループは「オート・ファイナンス事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりますが、事業サービス別に「クレジット事業」「ワランティ事業」「その他事業（整備事業）」「その他事業（海外事業）」の4事業を営んでおり、クレジット事業及びワランティ事業を主力事業と位置づけております。このため、事業継続期間の長い主力事業における主な指標の状況を参考情報として記載いたします。

なお、以下の指標は、従来よりクレジット事業及びワランティ事業を営み、2015年7月に当社の完全子会社となったプレミアムファイナンシャルサービス株式会社（以下「PFS」という。）の第9期及び第10期の実績について記載しております。

(クレジット事業)

①オートクレジット

残債型クレジット「ザンプレ」や84回払い超の長期クレジットの取り扱いの本格化に加え、営業人員の増加・営業ツールの新規導入・研修や合宿による営業スキル向上・Web申込システムの推進・事務体制の効率化・債権回収の強化・提携金融機関の増加等を実施することにより、提携ローン債権残高が160,052百万円（前期比17.5%増）に伸長しました。その他の主な指標は下表のとおりです。

②エコロジークレジット

オートクレジット同様に、営業人員の増加・営業ツールの新規導入・研修や合宿による営業スキル向上・Web申込システムの推進・事務体制の効率化・債権回収の強化等に加え、専担部署を設置して販促を強化したことにより、利用者数が1,152人（前期比2,460.0%増）となりました。その他の主な指標は下表のとおりです。なお、エコロジークレジットとは、太陽光発電システム等の購入に伴うクレジットをいいます。

(ワランティ事業)

OEM商品専担者設置による販促強化のほか、中古車小売店の開拓推進、株式会社リクルートホールディングス傘下の株式会社リクルートマーケティングパートナーズとのアライアンスの拡大を実施するほか、修理対応のオペレーションについても、人員を増加させるとともに、業務面・システム面の改善をはかることで、原価の低減及び顧客満足度の向上に努め、利用者数が82,319人（前期比18.6%増）となりました。その他の主な指標は下表のとおりです。

[主要事業等における主な指標の状況]

事業サービス名	区分	第9期	第10期	前期比	
		(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)		
クレジット事業	オート クレジット	利用者数(人) (注) 1	64,580	69,850	108.2%
		加盟店数(社)	14,167	15,937	112.5%
		新規加盟店数(社)	2,126	2,205	103.7%
		PH取扱高(百万円) (注) 2	111	118	106.3%
		債権残高(百万円)	143,540	167,718	116.8%
		内_提携ローン債権(注) 3	136,208	160,052	117.5%
		内_自社債権(注) 4	3,498	5,379	153.8%
		内_流動化債権(注) 5	3,600	1,858	51.6%
		内_集金保証債権(注) 6	234	429	183.3%
	エコロジー クレジット	利用者数(人) (注) 1	45	1,152	2,560.0%
		加盟店数(社)	30	94	313.3%
		新規加盟店数(社)	8	78	975.0%
		PH取扱高(百万円) (注) 2	5	57	1,140.0%
		債権残高(百万円)	3,768	5,032	133.5%
		内_提携ローン債権(注) 3	3,487	4,655	133.5%
内_自社債権(注) 4	24	377	1,570.8%		
内_流動化債権(注) 5	258	-	-		

事業サービス名	区分	第9期	第10期	前期比
		(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	
フランティ事業	利用者数(人) (注) 1	69,414	82,319	118.6%
	提携先数(店)	14,963	17,461	116.7%
	新規提携先数(店)	2,543	2,811	110.5%
	PH取扱高(千円) (注) 2	2,574	2,801	108.8%
	フランティ残高(百万円)	1,947	2,256	115.9%

(注) 1. 利用者数とは、次のとおりです。

オートクレジット利用者数：PFSがお客様とクレジット契約（立替払契約又は保証委託契約）を締結した数
エコロジークレジット利用者数：オートクレジットと同様

フランティ利用者数：お客様がフランティ商品の申込みを行った数

- PH取扱高とは、営業人員1人あたりの月間取扱高の12ヶ月間の平均をいいます。月間取扱高とは、1ヶ月間（2017年4月度であれば2017年4月1日から2017年4月30日までの期間）において、新たに締結したクレジット契約金額あるいは保証契約金額の総額です。なお、クレジット契約金額とは、商品代金残金及び分割払手数料の合計額をいいます。
- 提携ローン債権とは、PFSの加盟店を通じてオートクレジット等の申込みがあった際、PFSが信用調査のうえ承認した顧客に対し、PFSの連帯保証によりPFS提携金融機関が融資を行う債権をいいます。当該債権は、連結財政状態計算書の金融債権には含まれておりません。なお、当該債権のうち、3ヶ月超延滞を経て、提携金融機関に対しPFSが代位弁済を行った債権は、自社債権となります。
- 自社債権とは、主に、PFSの加盟店が不特定の消費者に割賦販売を行う際、PFSが信用調査のうえ承認した顧客に対し、PFSがその代金を顧客に代わって加盟店に立替払いをし、顧客からは約定の分割回数により立替代金の回収を行う債権をいいます。当該債権は、連結財政状態計算書の金融債権を構成するものです。
- 流動化債権とは、クレジット債権から生ずるキャッシュ・フローを受益権化し、その受益権の一部を外部の第三者へ売却するスキームにおける原債権をいいます。当該債権は、連結財政状態計算書の金融債権を構成するものです。なお、当該債権のうち、3ヶ月超延滞を経て、PFSが買戻しを行った債権は、自社債権となります。
- 集金保証債権とは、PFSの加盟店を通じてオートクレジットの申込みがあった際、PFSが信用調査のうえ承認した顧客に対し、PFSの連帯保証によりPFS加盟店が融資を行う債権をいいます。当該債権は、連結財政状態計算書の金融債権には含まれておりません。

(2) キャッシュ・フロー

第2期連結会計年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

当連結会計年度のキャッシュ・フローは営業活動による収入2,769,131千円（前年同期は2,711,651千円の収入）、投資活動による支出1,392,714千円（前年同期は4,860,317千円の支出）及び財務活動による支出2,222,866千円（前年同期は7,488,796千円の収入）でした。この結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べて846,241千円減少し、4,493,889千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自 2015年5月25日 至 2016年3月31日）	当連結会計年度 （自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）	増減
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,711,651	2,769,131	57,480
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,860,317	△ 1,392,714	3,467,603
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,488,796	△ 2,222,866	△ 9,711,662

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は2,769,131千円（前年同期は2,711,651千円の獲得）となりました。これは主に、金融債権の増加167,616千円による使用等があった一方、税引前利益1,297,106千円、金融保証契約の増加1,819,379千円等による獲得があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は1,392,714千円（前年同期は4,860,317千円の使用）となりました。これは主に、投資有価証券の取得による支出1,009,514千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は2,222,866千円（前年同期は7,488,796千円の獲得）となりました。これは主に、長期借入れによる収入3,480,750千円等があった一方、長期借入金の返済による支出5,989,121千円等があったことによるものであります。

第3期第2四半期連結累計期間（自 2017年4月1日 至 2017年9月30日）

当第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローは営業活動による収入912,564千円（前年同期は2,104,319千円の収入）、投資活動による支出631,120千円（前年同期は1,240,039千円の支出）及び財務活動による収入89,742千円（前年同期は987,560千円の支出）でした。この結果、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は4,865,252千円となりました。当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

（単位：千円）

	前第2四半期 連結累計期間 （自 2016年4月1日 至 2016年9月30日）	当第2四半期 連結累計期間 （自 2017年4月1日 至 2017年9月30日）	増減
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,104,319	912,564	△ 1,191,755
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,240,039	△ 631,120	608,919
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 987,560	89,742	1,077,302

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果取得した資金は、912,564千円となりました。これは主に、金融債権の増加1,391,603千円、その他の金融負債の減少310,774千円による使用等があった一方、税引前四半期利益1,189,254千円、金融保証契約の増加1,130,928千円、その他の資産の減少825,650千円等による獲得があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、631,120千円となりました。これは主に、投資有価証券の取得による支出539,056千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果取得した資金は、89,742千円となりました。これは主に、短期借入金の返済による支出2,222,000千円、長期借入金の返済による支出852,864千円等による支出があった一方、短期借入金の借入による収入3,200,000千円があったことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2)受注状況

当社グループは受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(3)販売実績

① 事業サービス別営業収益

第2期連結会計年度及び第3期第2四半期連結累計期間における営業収益実績を事業サービス別に示すと、以下のとおりであります。

事業サービスの名称	第2期連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	前年同期比 (%)	第3期第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)
クレジット事業 (千円)	6,010,425	-	3,381,613
ワランティ事業 (千円)	1,825,915	-	1,004,736
その他 (千円)	63,347	-	56,768
合計 (千円)	7,899,687	-	4,443,116

(注) 1. 当社グループは「オート・ファイナンス事業」の単一セグメントであるため、事業サービス別に記載しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 当社は、2015年5月25日に設立されたため、第1期連結会計年度については、2015年5月25日から2016年3月31日までの10ヶ月と7日となっているため、前年同期比は記載しておりません。そのため、期間比較のための参考情報として、当社グループの事業主体であるプレミアファイナンシャルサービス株式会社の第9期及び第10期の実績を記載します。なお、下記の金額には消費税等は含まれておりません。

(日本基準)

事業サービスの名称	第9期事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	第10期事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	前年同期比 (%)
クレジット事業 (千円)	5,181,479	6,033,503	116.4
ワランティ事業 (千円)	1,636,248	1,826,328	111.6
その他 (千円)	23	30,309	131,779.1
合計 (千円)	6,817,750	7,890,141	115.7

4. 最近2連結会計年度及び第3期第2四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため記載を省略しております。

② 事業サービス別取扱高

第2期連結会計年度及び第3期第2四半期連結累計期間における取扱高実績を事業サービス別に示すと、以下のとおりであります。

事業サービスの名称	第2期連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	前年同期比 (%)	第3期第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)
クレジット事業 (千円)	93,912,037	-	53,235,542
ワランティ事業 (千円)	2,180,894	-	1,213,545

(注) 1. 当社グループは「オート・ファイナンス事業」の単一セグメントであるため、事業サービス別に記載しております。

2. クレジット事業の取扱高とは、ある一定期間（2017年3月期であれば2016年4月1日から2017年3月31日までの期間）において、新たに締結したクレジット契約金額の総額をいいます。なお、クレジット契約金額とは、商品代金残金及び分割払手数料の合計額をいいます。
3. ワランティ事業の取扱高とは、ある一定期間（2017年3月期であれば2016年4月1日から2017年3月31日までの期間）において、新たに締結したワランティ契約金額の総額をいいます。
4. 当社は、2015年5月25日に設立されたため、第1期連結会計年度については、2015年5月25日から2016年3月31日までの10ヶ月と7日となっているため、前年同期比は記載しておりません。そのため、期間比較のための参考情報として、当社グループの事業主体であるプレミアムファイナンシャルサービス株式会社の第9期及び第10期の実績を記載いたします。

事業サービスの名称	第9期事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	第10期事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	前年同期比 (%)
クレジット事業 (千円)	81,623,946	93,912,037	115.1
ワランティ事業 (千円)	1,892,029	2,180,894	115.3

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、その達成を保証するものではありません。

(1) 経営方針

当社グループは、法改正を含む外部経営環境の変化に応じたコンプライアンスの徹底を前提として、「世界中の人々に最高のファイナンスとサービスを提供し、豊かな社会を築き上げることに貢献します」「常に前向きに、一生懸命プロセスを積み上げることでできる、心豊かな人財を育成します」というミッションの具現化と、将来にわたりこれらを継承する人財の育成の両立により、企業価値の中長期的増大を図ってまいります。

(2) 経営環境及び経営戦略

当社グループの主力事業であるクレジット事業及びワランティ事業の対象市場である中古車マーケットをみると、自動車個人ユーザーにとって生活必需品としての色彩が強いことに起因して、中古車の自家用登録台数は横ばい傾向にあり、クレジット利用についても「底堅く」推移するものと考えております。また、競争環境の面では、クレジット事業を新たに開始するためには多額のシステム投資が必要であるという観点から、新興企業が容易に開始できる事業ではないと捉えており、これらのことは当社グループにとって、マーケット全体は成熟市場でありながらも、残存者利益を享受することにより、将来において成長余地があることを示していると認識しております。

当社グループは、今後の成長戦略として、「MULTI ACTIVE」戦略の推進・海外事業の推進・新規事業の推進・ローコストオペレーションの徹底・組織力の強化によりミッションの具現化と企業価値の中長期的増大を図ってまいります。その中でも「MULTI ACTIVE」戦略、海外事業、新規事業の推進が今後の成長の要となってまいります。

① 「MULTI ACTIVE」戦略の推進

当社グループにおきましては、独立系（注1）である強みを活かし、オート取引先に対する複数サービスを提供し、継続的な取引関係を構築する仕組みを「MULTI ACTIVE」と呼び、差別化における重要な戦略と位置付けており、「クレジット」「ワランティ」に加えて、CAR MARKET分野（注2）では「钣金サービス」「整備サービス」「新車仲介販売」「オートコンシェルジュサービス」（注3）の提供を開始しております。

今後は、この「MULTI ACTIVE」をさらに強化するために、ファイナンス分野（注2）、CAR MARKET分野の新規事業、サービスをリリースし、主力事業であるクレジット事業及びワランティ事業の継続的な拡大を図っていく方針であります。

② 海外事業の推進

当社の関連会社であるタイ王国の Eastern Commercial Leasing p.l.c. の企業価値を高めることに注力するとともに、タイ王国以外への展開も並行的に検討を進めており、第3期連結会計年度においてはインドネシア共和国におけるワランティ事業を推進するため、2017年11月に同国に現地法人 PT Premium Garansi Indonesiaを住友商事株式会社（注4）及び同国三大財閥の一つといわれているシナルマスグループの関係会社等との合弁により設立いたしました。

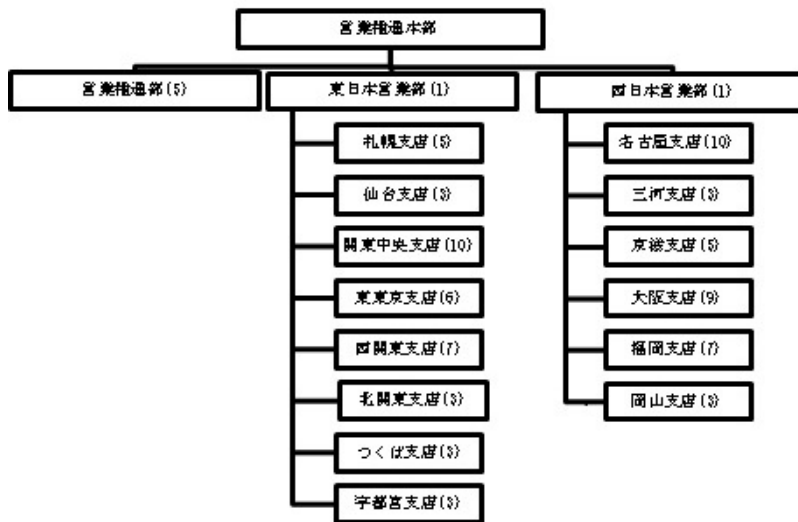
③ 新規事業の推進

当社主力事業であるクレジット事業に加えて自動車ファイナンス商品のラインナップ拡充のため、2017年7月にプレミアリース株式会社を設立いたしました。今後、「個人向けオートリース」のリリース等、オートリース事業を推進していく計画であります。

また、自動車関連IoT装置の開発及び販売を行うC I F U T株式会社を2017年7月に設立いたしました。自動車関連IoT装置である「位置情報管理機能付きエンジン始動制御装置」（注5）は、自動車ファイナンス商品と組み合わせることで幅広く与信を行い、より多くのお客様へ自動車ファイナンス商品を提供することが可能となる商品であり、国内・海外を問わず、推進していく計画であります。

今後は、当社の強みである個人に対する与信・管理ノウハウやカーアフターマーケットノウハウを活かし、ファイナンス分野、CAR MARKET分野の新規事業の推進を行ってまいります。

(注) 1. 当社グループでは、銀行の子会社や関連会社ではないことを「独立系」と表現しております。当社グループの主要商品である「オートクレジット」において、銀行の子会社又は関連会社である競合他社は、銀行法において子会社となる会社の制限があり、クレジットやリース以外のサービスを原則提供することができません。一方で、当社グループは、独立系であることから、オート取引先に対し、オートクレジットだけでなく「自動車ワランティ」や「整備サービス」、「钣金サービス」といった複数のサービスを提供しております。「MULTI ACTIVE」を推進する体制は2017年10月31日現在、次のとおりであります。なお、（ ）内は「MULTI ACTIVE」を推進するオートクレジット事業の人員数（単位：人）であります。



2. 当社グループでは、自動車販売に付随・関連するマーケット、いわゆるカーアフターマーケットを活用した事業を「CAR MARKET分野」、個人に対する与信管理ノウハウを活用した事業を「ファイナンス分野」と表現しております。
3. 钣金サービスとは、自動車の傷や凹み等の修繕を行うサービスをいいます。
整備サービスとは、自動車検査登録制度に基づく自動車の検査及び自動車の性能面における故障修理を行うサービスをいいます。
新車仲介販売とは、自動車の卸売を行うサービスをいいます。
オートコンシェルジュサービスとは、オート取引先が販売する中古車にお客様が安心して乗れるよう、整備士資格を持ったPFSの社員がお客様からの車に関する相談事項に電話オペレーターとして対応する「お車コンシェルジュ（コールセンター）」のほか、「緊急時のロードサービス」と「バッテリー・タイヤ本体無償交換」サービスを無償付保したサービスをいいます。
4. 現地において事業を展開するのは、住友商事株式会社の子会社である「PT Summit Auto Group」であります。
5. 位置情報管理機能付きエンジン始動制御装置とは、車両の位置情報や走行情報の管理及び遠隔制御が可能となる装置であります。

(3) 対処すべき課題

経営方針及び経営戦略の実現のため、以下の施策に取り組んでまいります。

① 「MULTI ACTIVE」戦略の推進

「MULTI ACTIVE」をさらに推進するためには、ファイナンス分野、CAR MARKET分野における新規事業、サービスをリリースしていく必要があります。そのため、営業担当者がオート取引先から獲得する顧客ニーズと、事業開発部門が広範な情報ネットワークから収集するシーズ等を分析・加工し、既存の主力事業とシナジーの高い新たな事業、サービスを創出してまいりたいと考えております。

② 海外事業の推進

経営環境及び経営戦略において記載いたしましたとおり、国内中古車マーケットは依然成長余地があるとはいえ、当社グループの継続的成長を達成するためには、ノウハウ・知見を活かした形での海外への展開が欠かせないものと考えております。これについては、当社グループが国内で培った自動車販売業界におけるクレジット事業、ワランティ事業及びその他事業（整備事業）に係る経験やノウハウの移管により、持分法適用関連会社化したタイ王国のECLの企業価値を高めることに注力するとともに、タイ王国以外への展開も並行的に検討を進めており、第3期連結会計年度においてはインドネシア共和国におけるワランティ事業を推進するため、2017年11月に同国に現地法人 PT Premium Garansi Indonesia を住友商事株式会社及び同国三大財閥の一つといわれているシナルマスグループの関係会社等との合弁により設立いたしました。

今後、国内の既存事業であるクレジット、ワランティ及び整備事業で培った知見をもとに、「クレジット」、「ワランティ」、「整備」のサービスを海外展開における3コア事業として、タイ王国及びその周辺国への展開を検討してまいります。

③ 組織力の強化

積極的な新卒・中途採用活動を今後も継続していくと同時に、人財の多様性が増していく中においては、社員個々の経験値の蓄積、組織としての一体感の維持、マネジメント力の更なる強化が必要であると考えております。そのため、知識・実務に係る社内研修・OJTのみならず、当社の行動規範である「バリュー」という概念に基づいた合宿や研修を、執行役員はじめ各従業員層に対し継続的に繰り返し実施することで、「高みを目指す」、「最後まで諦めない」、「固定概念の否定」という組織風土をすべての役職員が各自の役割に応じ職務の中で体現できるよう、組織の力を高めてまいります。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。なお、文中における将来に関する事項は本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。当社株式投資に関するすべてのリスクを網羅するものではありませんのでご留意下さい。

(1) 人財について

当社グループは、人財育成をミッションの一つとして掲げているように、人財こそが競争の源泉であり、当社グループの最大の強みであるという認識を持っております。そのため、有能な人財の採用、教育研修、人事考課に至るまで情熱を注ぎ、強い組織力を維持することに腐心しております。しかし、当社グループが有能な人財の採用及び雇用の維持、人財の教育ができなくなった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 経済環境の変化について

当社グループの主力事業であるオートクレジット等のクレジット事業は、経済環境の変化や税制改正、雇用情勢の悪化等が発生すると、個人消費が減退し、取扱高の減少や債権回収状況への悪影響が発生する可能性があります。その場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) 市場の競争激化について

オートクレジットのマーケットにおける競争が今後激しくなり、収益率の低下やシェアの低下等が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) 信用リスクについて

当社グループでは割賦売掛金や未収金の貸倒損失に備えるため、取引信用保険等を契約しており、一定のリスクヘッジを実施しております。また、保険の対象でない一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。ただし、景気の動向、個人破産申立の増加、その他の予期せぬ理由等により、保険料率の上昇及び貸倒引当金を積み増す可能性があります。その場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(5) 金利の変動について

当社グループでは資金調達の一部は、変動金利による借入となっているため、金融情勢の変化によっては、想定外の調達コストの変動が生じ、その場合には、事業の継続に影響を及ぼす可能性があります。

(6) システムリスクについて

当社グループは、クレジット基幹システムやWeb受付システム、自動審査システム、債権管理システム、ワランティ管理システム等のコンピューターシステムや通信ネットワークを使用し、クレジットやワランティの申込みにかかる個人属性情報やクレジット審査に必要な個人信用情報等、重要かつ大量の情報を処理しております。このため、日頃からネットワークのセキュリティの強化及びシステムの安定稼働の維持に努めるとともに、不測の事態に備えてシステムの冗長化、データセンターの二重化や通信ネットワークの複数キャリアの利用等の対策も講じておりますが、自然災害や事故、サイバー攻撃等によるコンピューターシステムの停止や通信ネットワークの切断、不備による誤動作、不正使用、不正アクセス、コンピューターウイルス等に起因して当社グループの業務に支障が生じた場合、また、システム開発計画を大幅に見直した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(7) 法的規制等について

当社グループが取り扱う業務は、「割賦販売法」、「古物営業法」、「道路運送車両法」及び関連する各種法令による規制を受けております。当社の主要な子会社であるプレミアファイナンシャルサービス株式会社が営む「クレジット事業」は、「割賦販売法」により「個別信用購入あっせん業者」の事業登録が必要な事業とされており、同法に基づき業者登録を行い、以降3年ごとに当該登録の更新を行っております。また、プレミアファイナンシャルサービス株式会社が営む「ワランティ事業」、及びPAS株式会社が営む「整備事業」は、一部業務に「古物営業法」により「古物取扱業者」としての許可が必要とされており、同法に基づき古物取扱業者としての許可を受けております。さらに、PAS株式会社では、自動車の分解整備について「道路運送車両法」により「自動車分解整備事業」の認証が必要とされており、同法に基づき認証を受け、認証工場として事業を営んでおります。当社グループでは法令等に従って業務を遂行しており、現時点において当該許認可等が取消となる事由に抵触する

事象は発生しておりませんが、将来、何らかの理由により当該許認可等が取消され又は更新が認められない場合、将来における法律、規則、政策、実務慣行等の変更が発生した場合、「個人情報保護法」等の対応のための遵法コストの負荷及び「消費者契約法」、「特定商取引法」等に定める契約の取消、無効事由に該当した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

なお、本書提出日現在における当社グループの主な許認可等取得状況は、以下のとおりです。

取得・登録者名	プレミアファイナンシャルサービス株式会社	
許認可等の名称	個別信用購入あっせん業者	古物取扱業者
所轄官庁等	関東経済産業局	東京都公安委員会
登録年月日 及び登録番号等	2010年4月20日 関東（個）第11号	2008年10月24日 第301110808929号
更新年月日 及び登録番号等	2013年4月20日 関東（個）第11号-1 2016年4月20日 関東（個）第11号-2	なし
有効期限	2019年4月19日	有効期限の定めなし
法令違反の要件 及び主な許認可 取消事由	過剰与信防止等の各種行為規則に関する業務改善命令に違反した場合、法定純資産（50百万円）を下回った場合 等	盗品等の売買等の防止若しくは速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認められる場合 等

取得・登録者名	P A S 株式会社	
許認可等の名称	古物取扱業者	古物取扱業者
所轄官庁等	東京都公安委員会	北海道公安委員会
登録年月日及び 登録番号等	2016年12月28日 第301111607310号	2016年12月14日 第101280002167号
更新年月日及び 登録番号等	なし	なし
有効期限	有効期限の定めなし	有効期限の定めなし
法令違反の要件 及び主な許認可 取消事由	盗品等の売買等の防止若しくは速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認められる場合 等	盗品等の売買等の防止若しくは速やかな発見が著しく阻害されるおそれがあると認められる場合 等

取得・登録者名	P A S 株式会社 カーコンビニ倶楽部 北24条店	P A S 株式会社 カーコンビニ倶楽部 菊水元町店
許認可等の名称	自動車分解整備事業（認証）	自動車分解整備事業（認証）
所轄官庁等	国土交通省	国土交通省
登録年月日 及び登録番号等	2007年8月21日 第1-2576号	2016年4月14日 第1-2933号
更新年月日 及び登録番号等	なし	なし
有効期限	有効期限の定めなし	有効期限の定めなし
法令違反の要件 及び主な許認可 取消事由	道路運送車両法等の違反、認証条件違反又は役員等の欠格条項違反の場合 等	道路運送車両法等の違反、認証条件違反又は役員等の欠格条項違反の場合 等

(8) 大規模災害等について

当社グループは、大規模災害等が発生した場合に、重要な事業を継続し顧客及び社会に対する責務を最大限円滑に遂行するため、事業継続体制に関連する規程及び事業継続計画（BCP）を制定し、教育・訓練を実施しております。しかしながら、予想を超えた災害等が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(9) 風評について

当社グループの評判や風評は、お客様、投資者及び監督官庁等のステークホルダーとの信頼関係を良好に築くために非常に重要であります。しかしながら、法令違反、従業員不正、システム障害等が発生し、適切な対処が行えなかった場合には、評判や信用が損なわれる可能性があります。そのような場合に、当社グループは、お客様、投資者及び監督官庁等のステークホルダーとの信頼関係を失うこととなり、その場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(10) 資金調達リスクについて

当社グループの主な資金調達方法は、銀行からの借入、提携ローンの取組み、割賦債権の流動化などです。銀行からの借入には、長期のコミットメントラインなど資金調達リスク低減に寄与する借入がある一方、一年以内に返済予定の額もあります。また、財務制限条項の遵守などの条件を含むものがあります。このため、市場金利の上昇に伴い資金調達コストが上昇したり、金融市場の混乱の影響を受けて新たな資金調達が制限されたり、当社グループの業績低迷やコーポレート・ガバナンスの不徹底等に起因する信用力の低下により、資金調達コストが増加したり、資金調達ができなくなる等のリスクがあり、これらの改善がなされない場合には、当社グループの事業の継続に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 海外事業について

当社グループは、タイ王国においてオートクレジット事業、自動車整備事業等の海外事業を展開しております。当該海外事業が当初予定していた事業計画を達成できない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、その他の海外に事業展開する可能性もありますが、これらの地域においては以下のようなリスクがあり、これらの事象が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

- ①不利な影響を及ぼす租税制度の変更等の予期しない諸規制の設定又は改廃
- ②予期しない不利な経済的又は政治的要因の発生
- ③テロ・紛争等による社会的混乱 等

(12) 新規事業について

当社グループは、クレジット事業、ワランティ事業に次ぐ事業の柱を構築すべく新規事業の開発を積極的に展開しております。かかる新規事業が当初予定していた事業計画を達成できず、初期投資に見合うだけの十分な収益を将来において計上できない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(13) 個人情報について

当社グループでは、事業の性格上、個人信用情報を中心とした大量の個人情報を取得し、かつ保有、利用しております。当社の主要な子会社であるプレミアファイナンシャルサービス株式会社は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク制度を導入しており（登録番号10670054、取得日2013年9月4日）、このプライバシーマーク要求水準（JIS Q 15001:2006）と同等の管理をグループ全体で行い、実効性の確保に努めております。具体的には、個人情報保護指針（プライバシーポリシー）を定め、各部門で取扱う個人情報を特定し、取得や利用、保管する時のリスクを明らかにし、そのリスクを軽減する策を決定した上で漏えい等の事故を防ぐ体制を構築しております。その他にもネットセキュリティの強化、個人情報を取扱う委託先の確認及び評価、全従業員に対する教育研修の実施、プライバシーマーク内部監査員資格を取得した内部監査部門の社員による監査を実施するなど、その取扱は厳格に行っておりますが、万一当社グループ又は業務委託先等から、個人情報の漏えいや紛失又は不正利用等が発生した場合、当社グループの信用毀損、損害賠償責任を招き、業績に影響を及ぼすおそれがあるほか、個人情報取扱事業者として法令に違反した場合、勧告、命令等の行政処分を受ける可能性があります。その場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(14) 保険契約について

当社グループは、クレジット事業（提携ローン方式及び立替払方式）において貸倒リスクを負っておりますので、当該リスクをヘッジするため、複数の損害保険会社と保証機関型信用保険及び取引信用保険を締結しております。当該保険契約に定められている保険金の支払限度額を超過する貸倒損失が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼすおそれがあります。また、貸倒損失の増加による保険金の増加、保険業法の改正及び損害保険会社のスタンス変化等により保険契約が継続できない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼすおそれがあります。

(15) のれん及び無形資産について

当社は、2015年6月19日にプレミアファイナンシャルサービス株式会社のすべての株式を取得しており、のれん及び無形資産を計上しております。当該のれん及び無形資産については、将来の収益力を適切に反映しているものと判断しておりますが、プレミアファイナンシャルサービス株式会社の将来の収益性が低下した場合には、当該のれん及び無形資産について減損損失を計上する必要が生じ、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。なお、当社グループの連結財務諸表はIFRSを採用しておりますので、これらののれんは非償却性資産であり毎期の定期的な償却は発生しません。また、無形資産の一部は非償却性資産であり毎期の定期的な償却は発生しません。参考情報として、IFRSでは2,462,697千円のものれん及び4,580,557千円の非償却性の無形資産を計上しており、のれん及び非償却性の無形資産の取得日以降の償却をしておりません。なお、当該のれん及び非償却性の無形資産について減損損失を計上した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

子会社プレミアファイナンシャルサービス株式会社は、以下のとおり、「オートクレジット（提携ローン方式）の提携に関する基本契約」及び「太陽光ローン（提携ローン方式）の提携に関する基本契約」を締結しております。

相手先の名称	住信SBIネット銀行株式会社		オリックス銀行株式会社	楽天銀行株式会社
所在地	東京都港区		東京都港区	東京都世田谷区
代表者	円山 法昭		浦田 晴之	永井 啓之
相手先の業種	銀行業		銀行業	銀行業
契約名	オートクレジット （提携ローン方式）の 提携に関する基本契約	太陽光ローン （提携ローン方式）の 提携に関する基本契約	オートクレジット （提携ローン方式）の 提携に関する基本契約	オートクレジット （提携ローン方式）の 提携に関する基本契約
契約締結日	2010年2月26日	2010年10月1日	2014年10月1日	2016年6月21日
契約の更新に係る事項	有効期間は締結日から1年間であり、有効期間満了の2ヶ月前までに双方いずれからも書面による更新拒絶の申出がないときは1年間延長したものとみなされ、以後同様			
対象となる物品	自動車等	太陽光発電装置等	自動車等	自動車等

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

当社は、A Z - S t a r 1号投資事業有限責任組合による出資受け入れのための受け皿会社として、2015年5月25日に設立され、当社グループの事業主体となる（主要な事業の「クレジット事業」及び「ワランティ事業」の主体である）プレミアファイナンシャルサービス株式会社のすべての株式を2015年6月19日に取得して完全子会社化しました。当社の設立は2015年5月25日であるため、2016年3月期については2015年5月25日から2016年3月31日までの10ヶ月と7日となります。従って、「経営成績の分析」における前年同期比の記載は省略しております。このため、プレミアファイナンシャルサービス株式会社単体の最新事業年度である第10期の経営成績について、前事業年度と比較した前年同期比を記載しております。なお、プレミアファイナンシャルサービス株式会社の第9期（2015年4月1日から2016年3月31日まで）及び第10期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）計算書類は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準（日本基準）に基づき作成されており、会社法第436条第2項第1号に基づき有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、IFRSに基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、決算日における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような会計上の見積り及び判断を必要としております。当社グループは、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、会計上の見積りを行っておりますが、見積りの不確実性により、実際の結果がこれら見積りと異なる可能性があります。

(2) 経営成績の分析

第2期連結会計年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

当社グループは当連結会計年度において、主力事業であるクレジット事業及びワランティ事業の伸長を第一の課題として取り組んでまいりました。クレジット事業においては、営業人員の増加・営業ツールの新規導入・研修や合宿による営業スキル向上・Web申込システムの推進及び生産性を重視した事務体制や債権回収体制の構築等を実施しました。ワランティ事業においては、自動車販売店や株式会社リクルートホールディングス傘下の株式会社リクルートマーケティングパートナーズとのアライアンスの推進、修理対応のオペレーションの改善等を実施しました。また、タイ王国におけるその他事業（海外事業）、その他事業（整備事業）についても本格稼働を開始いたしました。

その結果、営業収益は7,899,687千円、営業収益の額から営業費用の額を控除した金額は1,377,467千円、税引前利益は1,297,106千円、親会社の所有者に帰属する当期利益は846,701千円となりました。

なお、プレミアファイナンシャルサービス株式会社単体の成績は以下のとおりです。

クレジット事業における、残債型クレジット「ザンプル」や84回払い超の長期クレジットの取り扱いの本格化効果等による営業PHの増加や、ワランティ事業における、OEM商品専担者設置による販促強化等により、営業収益は7,890,141千円（前期比15.7%増）となりました。また、生産性を重視した事務体制や債権回収体制の構築等による一般管理費及び販売費の削減により経常利益は1,925,565千円（前期比45.9%増）、当期純利益は1,308,781千円（前期比47.5%増）となりました。

第3期第2四半期連結累計期間（自 2017年4月1日 至 2017年9月30日）

当社グループは当第2四半期連結累計期間において、前連結会計年度から引き続き、主力事業であるクレジット事業及びワランティ事業の伸長を第一の課題として取り組んでまいりました。クレジット事業においては、営業人員の増加・営業ツールの新規導入・研修や合宿による営業スキル向上・Web申込システムの推進及び生産性を重視した事務体制や債権回収体制の構築等を実施しました。ワランティ事業においては、自動車販売店や株式会社リクルートホールディングス傘下の株式会社リクルートマーケティングパートナーズとのアライアンスの推進、修理対応のオペレーションの改善等を実施しました。

その結果、営業収益は4,443,116千円（前年同期比13.7%増）、営業収益の額から営業費用の額を控除した金額828,299千円（前年同期比8.5%増）、税引前四半期利益は1,189,254千円（前年同期比69.5%増）、親会社の所有者に帰属する1株当たり四半期利益は812,998千円（前年同期比84.0%増）となりました。

(3) 財政状態の分析

第2期連結会計年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

当連結会計年度末における資産、負債、資本の状況は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)	増減
資産合計	28,110,788	29,517,276	1,406,488
負債合計	24,778,683	25,232,965	454,282
資本合計	3,332,105	4,284,312	952,207
親会社の所有者に帰属する持分合計	3,332,105	4,279,534	947,429

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ1,406,488千円増加し29,517,276千円となりました。これは主に、持分法投資が1,093,179千円、その他の資産が758,553千円増加した一方、現金及び現金同等物が846,241千円減少したことによるものです。

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ454,282千円増加し25,232,965千円となりました。これは主に、金融保証契約が1,819,379千円、その他の負債が424,939千円増加した一方、借入金が2,144,368千円減少したことによるものです。

当連結会計年度末における資本合計は、前連結会計年度末に比べ952,207千円増加し4,284,312千円となりました。これは主に、利益剰余金が846,701千円増加したことによるものです。また、親会社の所有者に帰属する持分合計は、前連結会計年度末に比べ947,429千円増加し4,279,534千円となりました。

第3期第2四半期連結累計期間（自 2017年4月1日 至 2017年9月30日）

当第2四半期連結会計期間末における資産、負債、資本の状況は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当第2四半期 連結会計期間 (2017年9月30日)	増減
資産合計	29,517,276	31,387,709	1,870,433
負債合計	25,232,965	26,224,545	991,581
資本合計	4,284,312	5,163,164	878,852
親会社の所有者に帰属する持分合計	4,279,534	5,157,897	878,363

当第2四半期連結会計期間末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ1,870,433千円増加し、31,387,709千円となりました。これは主に、金融債権が1,391,603千円、持分法投資が929,733千円増加したこと等によるものです。

当第2四半期連結会計期間末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ991,581千円増加し、26,224,545千円となりました。これは主に、金融保証契約が1,130,928千円増加したこと等によるものです。

当第2四半期連結会計期間末の資本合計は、前連結会計年度末に比べ878,852千円増加し、5,163,164千円となりました。これは主に、利益剰余金が812,998千円増加したこと等によるものです。親会社の所有者に帰属する持分合計は前連結会計年度末に比べ878,363千円増加し、5,157,897千円となりました。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」をご参照下さい。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループのキャッシュ・フローの状況の分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」をご参照ください。

(6) 主要な経営指標の状況

当社グループの経営成績に影響を与える主要な経営指標として、クレジット事業におきましては加盟店数、クレジットの取扱高、クレジットの債権残高、自然発生解消率、3ヶ月以上延滞率を、ワランティ事業におきましては提携先数、ワランティ取扱高、ワランティ残高を主要な経営指標として考えております。各経営指標の推移を常に把握し、各経営指標の数値を向上させるべく施策の立案及び実施をPDCAサイクルで回した結果として、当社グループの収益拡大、費用低減及び債権内容の向上に貢献していると考えております。それぞれの経営指標における収益との関連性、当該経営指標に対する当社グループの取組及び各経営指標の推移は以下のとおりです。

①クレジット事業

子会社プレミアファイナンシャルサービス株式会社が営むクレジット事業における収益は、個別のクレジット契約に基づきお客様が支払う分割払手数料の総額を実効金利法で収益を計上しております。個別のクレジット契約は、プレミアファイナンシャルサービス株式会社と加盟店契約を締結した中古車小売店等の加盟店（注1）を通じてお客様からのクレジット申込を受け、審査等を経お客様へ提供され、クレジット取扱高（注2）及びクレジット債権残高（注3）が増加します。

従って、クレジット事業におきましては、クレジット加盟店網を拡大することで個別のクレジット契約を増加させ、クレジット取扱高及びクレジット債権残高を積み上げることが、収益の拡大につながっております。

プレミアファイナンシャルサービス株式会社においては、全国主要都市に営業店を設置し、中古車小売店を中心とした自動車販売業者等に対する新規加盟店契約先の開拓を継続して実施しており、開業以降の加盟店社数は以下のとおり推移しております。また、加盟店社数の増加に伴いお客様からお申込みいただく個別のクレジット契約につきましても継続して増加しており、その結果、クレジット取扱高及びクレジット債権残高につきましても以下のとおり推移しております。

一方、収益を拡大するためには、クレジット取扱高及びクレジット債権残高を増加させるのみならず、クレジット債権全体の質を維持管理する必要があります。債権の質を管理する主要な指標として、自然発生解消率（注4）、延滞債権率（注5）を設定し、数値が悪化することのないよう延滞債権の回収業務に注力することで、デフォルト債権の発生を抑制し、収益拡大を図っております。

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2008年 3月	2009年 3月	2010年 3月	2011年 3月	2012年 3月	2013年 3月	2014年 3月	2015年 3月	2016年 3月	2017年 3月
加盟店数(社)	-	-	3,616	4,755	6,432	8,696	10,813	12,533	14,225	16,061
クレジット取扱高 (百万円)	1,979	17,286	22,771	22,440	42,067	53,029	61,314	68,796	81,624	93,912
クレジット債権残高 (百万円)	1,666	14,825	27,313	36,347	59,110	83,166	104,784	124,950	147,964	173,317
自然発生解消率(%)	-	-	-	-	-	98.4	98.6	98.7	98.8	98.9
延滞債権率(%)	-	-	-	-	-	1.05	0.98	0.96	0.89	0.93

- (注) 1. 加盟店数とは、当社グループと加盟店契約を締結した法人単位をいい、複数店舗をもつ加盟店であっても、1社として集計しております。なお、実績につきましては当社グループの基幹システム切替えを実施した2010年3月期以降を記載しております。
2. クレジット取扱高とは、ある一定期間（2017年3月期であれば2016年4月1日から2017年3月31日までの期間）において、新たに締結したクレジット契約金額の総額をいいます。なお、クレジット契約金額とは、商品代金残金（クレジット元本）及び分割払手数料の合計額をいいます。
3. クレジット債権残高とは、開業から各期末時点（2017年3月期であれば2017年3月31日）までの累計取扱高（クレジット元本及び分割払手数料の合計）のうち、当該期末時点（ここでは2017年3月31日）において、お客様から返済されていない金額の総額をいいます。
4. 自然発生解消率とは、前月自然発生債権（約定日に引落ができず分割支払金額1回分の支払が未納となった債権をいう。）残高に対し、当月回収自然発生債権（前月自然発生債権のうち、当月約定日前日までに未納額の支払を受けた債権をいう。）残高を分子とした遅延債権回収率の12ヶ月間の平均をいいます。なお、実績につきましては債権回収指標の定義見直しを実施した2013年3月期以降を記載しております。

5. 延滞債権率とは、当該期末時点のクレジット債権残高に対し、延滞月数が三ヶ月を超える債権及び特別債権（お客様が弁護士等に債務整理手続き等を委任している債権）の合計額が占める割合をいいます。なお、実績につきましては債権回収指標の定義見直しを実施した2013年3月期以降を記載しております。
6. 本表はクレジット事業を取り扱うプレミアファイナンシャルサービス株式会社における実績を記載しております。

②ワランティ事業

子会社プレミアファイナンシャルサービス株式会社が営むワランティ事業における収益は、お客様が支払うワランティ代金を保証契約期間にわたって按分し、最終的に当社の収益となるワランティ収益相当部分を収益に計上しております。個別のワランティ契約は、プレミアファイナンシャルサービス株式会社とワランティ販売に係る業務提携契約を締結した中古車小売店等の提携先（注1）を通じてお客様へ提供され、ワランティ取扱高（注2）及びワランティ残高（注3）が増加します。

従って、ワランティ事業におきましては、ワランティ提携先網を拡大することで個別のワランティ契約を増加させ、ワランティ取扱高及びワランティ残高を積み上げることで、収益の拡大につながってまいります。

プレミアファイナンシャルサービス株式会社におきましては、全国主要都市に営業店を設置し、オートクレジット加盟店と同様中古車小売店を中心とした自動車販売業者に対し新規提携先の開拓を継続して実施しており、開業以降の提携先数は以下のとおり推移しております。

提携先数の増加に伴いお客様からお申込みいただく個別のワランティ契約につきましても継続して増加しており、その結果ワランティ取扱高及びワランティ残高につきましても以下のとおり推移しております。

	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2009年 3月	2010年 3月	2011年 3月	2012年 3月	2013年 3月	2014年 3月	2015年 3月	2016年 3月	2017年 3月
提携先数（社）	-	1,726	2,818	5,539	9,166	11,817	14,148	14,963	17,461
ワランティ取扱高（百万円）	29	124	230	506	1,083	1,371	1,630	1,892	2,181
ワランティ残高（百万円）	-	-	206	443	945	1,363	1,692	1,947	2,256

- (注) 1. 提携先数とは、当社グループと業務提携契約を締結した法人単位をいい、複数店舗をもつ提携先であっても、1社として集計しております。なお、実績につきましては当社グループの基幹システム切替えを実施した2010年3月期以降を記載しております。
2. ワランティ取扱高とは、ある一定期間（2017年3月期であれば2016年4月1日から2017年3月31日までの期間）において、新たに締結したワランティ契約金額の総額をいいます。
3. ワランティ残高とは、開業時から各期末時点（2017年3月期であれば2017年3月31日）までの累計取扱高のうち、当該期末時点において、保証期間が経過していない金額の総額をいいます。なお、繰延計上に変更した2011年3月期以降の実績を記載しております。
4. 本表はワランティ事業を取り扱うプレミアファイナンシャルサービス株式会社における実績を記載しております。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

今後、当社グループが業容を拡大しつつ、より良い商品及びサービスを継続的に提供していくためには、「第2事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の様々な課題に対応していくことが必要であると認識しております。それらの課題に対応するために、経営者として常に外部環境の変化に関する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を把握し、それに対する課題を認識すると同時に最適な解決策を実施していく方針であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第2期連結会計年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

当社グループは事業運営に伴う設備の更新を継続的に実施しております。

当連結会計年度中の設備投資の総額は、274,084千円の投資を行いました。このうち、有形固定資産への投資が103,944千円ありますが、これは主に関東中央本部、北関東支店の移転、宇都宮支店の開設によるものです。また、無形固定資産への投資が170,141千円ありますが、これは主にクレジット金利の実質年率計算対応に伴う基幹システムの改修によるもの、及びシステムリプレースによるものです。

また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社グループは、「オート・ファイナンス事業」の単一セグメントのため、セグメント情報の記載を省略しております。

第3期第2四半期連結累計期間（自 2017年4月1日 至 2017年9月30日）

当第2四半期連結累計期間の設備投資の総額は、114,409千円の投資を行いました。このうち、有形固定資産への投資が42,767千円ありますが、これは主に札幌支店の移転によるものです。また、無形固定資産への投資が71,641千円ありますが、これは主にネットワークセキュリティ強化によるもの、及びリースシステムの開発によるものです。

また、当第2四半期連結累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社グループは、「オート・ファイナンス事業」の単一セグメントのため、セグメント情報の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2017年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額							従業員数 (人)
				建物附属 設備 (千円)	器具備品 (千円)	器具備品 (リース) (千円)	車両 (リース) (千円)	ソフト ウェア (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
プレミア グループ (株)	東京都 港区	-	本社、事 務所等設 備	-	-	-	-	3	-	3	51 (-)

- (注) 1. 当社グループは「オート・ファイナンス事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
2. 本社は子会社であるプレミアファイナンシャルサービス(株)より賃借しており、年間賃借料は28,000千円であります。
3. 従業員数の()は、臨時雇用者数の1年間の平均人員を外書きしております。
4. 臨時雇用者数は、アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。

(2) 国内子会社

2017年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額							従業員数 (人)
				建物附属 設備 (千円)	器具備品 (千円)	器具備品 (リース) (千円)	車両 (リース) (千円)	ソフト ウェア (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
プレミア ファイナン シャルサー ビス (株)	本社等 (東京 都港区 ほか)	-	本社、支 社、営業 所、事務 所等設備	136,373	97,142	187,679	33,100	636,256	4,468	1,095,019	226 (41)
PAS (株)	本社等 (東京 都港区 ほか)	-	本社、支 社、営業 所、事務 所等設備	4,176	693	-	-	-	13,697	18,566	12 (-)

- (注) 1. 当社グループは「オート・ファイナンス事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 上記事業所の建物等を連結会社以外から賃借しております。年間の賃借料(共益費含む。)は、236,453千円であります。
4. 従業員数の()は、臨時雇用者数の1年間の平均人員を外書きしております。
5. 臨時雇用者数は、アルバイト、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。

(3) 在外子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】（2017年10月31日現在）

当社グループの設備投資については、マーケット動向や投資効率等を総合的に勘案して策定しております。なお、重要な設備の新設、除却等の計画は以下のとおりであります。

なお、当社グループは「オート・ファイナンス事業」の単一セグメントであるため、「セグメントの名称」の記載を省略しております。

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
プレミアリース(株) (注) 2	本社 (東京都港区)	-	リースシステムの一次開発	53,000	12,775	自己資金及び増資資金	2017年5月	2018年1月	(注) 3
プレミアファイナンス サービス(株)	本社等 (東京都港区ほか)	-	クレジットWeb受付システムの改修	20,500	-	増資資金	2017年6月	2018年2月	(注) 3
プレミアファイナンス サービス(株)	本社等 (東京都港区ほか)	-	営業管理システムの改修	12,000	3,000	自己資金及び増資資金	2017年7月	2018年3月	(注) 3
プレミアファイナンス サービス(株)	関東中央本部 (埼玉県さいたま市大宮区)	-	コールセンターシステムの導入 (注) 4	7,000	-	増資資金	2017年10月	2018年2月	(注) 3
プレミアファイナンス サービス(株)	本社等 (東京都港区ほか)	-	顧客管理システムの導入	18,900	-	増資資金	2017年10月	2018年2月	(注) 3
プレミアファイナンス サービス(株)	本社等 (東京都港区ほか)	-	コールセンターシステムの導入 (注) 5	8,400	-	増資資金	2017年10月	2018年1月	(注) 3
プレミアリース(株)	本社 (東京都港区)	-	リースシステムの二次開発	133,050	-	自己資金及び増資資金	(注) 6	(注) 7	(注) 3

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 本設備はプレミアリース株式会社の設備であります。2017年7月の同社設立前から開発を始めており、既支払額まではプレミアファイナンスサービス株式会社より支払をしております。

3. 完成後の増加能力は算出することが困難なため記載を省略しております。

4. 営業サポート部門及び営業事務部門における設備の新設であります。

5. 債権回収部門における設備の新設であります。

6. 着手時期は、2019年3月期を予定しております。

7. 完了予定年月は、2019年3月末までを予定しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

(注) 2017年6月28日開催の取締役会決議により、2017年8月1日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は9,900,000株増加し、10,000,000株となりました。

また、2017年8月3日開催の臨時株主総会決議により、2017年8月3日付で定款の変更を行い、発行可能株式総数は14,000,000株増加し、24,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	6,000,000	—	—

(注) 1. 2017年6月28日開催の取締役会決議により、2017年8月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は5,940,000株増加し、6,000,000株となっております。

2. 2017年6月28日開催の取締役会決議により、2017年8月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①第1回新株予約権A（2016年3月15日臨時株主総会決議及び取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2017年10月31日)
新株予約権の数(個)	1,100	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,100(注)1	110,000 (注)1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000(注)2	500 (注)2、7
新株予約権の行使期間	自 2018年4月1日 至 2026年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000 (注)3	発行価格 500 資本組入額 250 (注)3、7
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注)1. 当社が割当日以後に株式分割又は株式併合を行う場合、その時点において行使されていない新株予約権について、次の算式により対象株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

上記のほか、当社が株式無償割当てを行う場合、合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為に伴い、対象株式数の調整を必要とする場合、その他対象株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に対象株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

割当日以後に、当社が時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は普通株式に係る自己株式の処分等（新株予約権の行使による場合を含まない。）を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において使用する「時価」は、次に定める価額とする。

- 当社普通株式が金融商品取引所に上場される日の前日以前の場合
調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額
- 当社普通株式が金融商品取引所に上場された日以降の場合
調整後行使価額が適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）における上場金融商品取引所（但し、当社普通株式を上場する金融商品取引所が複数ある場合には、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所。）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）なお、平均値は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

また、上記算式において使用する「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式の総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式の総数を控除した数とし、また、普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。さらに、割当日以後に、当社が普通株式に係る株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日以後に当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、普通株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額
 - ア 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
 - イ 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記アの資本金等増加限度額から上記アに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 新株予約権の取得事由
 - ア 新株予約権を引き受けた者（以下「新株予約権者」という。）が以下（注）5. イに定める事由に客観的に該当し、行使条件を充足しないこととなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、新株予約権者が保有する新株予約権のすべてを無償にて取得することができる。
 - イ 当社を消滅会社とする合併又は当社を完全子会社とする株式移転若しくは株式交換を行う場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、新株予約権者が保有する新株予約権のすべてを無償にて取得することができる。
 - ウ 当社の株主であるA Z - S t a r 1号投資事業有限責任組合より、譲渡承認請求を行う時点において保有する株式のすべてを譲渡する旨の譲渡承認請求が行われ、当社取締役会において当該譲渡を承認する旨の決議がなされた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権者が保有する新株予約権を、新株予約権1個あたり、当該株式譲渡に係る1株あたりの譲渡価額から行使価額を控除した金額に対象株式数を乗じた価額（零以下の場合には無償とする。）にて取得することができる。
5. 新株予約権の行使の条件
 - ア 新株予約権者は、以下のいずれかの事由が発生した場合に限り、かつ、それぞれ以下に定める期間に限り、新株予約権を行使することができる。
 - (ア) 当社普通株式が金融商品取引所に上場された場合：当該上場の日から1年間が経過する日以降、上記に定める新株予約権の行使期間の末日までの期間
 - (イ) 当社の株主であるA Z - S t a r 1号投資事業有限責任組合より、譲渡承認請求を行う時点において保有する株式のすべてを譲渡する旨の譲渡承認請求が行われ、当社取締役会において当該譲渡を承認する旨の決議がなされた場合：当該譲渡を承認する旨の決議がなされた日以降、当該譲渡が実行される日までの期間で、当社が指定する期間
 - イ 上記アにかかわらず、新株予約権者が以下のいずれかの事由に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使することができない。
 - (ア) 当社又はその子会社における役員及び従業員のいずれの地位も失った場合（但し、正当な理由なく役員を解任されたことにより、当該地位を有しないこととなった場合を除く。）
 - (イ) 当社又はその子会社における役員若しくは従業員としての職務について重大な義務違反若しくは懈怠をした場合、又は当社若しくはその子会社の就業規則に基づき、重大な懲戒処分を受けた場合
 - (ウ) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (エ) 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに準ずる法的倒産手続又は私的整理手続の申立てがなされた場合
 - (オ) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、ヤクザ、マフィアその他暴力、強要、恫喝、脅迫等社会通念に反した行動をもって特定の政治、宗教その他の思想又は経済的な目的を実現しようとするもの

と一般に考えられる勢力をいう。)に該当した場合、反社会的勢力に対して直接若しくは間接を問わず資金提供、援助その他の便益の供与を行っている場合又は新株予約権者が反社会的勢力からかかる便益の供与を受け、反社会的勢力との間で何らの取引関係、友好関係その他類似の関係を有している場合、又は、そうした事実の存在が合理的に疑われる場合

(カ) 新株予約権を放棄した場合

ウ 新株予約権者の相続人は新株予約権を行使できない。

エ 新株予約権者は新株予約権の1個を分割して行使することはできない。

6. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が消滅会社となる場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」という。)を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

ア 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数とする。

イ 新株予約権の目的である株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ウ 新株予約権の目的である株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1.に準じて決定する。

エ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2.に定める行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記ウに従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の普通株式の数を乗じた額とする。

オ 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

カ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

上記(注)3.に準じて決定する。

キ 新株予約権の取得事由

上記(注)4.に準じて決定する。

ク 新株予約権の行使条件

上記(注)5.に準じて決定する。

ケ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得には再編対象会社(再編対象会社が取締役会設置会社の場合には当該会社の取締役会)の承認を要する。

7. 2017年6月28日開催の取締役会決議により、2017年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②第1回新株予約権B（2016年3月15日臨時株主総会決議及び取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2017年3月31日)	提出日の前月末現在 (2017年10月31日)
新株予約権の数(個)	7,463	7,426(注)8
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,463(注)1	742,600 (注)1、7、8
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000(注)2	500 (注)2、7
新株予約権の行使期間	自 2018年4月1日 至 2026年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000 (注)3	発行価格 500 資本組入額 250 (注)3、7
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

(注) 1. 当社が割当日以後に株式分割又は株式併合を行う場合、その時点において行使されていない新株予約権について、次の算式により対象株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1に満たない端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{株式分割又は併合の比率}$$

上記のほか、当社が株式無償割当てを行う場合、合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為に伴い、対象株式数の調整を必要とする場合、その他対象株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に対象株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

割当日以後に、当社が時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は普通株式に係る自己株式の処分等（新株予約権の行使による場合を含まない。）を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において使用する「時価」は、次に定める価額とする。

- 当社普通株式が金融商品取引所に上場される日の前日以前の場合
調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額
- 当社普通株式が金融商品取引所に上場された日以降の場合
調整後行使価額が適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）における上場金融商品取引所（但し、当社普通株式を上場する金融商品取引所が複数ある場合には、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所。）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）なお、平均値は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

また、上記算式において使用する「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式の総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式の総数を控除した数とし、また、普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。

さらに、割当日以後に、当社が普通株式に係る株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権の割当日以後に当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、普通株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

- ア 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
- イ 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記アの資本金等増加限度額から上記アに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の取得事由

- ア 新株予約権を引き受けた者（以下「新株予約権者」という。）が以下（注）5. イに定める行使することができる新株予約権の数を定めた行使条件を充足しないこととなった場合又は以下（注）5. ウに定める事由に客観的に該当し、行使条件を充足しないこととなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、新株予約権者が保有する新株予約権のすべてを無償にて取得することができる。
- イ 当社を消滅会社とする合併又は当社を完全子会社とする株式移転若しくは株式交換を行う場合には、当社は、当社株主総会（当社が取締役会設置会社となった場合には取締役会）が別途定める日をもって、新株予約権者が保有する新株予約権のすべてを無償にて取得することができる。
- ウ 当社の株主であるAZ-S t a r 1号投資事業有限責任組合より、譲渡承認請求を行う時点において保有する株式のすべてを譲渡する旨の譲渡承認請求が行われ、当社取締役会において当該譲渡を承認する旨の決議がなされた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権者が保有する新株予約権を、新株予約権1個あたり、当該株式譲渡に係る1株あたりの譲渡価額から行使価額を控除した金額に対象株式数を乗じた価額（零以下の場合には無償とする。）にて取得することができる。

5. 新株予約権の行使の条件

- ア 新株予約権者は、以下のいずれかの事由が発生した場合に限り、かつ、それぞれ以下に定める期間に限って、新株予約権を行使することができる。
 - （ア）当社普通株式が金融商品取引所に上場した場合：当該上場の日から1年間が経過する日以降、上記に定める新株予約権の行使期間の末日までの期間
 - （イ）当社の株主であるAZ-S t a r 1号投資事業有限責任組合より、譲渡承認請求を行う時点において保有する株式のすべてを譲渡する旨の譲渡承認請求が行われ、当社取締役会において当該譲渡を承認する旨の決議がなされた場合：当該譲渡を承認する旨の決議がなされた日以降、当該譲渡が実行される日までの期間で、当社が指定する期間
- イ 新株予約権者が行使することができる新株予約権の数は、基準IRR値に応じて、次の算式により算出される掛け率を行使の時点において保有する新株予約権の数に乗じて算出された数とする。但し、かかる算出の結果、行使することができる新株予約権の数が1個未満となる新株予約権者については1個未満の端数を切り上げ、1個以上となる新株予約権者については1個未満の端数は切り捨てる。また、上記（注）4. ウに基づき、当社が新株予約権を取得した場合、当該取得した数は、上記方法によって算出される新株予約権者が行使することができる新株予約権の数から控除するものとする。

$$\text{掛け率} = \frac{\text{基準IRR値} - 15\%}{85\%}$$

上記算式において使用する「基準IRR値」とは、当社の株主であるAZ-S t a r 1号投資事業有限責任組合による当社への投資総額に係る百分率で示される内部収益率をいうものとし、上記 ア(ア)及び(イ)において定める事由に応じて、それぞれ以下に定める基準投資期間におけるAZ-S t a r 1号投資事業有限責任組合への各分配額の現在価値の総額と、2015年6月17日現在のAZ-S t a r 1号投資事業有限責任組合による当社への出資金額30億円及び以下に定める基準投資期間におけるAZ-S t a r 1号投資事業有限責任組合の各支出額の合計額の現在価値の総額が等しくなるような割引率を意味す

る。基準IRR値の算出において、AZ－Star1号投資事業有限責任組合への各分配額とは、剰余金の配当、当社株式の譲渡その他の一切の処分を実施したことによって以下に定める行使可能数決定日時点までにAZ－Star1号投資事業有限責任組合が取得した金銭等の総額及び当該時点以降に取得する金銭等の見込額の合計額を意味するものとし、行使可能数決定日においてAZ－Star1号投資事業有限責任組合が保有する当社普通株式の数に基準株価を乗じた価額を含むものとする。また、AZ－Star1号投資事業有限責任組合の各支出額とは、2015年6月17日付の出資より後に実施した当社に対する追加出資金額及び当社株式の譲渡その他の一切の処分を実施するにあたって以下に定める行使可能数決定日時点までにAZ－Star1号投資事業有限責任組合が合理的に負担した費用等の総額及び当該時点以降に負担する費用等の見込額の合計額を意味するものとし、行使可能数決定日においてAZ－Star1号投資事業有限責任組合が保有する当社普通株式の処分の実施に際して合理的に負担することとなる費用の見込額を含むものとする。なお、基準IRR値の算出に際しては、基準IRR値が100%以上の場合には基準IRR値を100%とし、15%以下の場合には基準IRR値を15%とする。また、基準IRRの算出後、上記ア(ア)及び(イ)において定める事由に応じて、それぞれa. 下記(ア)b. に定める上場予定日において当社普通株式の金融商品取引所への上場が実現しないと合理的に見込まれることとなった場合、b. AZ－Star1号投資事業有限責任組合が保有する株式のすべてを譲渡する旨の株式譲渡が実行されないと合理的に見込まれることとなった場合には、基準IRR値は算出されていないものと見做す。

(ア) 当社普通株式が金融商品取引所に上場した場合

a. 基準株価

当社普通株式の金融商品取引所への上場に際して合理的に見込まれている公募価格又は売出価格

b. 基準投資期間

2015年6月17日を始期とし、当社普通株式の金融商品取引所への上場に際して合理的に見込まれている上場予定日から以下の各日数の合計日数を加算した日が経過する日を終期とする期間

(a) 下記c. に定める行使可能数決定日から上記上場予定日までの期間の日数

(b) 30日

c. 行使可能数決定日

当社普通株式の金融商品取引所への上場の日より前の日であって、当該上場にあたって、新株予約権者が行使することができる新株予約権の数を決定すべき合理的な必要性が生じた日として、当社が指定する日

(イ) 当社の株主であるAZ－Star1号投資事業有限責任組合より、譲渡承認請求を行う時点において保有する株式のすべてを譲渡する旨の譲渡承認請求が行われ、当社取締役会において当該譲渡を承認する旨の決議がなされた場合

a. 基準株価

当社の株主であるAZ－Star1号投資事業有限責任組合が、保有する株式のすべてを譲渡する際の1株あたりの譲渡価額に相当する価額

b. 基準投資期間

2015年6月17日を始期とし、当社の株主であるAZ－Star1号投資事業有限責任組合が、保有する株式のすべての譲渡を実行する日を終期とする期間

c. 行使可能数決定日

当社の株主であるAZ－Star1号投資事業有限責任組合が、保有する株式のすべてを譲渡する旨の株式譲渡契約を締結した日

ウ 上記ア及びイにかかわらず、新株予約権者が以下のいずれかの事由に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使することができない。

(ア) 当社又はその子会社における役員及び従業員のいずれの地位も失った場合（但し、正当な理由なく役員を解任されたことにより、当該地位を有しないこととなった場合を除く。）

(イ) 当社又はその子会社における役員若しくは従業員としての職務について重大な義務違反若しくは懈怠をした場合、又は当社若しくはその子会社の就業規則に基づき、重大な懲戒処分を受けた場合

(ウ) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(エ) 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに準ずる法的倒産手続又は私的整理手続の申立てがなされた場合

(オ) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、ヤクザ、マフィアその他暴力、強要、恫喝、脅迫等社会通念に反した行動をもって特定の政治、宗教その他の思想又は経済的な目的を実現しようとするものと一般に考えられる勢力をいう。）に該当した場合、反社会的勢力に対して直接若しくは間接を

問わず資金提供、援助その他の便益の供与を行っている場合又は新株予約権者が反社会的勢力からかかる便益の供与を受け、反社会的勢力との間で何らの取引関係、友好関係その他類似の関係を有している場合、又は、そうした事実の存在が合理的に疑われる場合

(カ) 新株予約権を放棄した場合

エ 新株予約権者の相続人は新株予約権を行使できない。

オ 新株予約権者は新株予約権の1個を分割して行使することはできない。

6. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が消滅会社となる場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）を行う場合においては、組織再編行為の効力発生日の直前の時点において新株予約権を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

ア 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数とする。

イ 新株予約権の目的である株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ウ 新株予約権の目的である株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1. に準じて決定する。

エ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2. に定める行使価額を調整して得られる再編後の行使価額に、上記ウに従って決定される新株予約権の目的である再編対象会社の普通株式の数を乗じた額とする。

オ 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

カ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

上記（注）3. に準じて決定する。

キ 新株予約権の取得事由

上記（注）4. に準じて決定する。

ク 新株予約権の行使条件

上記（注）5. に準じて決定する。

ケ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得には再編対象会社（再編対象会社が取締役会設置会社の場合には当該会社の取締役会）の承認を要する。

7. 2017年6月28日開催の取締役会決議により、2017年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

8. 2017年11月15日開催の取締役会決議により、当社普通株式の金融商品取引所への上場を停止条件として、2018年1月31日付で「4. 新株予約権の取得事由 ア」の取得事由に基づき、新株予約権2,730個（新株予約権の目的となる株式の数273,000株）を無償取得および消却する旨を決議しております。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2015年5月25日 (注) 1	10	10	500	500	—	—
2015年6月18日 (注) 2	59,990	60,000	1,499,750	1,500,250	1,499,750	1,499,750
2015年9月30日 (注) 3	—	60,000	△1,450,250	50,000	△1,487,250	12,500
2017年8月1日 (注) 4	5,940,000	6,000,000	—	50,000	—	12,500

(注) 1. 設立

割当先 AZ-S t a r l 号投資事業有限責任組合 10株
発行価格 50,000円
資本組入額 50,000円

2. 有償第三者割当増資

割当先 AZ-S t a r l 号投資事業有限責任組合 59,990株
発行価格 50,000円
資本組入額 25,000円

3. 資本金及び資本準備金の減少

配当可能な剰余金を確保し、機動的かつ柔軟な配当政策を行うため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金を1,450,250千円（資本金残高の96.7%）、資本準備金を1,487,250千円（資本準備金残高の99.2%）減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。

4. 株式分割

2017年6月28日開催の取締役会決議により、2017年8月1日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

(5) 【所有者別状況】

2017年10月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	49	50	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	3,000	—	—	57,000	60,000	—
所有株式数の割合 (%)	—	—	—	5.0	—	—	95.0	100.0	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2017年10月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 6,000,000	60,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	6,000,000	—	—
総株主の議決権	—	60,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

①第1回新株予約権A (2016年3月15日臨時株主総会決議及び取締役会決議 2016年3月23日発行)

決議年月日	2016年3月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社の取締役 1 当社子会社の執行役員 4 当社子会社の従業員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 付与対象者のうち、当社取締役就任及び当社執行役員就任、当社連結子会社であるプレミアファイナンシャルサービス株式会社から当社への転籍による区分変更等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役3名、当社執行役員2名、当社従業員2名となっております。

②第1回新株予約権B (2016年3月15日臨時株主総会決議及び取締役会決議 2016年3月23日発行)

決議年月日	2016年3月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社子会社の取締役 1 当社子会社の執行役員 4 当社子会社の従業員 239
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 付与対象者のうち、当社取締役就任及び当社執行役員就任、当社連結子会社であるプレミアファイナンシャルサービス株式会社から当社への転籍による区分変更、退職による権利喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役3名、当社執行役員4名、当社従業員221名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は株主還元を経営上の重要な課題と認識しており、業績や事業拡大に向けた資金需要に対応した内部留保の確保を総合的に勘案したうえで、安定的かつ継続的な配当を実施する方針です。また、内部留保資金については、借入金返済等の財務体質の強化に充てるとともに、当社グループの諸事業の事業資金、及び新規事業や海外展開等に必要成長投資に利用することにより、企業価値向上に努める考えであります。

第2期連結会計年度は、内部留保資金を充実させる考え方により無配といたしました。なお、株式上場後について、当社は剰余金を配当する場合は、年2回を基本方針としております。また、親会社の所有者に帰属する当期利益に対する配当性向については、40%程度を目標としております。ただし、現時点においては配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。会社法第459条第1項に基づき、毎年3月31日及び毎年9月30日をそれぞれの基準日として、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨を定款に定めており、剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性8名 女性1名 (役員のうち女性の比率11.1%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	代表 執行役員	柴田 洋一	1959年12月25日生	1982年4月 佐藤商事株式会社入社 1984年4月 コンバインドインシュアランス (現SBI生命保険株式会社) 入 社 1985年4月 株式会社大信販(現株式会社アプ ラス) 入社 2003年4月 バシフィック・オート・トレーデ イング株式会社取締役就任 2003年12月 株式会社ガリバーインターナショ ナル(現株式会社IDOM) 入社 2006年3月 株式会社ジー・ワンファイナンシ ャルサービス取締役就任 2007年4月 同社常務取締役就任 株式会社ガリバーインターナショ ナル(現株式会社IDOM) 執行役員 就任 2007年7月 株式会社ジー・ワンインシュア ランスサービス(現株式会社ガリバ ーインシュアランス) 取締役就任 2007年8月 株式会社ジー・ワンクレジットサ ービス(現プレミアファイナンシ ャルサービス株式会社) 代表取締 役就任 2009年5月 株式会社ジー・ワンインシュア ランスサービス(現株式会社ガリバ ーインシュアランス) 代表取締役 就任 2010年7月 株式会社ジー・ワンクレジットサ ービス(現プレミアファイナンシ ャルサービス株式会社) 代表取締 役執行役員COO就任 2010年10月 SBIクレジット株式会社(現プ レミアファイナンシャルサービス 株式会社) 代表取締役社長就任 (現任) 2016年4月 プレミアファイナンシャルサー ビス株式会社代表執行役員就任(現 任) 2016年5月 Eastern Commercial Leasing p.l.c. 取締役(非常勤) 就任(現 任) PFS(Thailand)Co., Ltd. 取締役 (非常勤) 就任(現任) 2016年7月 当社代表取締役社長代表執行役員 就任(現任) 2016年8月 PAS株式会社代表取締役社長就 任(現任) 2016年11月 Eastern Premium Services Co., Ltd. 取締役(非常勤) 就任(現 任) 2017年5月 日本ワランティ協会会長就任(現 任) 2017年7月 プレミアリース株式会社代表取締 役社長就任(現任)	(注) 3	31,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	—	土屋 佳之	1968年9月22日生	1994年4月 株式会社学研クレジット（現ジャックス・ペイメント・ソリューションズ株式会社）入社 2001年10月 同社静岡第一支店長 2004年4月 同社名古屋第一支店長 2007年4月 同社西日本サポートセンター長 2007年11月 株式会社ジー・ワンクレジットサービス（現プレミアファイナンシャルサービス株式会社）入社 同社大阪支店長 2008年12月 同社大阪支店長兼コレクションセンター長 2009年6月 同社大阪支店長兼債権管理本部長兼コレクションセンター長 2009年8月 同社債権管理本部長兼西日本コレクションセンター長 2010年4月 同社債権管理本部長兼債権管理グループリーダー兼東日本コレクションセンター長 2010年7月 同社債権管理本部長兼債権管理グループリーダー兼お客様相談室長 2010年10月 同社債権管理本部長兼債権管理グループリーダー 2012年6月 同社債権統括部長兼債権管理グループリーダー 2012年7月 同社執行役員債権統括部長兼債権管理グループリーダー就任 2016年4月 同社常務執行役員信用リスク管理本部長兼個人情報保護委員会委員長就任 2016年7月 当社執行役員グループ会社管理部長就任 2016年7月 プレミアファイナンシャルサービス株式会社取締役常務執行役員信用リスク管理部長就任 2017年6月 当社取締役就任（現任） 2017年8月 プレミアファイナンシャルサービス株式会社取締役常務執行役員信用リスク管理本部長就任（現任）	(注) 3	8,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	常務 執行役員 (コーポ レート本 部長、広 報・人財 開発部 長、IPO 準備室 長、お客 様相談室 管掌)	大貫 徹	1974年10月30日生	1998年4月 アコム株式会社入社 2004年3月 株式会社アイエスアイ入社 2006年6月 株式会社ジー・ワンファイナンシ ャルサービス入社 2007年6月 同社新規事業開発室長 2007年11月 株式会社ジー・ワンクレジットサ ービス (現プレミアファイナンシ ャルサービス株式会社) 出向 同社業務統括本部長・債権管理部 長・お客様相談室長・個人情報保 護委員長 2008年12月 同社入社 (転籍) 同社業務統括部長 2009年2月 同社サービス事業企画部長 2010年4月 同社内部監査室長 2011年5月 同社コーポレート本部副本部長 2012年1月 同社営業本部副本部長 兼営業本部東日本クレジットセン ター長 2012年6月 同社クレジットセンター統括部長 2013年4月 同社与信統括部長 2013年8月 同社与信・システム統括部長 2014年4月 同社執行役員与信・システム統括 部長就任 2014年11月 同社執行役員営業企画部長・コー ポレート部長就任 2016年4月 同社常務執行役員就任 (コーポ レート本部長・営業企画部管掌) 2016年7月 当社常務執行役員就任 (コーポ レート本部長、広報・人財開発部 長) 2017年6月 当社取締役就任 (現任) 2017年7月 当社常務執行役員就任 (コーポ レート本部長、広報・人財開発部 長、IPO準備室長、お客様相談室 管掌) (現任)	(注) 3	12,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
社外取締役	—	諸橋 輝樹	1956年2月10日生	<p>1979年4月 大和証券株式会社入社</p> <p>2000年2月 プライスウォーターハウスクーパース・アドバイザーサービス株式会社（現PwCアドバイザー合同会社）入社</p> <p>2002年8月 U F J つばさ証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社</p> <p>2004年1月 エヌ・アイ・エフベンチャーズ株式会社（現大和企業投資株式会社）入社 （パイアウトファンド運用子会社N I Fコーポレート・マネジメント株式会社代表取締役就任）</p> <p>2007年9月 日本産業パートナーズ株式会社入社</p> <p>2014年3月 株式会社すかいらく 監査役就任</p> <p>2015年4月 株式会社ブリッジウッド・パートナーズ代表取締役就任（現任）</p> <p>2015年6月 A Z - S t a r 株式会社CIO就任（現任） （株式会社ブリッジウッド・パートナーズより出向）</p> <p>2015年6月 プレミアファイナンシャルサービス株式会社取締役（非常勤）就任</p> <p>2016年7月 当社社外取締役就任（現任）</p>	(注) 3	—
社外取締役	—	中川 二博	1960年4月8日生	<p>1984年4月 株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社</p> <p>1998年10月 株式会社東海カーセンサー（現株式会社リクルート東海カーセンサー）代表取締役社長就任</p> <p>1999年6月 株式会社九州カーセンサー（現株式会社リクルート西日本カーセンサー）代表取締役社長就任</p> <p>2003年4月 株式会社リクルートHRマーケティング関西（現株式会社リクルートジョブズ）代表取締役社長就任</p> <p>2006年4月 株式会社リクルート執行役員兼株式会社リクルートスタッフینگ常務執行役員就任</p> <p>2007年4月 株式会社リクルート執行役員首都圏キャリアカンパニー長就任</p> <p>2008年4月 株式会社リクルート執行役員プライダルカンパニー長就任</p> <p>2012年10月 株式会社リクルートマーケティングパートナーズ執行役員就任</p> <p>2013年6月 株式会社JCM取締役就任</p> <p>2014年10月 株式会社リクルートカーセンサー代表取締役社長就任</p> <p>2016年4月 株式会社リクルートマーケティングパートナーズ顧問就任</p> <p>2017年6月 当社社外取締役就任（現任）</p> <p>2017年6月 株式会社シンクロ・フード社外取締役就任（現任）</p>	(注) 3	—
社外取締役	—	鈴木 明美	1976年11月8日生	<p>2000年10月 長島・大野・常松法律事務所入所</p> <p>2000年10月 第一東京弁護士会登録（53期）</p> <p>2006年9月 Mitsubishi International Corporation勤務</p> <p>2011年1月 長島・大野・常松法律事務所パートナー就任（現任）</p> <p>2017年6月 当社社外取締役就任（現任）</p>	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	—	亀津 敏宏	1953年12月10日生	1976年3月 株式会社ホームスタディセンター入社 1981年2月 株式会社学研クレジット（現ジャックス・ペイメント・ソリューションズ株式会社）へ転籍 1999年6月 同社経営管理部長 2004年4月 同社執行役員経営管理部長 2007年11月 株式会社ジー・ワンクレジットサービス（現プレミアファイナンシャルサービス株式会社）入社 2008年4月 同社執行役員営業本部長 2008年9月 同社執行役員管理部長 2009年8月 同社執行役員管理本部長 2011年5月 SBIクレジット株式会社（現プレミアファイナンシャルサービス株式会社）経理グループリーダー 2011年7月 同社監査役就任（2016年7月以降は非常勤）（現任） 2016年7月 当社常勤監査役就任（現任）	(注) 4	—
社外監査役	—	樋口 節夫	1948年10月9日生	1974年4月 監査法人中央会計事務所入所 1985年8月 監査法人中央会計事務所社員就任 1988年6月 監査法人中央会計事務所代表社員就任 2007年8月 新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）代表社員就任 2008年7月 新日本有限責任監査法人シニアパートナー就任 2011年6月 樋口節夫公認会計士事務所開設 所長就任（現任） 2011年6月 リードオフジャパン株式会社 監査役就任（現任） 2011年7月 ソーシャルワイヤー株式会社社外監査役就任（現任） 2011年11月 樋口節夫税理士事務所開設 所長就任（現任） 2012年6月 株式会社サンコーテレコム監査役就任（現任） 2012年6月 株式会社サンコーライテック監査役就任（現任） 2012年6月 株式会社フコク社外監査役就任 2012年6月 株式会社伊藤製鐵所社外監査役就任（現任） 2013年11月 合同会社クロスポイント設立 代表社員（現任） 2015年4月 株式会社ユビレジ監査役就任（現任） 2015年6月 株式会社フコク社外取締役就任（現任） 2016年3月 株式会社サイカ監査役就任（現任） 2016年6月 デンタルサポート株式会社顧問就任（現任） 2017年6月 当社社外監査役就任（現任） 2017年7月 エンパイヤ自動車株式会社社外監査役就任（現任）	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
社外監査役	—	森脇 敏和	1953年8月11日生	1977年4月 株式会社日本不動産銀行（現株式会社あおぞら銀行）入行 1989年10月 株式会社日本債権信用銀行（現株式会社あおぞら銀行）営業第六部営業第二課長 1998年10月 同行横浜支店副支店長 2000年6月 同行渋谷支店長 2002年4月 株式会社あおぞら銀行本店営業第六部長 2005年10月 ニューシティ・モーゲージ株式会社営業部長 2007年10月 アストライ債権回収株式会社取締役営業副本部長就任 2008年6月 同社常務取締役経営管理部担当就任 2009年6月 同社代表取締役社長就任 2012年6月 アイフル株式会社取締役常務執行役員財務部担当就任 2015年4月 あんしん保証株式会社専務取締役営業本部長就任 2016年7月 同社専務取締役営業部担当就任 2017年6月 当社社外監査役就任（現任）	(注) 4	—
計						51,000

- (注) 1. 取締役 諸橋 輝樹、中川 二博、鈴木 明美は、社外取締役であります。
2. 監査役 樋口 節夫、森脇 敏和は、社外監査役であります。
3. 2017年8月3日開催の臨時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2017年8月3日開催の臨時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員の氏名及び職名は、以下のとおりであります。

地位	氏名	職名
代表執行役員	柴田 洋一	—
常務執行役員	大貫 徹	コーポレート本部長、広報・人財開発部長、IPO準備室長、お客様相談室管掌
上席執行役員	金澤 友洋	経営企画本部長、経営企画部長
執行役員	中谷 敏之	タイ・インドネシア事業部長
執行役員	高岡 利臣	システム部長
執行役員	山村 広臣	事業開発部長
執行役員	中村 文哉	経営企画本部副本部長、経理財務部長

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「世界中の人々に最高のファイナンスとサービスを提供し、豊かな社会を築き上げることに貢献します」「常に前向きに、一生懸命プロセスを積み上げることのできる、心豊かな人財を育成します」というミッションを掲げ、このミッションの達成に資するか否かという考え方を、経営における意思決定の判断軸と位置づけております。

そして、株主をはじめ、お客様、お取引先様、従業員、社会等の当社グループを取り巻くすべてのステークホルダーと良好な関係を構築するとともに、その信頼を得ることがミッションの達成に不可欠であり、そのためにはコーポレート・ガバナンスの充実が重要な経営課題の一つであるとの認識のもと、当社グループの継続的な成長及び収益性の向上を図りつつ、透明性と健全性を確保した企業運営に努めております。

② 企業統治の体制の概要

1. 企業統治の体制及び当該体制を採用する理由

当社は、社外取締役を含めた取締役会による監督機能に加え、監査役による監査機能の組み合わせが、全体としての経営の監視機能として有効であるとの判断のもと、監査役会設置会社制度を採用しております。また、当社グループを取り巻く経営環境の変化に迅速に対応するため、執行役員制度を導入し、取締役及び執行役員並びに取締役会の機能及び責任を明確にするるとともに、機動的な業務執行を可能とすることで、意思決定の迅速化とコーポレート・ガバナンスとの両立を図っております。

・取締役会

取締役会は、毎月開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令、定款、取締役会規程その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役及び執行役員の業務執行を監督しております。取締役会は6名の取締役（うち社外取締役3名）で構成されております。また、監査役3名も取締役会に出席しております。

・監査役会

監査役会は取締役会と連動して毎月開催し、監査方針や監査計画を定めるとともに、監査に関する重要な事項について各監査役から報告を受け、協議又は決議を行っております。監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名を選任しており、取締役会への出席の他、常勤監査役によるグループ執行役員会議等の重要な会議への出席や社内稟議の確認を通じて、会社の状況を把握するとともに、重要な意思決定の過程と業務執行の状況の確認を行い、法令、定款及び社内規程等に準拠していることを監査しております。また、会計監査人と連携し、不適切な会計処理の予防監査にも努めております。

・執行役員

執行役員は、定められた職務分掌に従って、担当業務を執行しております。

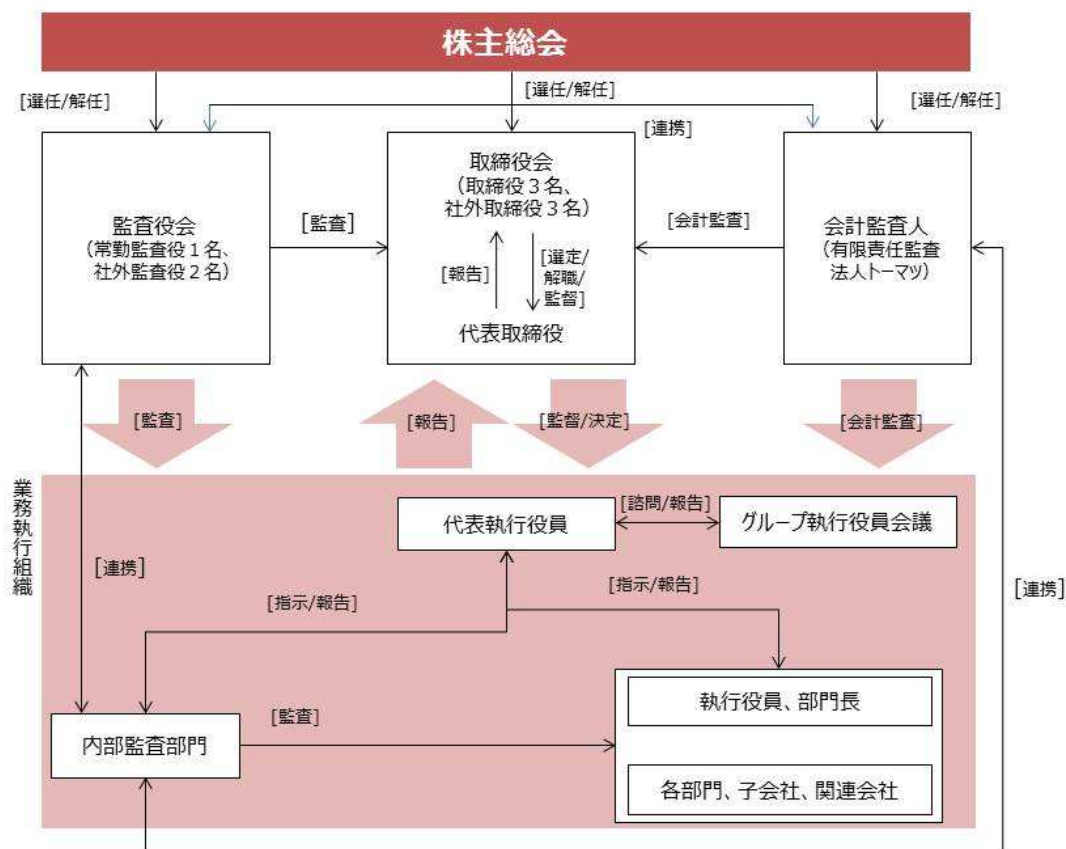
・グループ執行役員会議

当社は、取締役会の意思決定の迅速化・効率化を図るため、業務執行に関する重要事項を協議、決議する機関としてグループ執行役員会議を設置し、取締役会決議事項の一部を委任しております。グループ執行役員会議は、業務執行に関する重要事項の議決機関であるとともに、代表取締役社長による重要事項の決定にあたっての諮問機関としての位置づけ及び執行役員間の情報共有や協議の場としても有効に機能しております。グループ執行役員会議は、代表取締役社長が指定する者により構成されており、常勤監査役も出席して原則月1回開催しております。

・会計監査人

当社は、会計監査人として、有限責任監査法人トーマツを選任の上、監査契約を締結し、適正な監査を受けております。なお、監査役は、会計監査人と定期及び随時に会合を持ち、報告を受けるとともに、適宜意見交換を行うなど緊密な連携を図っております。

2. コーポレート・ガバナンス体制の概要



3. その他の企業統治に関する事項

a 内部統制システムの整備の状況

当社は、2016年8月1日の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針の改定を決議し、運用しております。それまでに運用しておりました内部統制システムにかかる各種体制は、当社の子会社であるプレミアファイナンシャルサービス株式会社の内部統制システムとして整備、運用されていたものを承継したものであります。なお、2017年6月開催の取締役会において、財務報告に係る内部統制の基本方針及び基本計画書（2018年3月期）を決議いたしました。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役会については、「取締役会規程」に基づき、原則として1ヶ月に1回定時取締役会を実施し、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、取締役間の意思疎通を図るとともに、代表取締役の業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止します。
- b. 取締役会の決議によりコンプライアンス担当役員を定め、コンプライアンス統括部門を設置し、「コンプライアンス規程」に基づきコンプライアンス上の課題・問題把握に努めます。
- c. 内部監査部門は取締役及び使用人による職務執行を監査し、法令・定款違反行為を未然に防止します。
- d. 監査役は、「監査役監査基準」及び監査計画に基づき、取締役の職務執行を監査します。
- e. 取締役及び使用人が法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実について直接通報をすることができる手段として、「内部通報規程」に基づき、内部通報制度を運用します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役の職務の執行に係る情報を、文書又は電磁的記録（以下「文書等」という。）に記載又は記録し、「文書管理規程」に基づき経営上重要な機密文書として保存し、管理します。
- b. 前項の文書等について、取締役、監査役が必要に応じて閲覧できる状態に管理します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社の経営目標達成の阻害要因となるリスクに対して、そのリスクを把握し、適切に評価して管理するため、取締役会の決議によりリスク管理担当役員を定め、リスク管理統括部門を設置し、「リスク管理規程」に基づき、リスクの軽減等に積極的に取り組むものとします。
- b. 前項のリスクが顕在化した場合には、直ちにリスク管理担当役員を責任者とする対策本部を設置し、弁護士等の社外専門家の助言を受けて迅速な対応を行い、事態の悪化や損失の拡大を最小限にする体制を構築します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会の決議に基づく職務執行については、社内規程等に基づき、その責任者及び権限等を定め、効率的かつ円滑な職務の執行が行われる体制を構築します。
- b. 適切かつ迅速な意思決定を可能とするために情報システムを整備します。
- c. 原則として1ヶ月に1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、各部門において生じる問題の解決を適時かつ適切に行います。これにより、その担当職務の効率化を図り、全社的な業務の効率化を図ります。
- d. 取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を選任します。
- e. 中期経営計画及び各年度予算を策定し、代表取締役以下の取締役は、その達成に向けて職務を遂行し、取締役会にてその進捗、実績報告を行います。

(5) 監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a. 監査役が必要とした場合、代表取締役は監査役の職務を補助する使用人を選任します。
- b. 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動・評価等については、取締役と監査役が意見交換を行い決定します。
- c. 監査役より監査役の職務を補助することの要請を受けた使用人は、その要請に関して取締役の指揮命令を受けないものとします。

(6) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- a. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社に対して著しい損害を及ぼす事実、経営及び内部監査に関連する重要な事実、重大な法令・定款違反、その他取締役が重要と判断する事実が発生した場合には、速やかに監査役に報告するものとします。また、前述に関わらず監査役は、必要に応じて当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとします。
- b. 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて子会社の取締役及び使用人にその説明を求めることができるものとします。

(7) その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は、調査を必要とする場合には、内部監査部門等に協力・補助を要請して、監査が効率的に行われる体制を構築します。
- b. 監査役と代表取締役は、相互の意思疎通を図るために定期的な意見交換を実施します。
- c. 監査役は、監査の実効性を確保するため、必要に応じて内部監査部門、監査法人及び弁護士等の社外専門家を活用することができるものとします。
- d. 監査役がその職務執行について費用等の請求をしたときは、監査役の職務執行に必要な場合を除き、速やかにその費用を支出します。

(8) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社及び子会社から成る企業集団（「当社グループ」とする）における業務の適正を確保し、相互の利益と事業発展をもたらすことを目的として、関係会社管理規程を制定しております。

- a. 持分比率や影響度、会社の規模等を考慮し、経営指導契約を締結し、経営全般の指導及び助言を行います。
- b. 毎月の当社取締役会において定性面・定量面に関する報告を求めて、議論を行っております。
- c. 株主権に関しては、議案の内容を吟味したうえで、適切な株主権行使をしております。

b リスク管理体制の整備の状況

当社は、「リスク管理規程」を定め、リスク管理委員会を設置しております。当社グループ全体の重大な経営リスクを網羅的かつ横断的に定義し、各リスクの責任部門を定めてリスク管理体制を明確化するとともに、それらの重大な経営リスクに直面したときに実行すべき対応を定めております。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定することができる旨を定款で定めております。

当該定款の規定に基づき、社外取締役3名、常勤監査役1名、社外監査役2名と、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役、監査役のいずれについても金100万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 監査役監査及び内部監査の状況

当社は、監査役会設置会社として、常勤監査役1名、社外監査役2名体制により、監査役監査基準及び監査計画に基づき、取締役の職務執行及び執行役員業務執行の状況について、業務監査、会計監査並びにグループ会社向けの企業集団に関する監査をはじめ、独立監査人である会計監査人の監査に対する相当性の監査を行うとともに、その監査結果を取締役に報告しております。また、監査役会にて承認した監査方針、重点監査項目及び年間監査計画についても、取締役会へ報告しております。

監査役は、取締役会への常時出席、重要会議への出席、代表取締役と定期的に協議すること等により経営の監視機能を担っております。

内部監査については、内部監査に係る監査の実施基準並びに内部監査計画及び代表取締役の指示に基づき、内部監査部門（部門員3名）に所属する内部監査人が業務執行状況を監査し、その結果を代表取締役に月次報告し、また、監査役会に対し内部監査状況を報告しております。

内部監査の実施体制としては、代表取締役の下下に業務ラインから独立した内部監査組織として内部監査部門を設置し、内部監査規程及び代表取締役が承認した監査方針や監査計画に基づき、内部監査部門長をはじめとする監査担当者が業務運営の適切性や資産の健全性の確保を目的として、コンプライアンス、情報管理、会計、業務プロセスの観点から内部監査を実施しております。

また、内部監査の実施結果については、代表取締役に報告するとともに、必要に応じて被監査部門に対して再発防止策や抜本的な改善策の策定とそれらの実行を要請する等、適正化に向けた実効性ある内部監査活動の推進に取り組んでおります。

監査役、内部監査人及び会計監査人は、会計監査や業務監査を通じ連携を確保しており、定期的なミーティングを実施し必要に応じて意見交換を行うことで、経営活動全般を対象とした監査の質の向上を強化しております。また社内における諸問題の早期解決を図るため、内部監査部門と取締役・監査役との連携を強化しております。内部監査部門における監査結果は適宜代表取締役社長や取締役、監査役へ報告されており、問題点等がある場合は、適宜改善指示がなされております。

④ 会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、通常の会計監査に加え、重要な会計的課題について随時相談・検討を実施しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の指定有限責任社員・業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。また、継続監査年数が7年を超える者はおりません。

1. 業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名

指定有限責任社員 業務執行社員 遠藤 康彦（有限責任監査法人トーマツ）

指定有限責任社員 業務執行社員 野根 俊和（有限責任監査法人トーマツ）

指定有限責任社員 業務執行社員 朽木 利宏（有限責任監査法人トーマツ）

2. 監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者の構成は、監査法人の選定基準に基づき決定されております。

公認会計士 9名

その他 9名

（注）その他は、公認会計士試験合格者等であります。

⑤ 社外取締役及び社外監査役について

当社では、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては、東京証券取引所の独立役員に関する判断基準等を参考にしております。なお、当社は、社外取締役の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提としつつ、少数株主の保護や当社グループの事業課題に対する積極的な提言や問題提起を期待することができるか否かといった観点から候補者を選定しております。また、当社の独立社外取締役は、当社グループの事業と親和性の高い事業会社において、事業及び経営に長年携わったことによる豊富な経験と知見を兼ね備えており、社外取締役として当社経営の重要事項の決定に際し、適格な助言・意見具申を行っております。

当社は取締役6名のうち3名が社外取締役、監査役3名のうち2名が社外監査役であります。

社外取締役諸橋輝樹は、当社の支配株主であるAZ-S t a r 1号投資事業有限責任組合の運営会社AZ-S t a r 株式会社の子会社であり、当社をはじめ投資先企業の経営に携わったことによる豊富な経験と見識を兼ね備え、当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待されることから、選任しております。

社外取締役中川二博は、株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）で経験した事業及び経営に長年携わったことによる豊富な経験と見識を兼ね備えており、当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待されるため、選任しております。

社外取締役鈴木明美は、弁護士としての職務を通じて培われた法務に関する専門的な知識及び豊富な経験を有しており、当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待されるため、選任しております。

社外監査役樋口節夫は、公認会計士としての職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的な知識及び豊富な経験を有しており、社外監査役として、取締役の職務の執行の監査に十分な役割を果たすことが期待されるため、選任しております。

社外監査役森脇敏和は、長年事業及び経営に携わったことによる豊富な経験と見識を兼ね備えており、社外監査役として、取締役の職務の執行の監査に十分な役割を果たすことが期待されるため、選任しております。

なお、社外取締役及び社外監査役と当社との間の人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合は、代表取締役の指示により、各担当取締役又は執行役員が中心となって速やかに調査を行い、是正することとしております。また、監査役は常勤監査役を中心に、外部会計監査人からの報告後、調査結果に基づいた対応策等の報告を担当取締役へ求めることとしております。また当社では社外取締役や社外監査役が社内との連絡・調整を行う際、各担当取締役や常勤監査役、又は広報・秘書部門を通じて、社内の各部門が社外取締役や社外監査役の依頼を受け付けられる体制を整えております。

⑥ 役員報酬の内容

イ 提出会社の役員区分毎の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
2017年3月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	60,311	43,260	17,051	—	—	1
監査役 (社外監査役を除く)	3,840	3,840	—	—	—	1
社外取締役	—	—	—	—	—	—
社外監査役	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 上表の金額は記載単位未満を四捨五入して表示しております。

2. 取締役の報酬等の額は、当事業年度において支払われたか否かにかかわらず、当社が当事業年度において実際に支払った額、支払うべき額（会計上の見積条件をもとに費用化した金額を含む。以下同じ。）をもとに記載しております。

3. 「ストックオプション」に記載した金額は、取締役1名に対して交付している新株予約権に係る当事業年度における費用計上額であります。

4. 期末現在の人数は取締役3名、監査役2名であります。当事業年度に当社役員に就任しておりました取締役3名及び監査役2名のうち、取締役2名及び監査役1名は無報酬であります。

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の報酬等は、役員報酬規程に定める決定基準に則り、定款に基づき株主総会によって決議された報酬総額の限度額の範囲内で、取締役会での審議に基づいて決定しております。監査役の報酬等は、定款に基づき株主総会によって決議された報酬総額の限度額の範囲内で、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役会において決定しております。

⑦ 株式の保有状況

- イ 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
該当事項はありません。
- ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
該当事項はありません。
- ハ 保有目的が純投資目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
該当事項はありません。

⑧ 取締役の員数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

⑨ 取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。なお、取締役の選任については、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を図ることを目的とするものであります。

⑪ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、賠償責任に関する不安を除去することで、萎縮することなく適切に職務を遂行することを可能とし、もって期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

⑫ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、機動的な資本政策及び配当政策を行うことを目的として、剰余金の配当等、会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることとする旨を定款に定めております。なお、剰余金の配当の基準日については、中間配当は毎年9月30日、期末配当は毎年3月31日とし、加えて、中間・期末以外の配当も行うことができる旨、定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	8,500	—	13,500	28,925
連結子会社	11,200	—	14,500	3,400
計	19,700	—	28,000	32,325

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（最近連結会計年度の前連結会計年度）

該当事項はありません。

（最近連結会計年度）

当社は、監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるIFRSへの移行等にかかる助言業務を委託し対価を払っております。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査日数、監査実績等を勘案し、監査役会の同意を得て取締役会にて決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び要約四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しております。
- (2) 当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（2015年5月25日から2016年3月31日まで）及び当連結会計年度（2016年4月1日から2017年3月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（2015年5月25日から2016年3月31日まで）及び当事業年度（2016年4月1日から2017年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2017年7月1日から2017年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2017年4月1日から2017年9月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりであります。

- (1) 会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、同機構及び監査法人等が主催するセミナー等に参加する予定です。
- (2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針及び会計指針を作成し、それらに基づいて会計処理を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結財政状態計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
資産の部			
現金及び現金同等物	6, 10	5, 340, 130	4, 493, 889
金融債権	9, 10	7, 147, 839	7, 315, 455
その他の金融資産	7, 9, 10	1, 984, 990	2, 215, 494
有形固定資産	11	505, 469	475, 783
無形資産	12, 13	5, 642, 275	5, 607, 080
のれん	12, 13	2, 462, 697	2, 462, 697
持分法投資	30	-	1, 093, 179
繰延税金資産	17	187, 998	255, 758
その他の資産	8	4, 839, 390	5, 597, 943
資産合計		28, 110, 788	29, 517, 276
負債の部			
金融保証契約	9, 10	9, 368, 831	11, 188, 210
借入金	9, 15	8, 752, 373	6, 608, 005
その他の金融負債	9, 10, 14, 18	2, 241, 725	2, 326, 878
引当金	16	42, 042	54, 042
未払法人所得税等		241, 537	498, 200
繰延税金負債	17	1, 579, 177	1, 579, 691
その他の負債	19	2, 553, 000	2, 977, 939
負債合計		24, 778, 683	25, 232, 965
資本の部			
親会社の所有者に帰属する持分			
資本金	27	50, 000	50, 000
資本剰余金	27	2, 950, 000	2, 950, 000
利益剰余金	27	330, 659	1, 177, 360
その他の資本の構成要素		1, 446	102, 174
親会社の所有者に帰属する持分合計		3, 332, 105	4, 279, 534
非支配持分		-	4, 778
資本合計		3, 332, 105	4, 284, 312
負債及び資本合計		28, 110, 788	29, 517, 276

【要約四半期連結財政状態計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当第2四半期 連結会計期間 (2017年9月30日)
資産の部			
現金及び現金同等物	6	4,493,889	4,865,252
金融債権	6	7,315,455	8,707,058
その他の金融資産	6	2,215,494	2,439,140
有形固定資産		475,783	461,809
無形資産		5,607,080	5,569,506
のれん		2,462,697	2,462,697
持分法投資		1,093,179	2,022,912
繰延税金資産		255,758	87,411
その他の資産		5,597,943	4,771,925
資産合計		29,517,276	31,387,709
負債の部			
金融保証契約	6	11,188,210	12,319,138
借入金	7	6,608,005	6,740,757
その他の金融負債	6	2,326,878	2,015,836
引当金		54,042	57,165
未払法人所得税等		498,200	353,284
繰延税金負債		1,579,691	1,522,350
その他の負債		2,977,939	3,216,015
負債合計		25,232,965	26,224,545
資本の部			
親会社の所有者に帰属する持分			
資本金		50,000	50,000
資本剰余金		2,950,000	2,950,027
利益剰余金		1,177,360	1,990,357
その他の資本の構成要素		102,174	167,512
親会社の所有者に帰属する持分合計		4,279,534	5,157,897
非支配持分		4,778	5,267
資本合計		4,284,312	5,163,164
負債及び資本合計		29,517,276	31,387,709

②【連結損益計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (自 2015年5月25日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
営業収益	20, 22	5, 297, 191	7, 899, 687
その他の金融収益	23	3, 920	3, 351
持分法による投資利益	30	-	44, 817
その他の収益		2, 843	1, 925
収益合計		5, 303, 954	7, 949, 780
営業費用	21, 22	4, 621, 206	6, 522, 220
その他の金融費用	23	102, 982	126, 378
その他の費用		122	4, 076
費用合計		4, 724, 310	6, 652, 674
税引前利益		579, 644	1, 297, 106
法人所得税費用	17	248, 985	449, 094
当期利益		330, 659	848, 012
当期利益の所属			
親会社の所有者		330, 659	846, 701
非支配持分		-	1, 311
当期利益		330, 659	848, 012
親会社の所有者に帰属する			
1株当たり当期利益			
基本的1株当たり当期利益(円)	24	55.11	141.12
希薄化後1株当たり当期利益(円)	24	55.11	140.84

【要約四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	注記	前第2四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)
営業収益	8, 10	3, 907, 761	4, 443, 116
その他の金融収益	11	1, 123	318, 844
持分法による投資利益		17, 009	57, 730
その他の収益		909	7, 304
収益合計		3, 926, 801	4, 826, 995
営業費用	9, 10	3, 144, 213	3, 614, 817
その他の金融費用	11	79, 797	22, 924
その他の費用		1, 001	0
費用合計		3, 225, 010	3, 637, 741
税引前四半期利益		701, 791	1, 189, 254
法人所得税費用		259, 084	375, 860
四半期利益		442, 707	813, 394
四半期利益の所属			
親会社の所有者		441, 751	812, 998
非支配持分		956	397
四半期利益		442, 707	813, 394
親会社の所有者に帰属する			
1株当たり四半期利益			
基本的1株当たり四半期利益(円)	12	73.63	135.50
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	12	73.54	135.20

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	注記	前第2四半期連結会計期間 (自 2016年7月1日 至 2016年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)
営業収益	8, 10	2, 006, 699	2, 234, 832
その他の金融収益	11	581	3, 218
持分法による投資利益		10, 013	32, 615
その他の収益		203	2, 410
収益合計		2, 017, 496	2, 273, 075
営業費用	9, 10	1, 638, 819	1, 838, 583
その他の金融費用	11	24, 285	49, 473
その他の費用		1, 001	-
費用合計		1, 664, 106	1, 888, 056
税引前四半期利益		353, 390	385, 019
法人所得税費用		109, 540	124, 851
四半期利益		243, 850	260, 168
四半期利益の所属			
親会社の所有者		243, 529	259, 940
非支配持分		321	228
四半期利益		243, 850	260, 168
親会社の所有者に帰属する			
1株当たり四半期利益			
基本的1株当たり四半期利益(円)	12	40.59	43.32
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	12	40.54	42.56

③【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度	当連結会計年度
		(自 2015年5月25日 至 2016年3月31日)	(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
当期利益		330,659	848,012
その他の包括利益			
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額			
在外営業活動体の換算差額		-	471
持分法によるその他の包括利益	30		
持分法によるその他の包括利益		-	60,372
持分法によるその他の包括利益に係る法人所得税		-	△ 18,526
税引後その他の包括利益		-	42,317
当期包括利益		330,659	890,329
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		330,659	888,773
非支配持分		-	1,556
当期包括利益		330,659	890,329

【要約四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 注記 (自 2016年4月1日 至 2016年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)
四半期利益	442,707	813,394
その他の包括利益		
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額		
在外営業活動体の換算差額	△ 419	362
持分法によるその他の包括利益		
持分法によるその他の包括利益	△ 53,697	35,752
税引後その他の包括利益	△ 54,116	36,114
四半期包括利益	388,590	849,508
四半期包括利益の帰属		
親会社の所有者	387,852	848,927
非支配持分	738	581
四半期包括利益	388,590	849,508

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結会計期間 注記 (自 2016年7月1日 至 2016年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)
四半期利益	243,850	260,168
その他の包括利益		
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額		
在外営業活動体の換算差額	△ 39	190
持分法によるその他の包括利益		
持分法によるその他の包括利益	△ 6,417	29,145
税引後その他の包括利益	△ 6,456	29,336
四半期包括利益	237,395	289,504
四半期包括利益の帰属		
親会社の所有者	237,093	289,179
非支配持分	301	325
四半期包括利益	237,395	289,504

④【連結持分変動計算書】

(単位：千円)

		親会社の所有者に帰属する持分				
					その他の資本の構成要素	
	注記	資本金	資本剰余金	利益剰余金	新株予約権	持分法によるその他の包括利益
2015年5月25日残高		500	-	-	-	-
当期包括利益						
当期利益		-	-	330,659	-	-
当期包括利益合計		-	-	330,659	-	-
所有者との取引額等						
新株の発行	27	1,499,750	1,499,750	-	-	-
資本金から資本剰余金への振替	27	△ 1,450,250	1,450,250	-	-	-
株式に基づく報酬取引	25	-	-	-	1,446	-
所有者との取引額等合計		49,500	2,950,000	-	1,446	-
2016年3月31日残高		50,000	2,950,000	330,659	1,446	-
当期包括利益						
当期利益		-	-	846,701	-	-
その他の包括利益		-	-	-	-	41,846
当期包括利益合計		-	-	846,701	-	41,846
所有者との取引額等						
子会社の設立に伴う払込		-	-	-	-	-
株式に基づく報酬取引	25	-	-	-	58,656	-
所有者との取引額等合計		-	-	-	58,656	-
2017年3月31日残高		50,000	2,950,000	1,177,360	60,102	41,846

		親会社の所有者に帰属する持分				
		その他の資本の構成要素				
	注記	在外営業活動体の換算差額	計	合計	非支配持分	資本合計
2015年5月25日残高		-	-	500	-	500
当期包括利益						
当期利益		-	-	330,659	-	330,659
当期包括利益合計		-	-	330,659	-	330,659
所有者との取引額等						
新株の発行	27	-	-	2,999,500	-	2,999,500
資本金から資本剰余金への振替	27	-	-	-	-	-
株式に基づく報酬取引	25	-	1,446	1,446	-	1,446
所有者との取引額等合計		-	1,446	3,000,946	-	3,000,946
2016年3月31日残高		-	1,446	3,332,105	-	3,332,105
当期包括利益						
当期利益		-	-	846,701	1,311	848,012
その他の包括利益		226	42,072	42,072	245	42,317
当期包括利益合計		226	42,072	888,773	1,556	890,329
所有者との取引額等						
子会社の設立に伴う払込		-	-	-	3,222	3,222
株式に基づく報酬取引	25	-	58,656	58,656	-	58,656
所有者との取引額等合計		-	58,656	58,656	3,222	61,878
2017年3月31日残高		226	102,174	4,279,534	4,778	4,284,312

【要約四半期連結持分変動計算書】

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分					その他の資本の構成要素 持分法によるその他の 包括利益
	注記	資本金	資本剰余金	利益剰余金	新株予約権	
2016年4月1日残高		50,000	2,950,000	330,659	1,446	-
四半期包括利益						
四半期利益		-	-	441,751	-	-
その他の包括利益		-	-	-	-	△ 53,697
四半期包括利益合計		-	-	441,751	-	△ 53,697
所有者との取引額等						
子会社の設立に伴う払込		-	-	-	-	-
非支配株主との資本取引		-	-	-	-	-
株式に基づく報酬取引		-	-	-	29,408	-
所有者との取引額等合計		-	-	-	29,408	-
2016年9月30日残高		50,000	2,950,000	772,410	30,855	△ 53,697

	親会社の所有者に帰属する持分					
	その他の資本の構成要素					
	注記	在外営業活 動体の換算 差額	計	合計	非支配持分	資本合計
2016年4月1日残高		-	1,446	3,332,105	-	3,332,105
四半期包括利益						
四半期利益		-	-	441,751	956	442,707
その他の包括利益		△ 201	△ 53,899	△ 53,899	△ 218	△ 54,116
四半期包括利益合計		△ 201	△ 53,899	387,852	738	388,590
所有者との取引額等						
子会社の設立に伴う払込		-	-	-	3,222	3,222
非支配株主との資本取引		-	-	-	-	-
株式に基づく報酬取引		-	29,408	29,408	-	29,408
所有者との取引額等合計		-	29,408	29,408	3,222	32,630
2016年9月30日残高		△ 201	△ 23,044	3,749,366	3,960	3,753,325

(単位：千円)

親会社の所有者に帰属する持分

注記	親会社の所有者に帰属する持分				その他の資本の構成要素
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	新株予約権	持分法によるその他の包括利益
2017年4月1日残高	50,000	2,950,000	1,177,360	60,102	41,846
四半期包括利益					
四半期利益	-	-	812,998	-	-
その他の包括利益	-	-	-	-	35,752
四半期包括利益合計	-	-	812,998	-	35,752
所有者との取引額等					
子会社の設立に伴う払込	-	-	-	-	-
非支配株主との資本取引	-	27	-	-	-
株式に基づく報酬取引	-	-	-	29,408	-
所有者との取引額等合計	-	27	-	29,408	-
2017年9月30日残高	50,000	2,950,027	1,990,357	89,511	77,598

親会社の所有者に帰属する持分

その他の資本の構成要素

注記	親会社の所有者に帰属する持分				
	在外営業活動の換算差額	計	合計	非支配持分	資本合計
2017年4月1日残高	226	102,174	4,279,534	4,778	4,284,312
四半期包括利益					
四半期利益	-	-	812,998	397	813,394
その他の包括利益	177	35,930	35,930	185	36,114
四半期包括利益合計	177	35,930	848,927	581	849,508
所有者との取引額等					
子会社の設立に伴う払込	-	-	-	-	-
非支配株主との資本取引	-	-	27	△ 92	△ 65
株式に基づく報酬取引	-	29,408	29,408	-	29,408
所有者との取引額等合計	-	29,408	29,436	△ 92	29,344
2017年9月30日残高	404	167,512	5,157,897	5,267	5,163,164

⑤【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

注記	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自 2015年5月25日 至 2016年3月31日)		(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー				
		579,644		1,297,106
		206,184		335,448
		130,027		126,922
		△ 1,390,348		△ 167,616
		2,383,853		1,819,379
		2,078,026		△ 281,474
		△ 14,103		305,401
		△ 311,456		△ 764,306
		△ 610,687		414,620
		-		△ 44,817
		△ 50,123		182,505
		3,001,017		3,223,169
		1,562		310
		△ 137,447		△ 114,990
		△ 153,481		△ 339,358
		2,711,651		2,769,131
投資活動によるキャッシュ・フロー				
		-		△ 1,009,514
		△ 70,048		△ 88,027
		△ 283,903		△ 195,264
		△ 5,719,756		-
		-		△ 44,546
		1,214,600		23,229
		△ 36,514		△ 123,793
		35,304		45,202
		△ 4,860,317		△ 1,392,714
財務活動によるキャッシュ・フロー				
		5,775,946		2,718,596
		△ 7,600,434		△ 2,354,593
		9,551,289		3,480,750
		△ 3,154,292		△ 5,989,121
		△ 83,713		△ 81,872
		3,000,000		-
		-		3,374
		7,488,796		△ 2,222,866
		5,340,130		△ 846,449
		-		5,340,130
		-		208
		5,340,130		4,493,889

【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 当第2四半期連結累計期間	
注記	(自 2016年4月1日 至 2016年9月30日)	(自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期利益	701,791	1,189,254
減価償却費及び償却費	158,932	166,187
その他の金融収益及び金融費用	67,219	△ 282,350
金融債権の増減額(△は増加)	△ 84,642	△ 1,391,603
金融保証契約の増減額(△は減少)	695,808	1,130,928
その他の金融資産の増減額(△は増加)	58,895	△ 237,782
その他の金融負債の増減額(△は減少)	△ 280,296	△ 310,774
その他の資産の増減額(△は増加)	835,800	825,650
その他の負債の増減額(△は減少)	145,390	264,927
持分法による投資利益	△ 17,009	△ 57,730
その他	98,261	4,953
小計	2,380,147	1,301,660
利息及び配当金の受取額	87	63,386
利息の支払額	△ 68,122	△ 57,782
法人所得税等の支払額	△ 207,793	△ 394,699
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,104,319	912,564
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	△ 987,155	△ 539,056
有形固定資産の取得による支出	△ 12,542	△ 33,259
無形資産の取得による支出	△ 171,334	△ 42,128
貸付金貸付による支出	△ 11,220	△ 6,350
貸付金回収による収入	118	2,597
差入保証金の差入による支出	△ 73,411	△ 29,990
差入保証金の回収による収入	15,505	17,065
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,240,039	△ 631,120
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の借入による収入	791,716	3,200,000
短期借入金の返済による支出	△ 559,000	△ 2,222,000
長期借入金の返済による支出	△ 1,176,472	△ 852,864
リース債務の返済による支出	△ 47,026	△ 35,330
非支配株主からの払い込みによる収入	3,222	-
非支配持分からの子会社株式の持分取得による支出	-	△ 65
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 987,560	89,742
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△ 123,280	371,186
現金及び現金同等物の期首残高	5,340,130	4,493,889
現金及び現金同等物の為替換算による影響	△ 376	178
現金及び現金同等物の四半期末残高	5,216,474	4,865,252

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

当社は、日本国に所在する株式会社であります。当社が登記している本社、主要な営業所の住所は東京都港区六本木一丁目9番9号であります。当社の連結財務諸表は3月31日を期末日とし、当社及びその子会社（以下あわせて「当社グループ」）並びに当社グループの関連会社及び共同支配企業に対する持分により構成されます。当社グループは、オートクレジットを中心とした「クレジット事業」、「ワランティ事業」、「その他事業（整備事業）」、「その他事業（海外事業）」を展開しております。当社グループの主な事業内容は「3. 重要な会計方針 (12) 収益」に記載しております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨の記載

当社グループの連結財務諸表は連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しております。

当社は、2015年5月25日の設立時よりIFRSを適用しており、初度適用の免除規定等は採用していません。

なお、当社は、2015年5月25日に設立されたため、2016年3月期については、2015年5月25日から2016年3月31日までの10ヶ月と7日となっております。

(2) 測定の基礎

連結財務諸表は、「注記3. 重要な会計方針」に記載されている、公正価値で測定されている特定の資産及び負債を除き、取得原価を基礎として作成しています。

(3) 機能通貨及び表示通貨

連結財務諸表は当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、千円単位で四捨五入して表示しております。

(4) 連結財務諸表の承認

本連結財務諸表は、2017年11月9日に取締役会によって承認されております。

(5) 未適用の公表済み基準書及び解釈指針

連結財務諸表の承認日までに公表されている主な基準及び解釈指針の新設又は改訂は次のとおりであり、2017年3月31日現在において当社グループはこれらを適用していません。適用による当社グループへの影響は検討中であり、現時点で見積ることはできません。

基準書	基準名	強制適用時期 (以降開始年度)	当社グループ 適用時期	新設・改訂の概要
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	2018年1月1日	2019年3月期	収益認識の包括的な基準
IFRS第9号	金融商品	2018年1月1日	2019年3月期	ヘッジ会計、減損会計、分類及び測定に関する改訂
IFRS第16号	リース	2019年1月1日	2020年3月期	リース会計に関する改訂
IAS第7号	キャッシュ・フロー計算書	2017年1月1日	2018年3月期	財務活動から生じる負債の変動に関する開示の要求

3. 重要な会計方針

(1) 連結の基礎

当連結財務諸表は、当社の財務諸表及び当社グループが支配している（組成された企業を含む。）企業の財務諸表を連結しております。支配は、以下のすべてを満たす場合に達成されます。

- ・当社が投資先に対してパワーを有している
- ・当社が投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有している
- ・当社がそのリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力を有している

当社は、上述の支配の3つの要素のいずれかに変化があったことを示す事実や状況がある場合には、投資先を支配しているかどうかを再検討しております。

当社グループの会計方針と子会社の会計方針を一致させるため、必要に応じて、当該連結子会社の財務諸表に調整を加えております。グループ企業間の取引に関連するグループ内の資産及び負債、資本、収益、費用及びキャッシュ・フローは、連結財務諸表作成にあたり全額消去しております。

子会社に対する当社グループの所有持分の変動で支配の喪失にならない取引は、資本取引として会計処理されます。当社グループが子会社の支配を喪失する場合、利得又は損失は、(i)受取対価の公正価値及び残存持分の公正価値の合計と(ii)子会社の資産（のれんを含む。）及び負債並びに非支配持分の従前の帳簿価額との間の差額として算定され、純損益に認識されます。

(2) 企業結合

事業の取得は「取得法」で会計処理をしております。企業結合で移転された対価は、被取得企業の支配と交換に、当社グループが移転した資産、当社グループに発生した被取得企業の従前の所有者に対する負債及び当社グループが発行した資本持分の取得日の公正価値の合計として測定されます。取得関連コストは発生時に純損益で認識します。

取得日において、識別可能な取得した資産及び引受けた負債は、以下を除き、取得日における公正価値で認識されます。

- ・繰延税金資産（又は繰延税金負債）及び従業員給付契約に関連する資産（又は負債）は、それぞれIAS第12号「法人所得税」及びIAS第19号に従って認識し測定されます。
- ・「被取得企業の株式に基づく報酬契約」又は「被取得企業の株式に基づく報酬契約を当社グループの契約に置換えるために発行された当社グループの株式に基づく報酬契約」に関する負債又は資本性金融商品は、取得日にIFRS第2号に従って測定されます。
- ・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的保有に分類される資産又は処分グループは、当該基準書に従って測定されます。

のれんは、移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額、及び取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分（もしあれば）の公正価値の合計金額が、取得した識別可能な資産と引受けた負債の取得日における正味の金額を上回る場合にその超過額として測定されます。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益で認識されます。

(3) 外貨換算

① 外貨建取引

個々の企業の財務諸表を作成する際、その企業の機能通貨以外の通貨（外国通貨）での取引は、取引日の為替レートで計上されます。各報告期間の末日に、外貨建貨幣性項目は、期末日における為替レートで再換算されます。公正価値で計上されている外貨建非貨幣性項目は、公正価値を算定した日の為替レートで再換算されます。取得原価で測定されている外貨建非貨幣性項目は、再換算されません。

② 在外営業活動体

連結財務諸表を表示するために、当社グループの在外営業活動体の資産及び負債は、各報告期間の末日における為替レートにより日本円で表示されます。損益項目は、その期間中の為替レートが著しく変動していない限り、その期間の平均為替レートで換算されております。著しい変動がある場合には、取引日の為替レートが使用されます。為替差額が生じた場合、その他の包括利益で認識され「在外営業活動体の換算差額」という名称で資本に累積されます。

(4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資です。

(5) 金融商品

① 認識

当社グループは、金融資産及び金融負債について、金融商品の契約条項の当事者となる時点で認識しております。

② 分類

(a) 非デリバティブ金融資産

金融資産はその性質と保有目的により i) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産、ii) 満期保有目的投資、iii) 貸付金及び債権、iv) 売却可能金融資産に分類されます。

i) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

金融資産のうち売買目的で保有しているもの及び当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定したものについては、公正価値で当初測定しその変動を純損益として認識しております。当初認識時の取引コストは発生時に純損益として認識しております。また、金融資産からの利息及び配当金については、金融収益の一部として純損益として認識しております。

ii) 満期保有目的投資

固定又は決定可能な支払金額と固定の満期を有するデリバティブ以外の金融資産のうち当社グループが満期まで保有する明確な意図と能力を有するもので、貸付金及び債権に該当しないものは満期保有目的投資に分類されます。満期保有目的投資は直接帰属する取引コストも含めた公正価値で当初認識しております。当初認識後、実効金利法を用いた償却原価により測定しております。実効金利法による利息収益は純損益で認識しております。

iii) 貸付金及び債権

支払額が固定又は決定可能なデリバティブ以外の金融資産のうち、活発な市場での公表価格がないもので、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び売却可能金融資産に該当しない金融資産は、貸付金及び債権に分類されます。貸付金及び債権は、直接帰属する取引コストも含めた公正価値で当初認識しております。当初認識後、実効金利法を用いた償却原価により測定しております。実効金利法による利息収益は純損益で認識しております。

iv) 売却可能金融資産

デリバティブ以外の金融資産のうち、当初認識時に売却可能に指定されたもの、又は他のいずれの分類にも該当しないものは売却可能金融資産に分類されます。売却可能金融資産は直接帰属する取引コストも含めた公正価値で当初認識し、当初認識後は公正価値で測定し変動額をその他の包括利益の「売却可能金融資産の公正価値の変動」として認識します。ただし必要な場合には減損損失を純損益として認識します。配当金については、金融収益の一部として、純損益として認識しております。売却可能金融資産の認識を中止した場合、その他の包括利益に計上されている累積損益は純損益に振り替えられます。

(b) 非デリバティブ金融負債

当社グループは非デリバティブ金融負債を公正価値（直接帰属する取引コストを控除後）で当初認識しております。売買目的で保有する非デリバティブ金融負債は、当初認識後公正価値で測定し、その変動については純損益として認識しております。売買目的以外で保有する非デリバティブ金融負債については、当初認識後、実効金利法を用いた償却原価により測定しております。

i) 金融保証契約

金融保証契約とは、負債性金融商品の当初又は変更後の条件に従った期日が到来しても、特定の債務者が支払を行わないために保証契約保有者に発生する損失を契約発行者がその保有者に対し補填することを要求する契約です。

これら金融保証契約は当初契約時点において、公正価値により測定しています。当該負債は当初認識後、金融保証契約期間に亘り、規則的な方法により償却し、純損益として認識しております。当初認識後は、当該金融保証契約により生じる債務の決済のために要する支出の最善の見積額と将来受取保証料総額の未償却残高のうち、いずれか高い方で測定しています。

(c) デリバティブ資産及びデリバティブ負債

為替予約取引については、報告日の先物為替相場に基づく方法により、公正価値で当初測定し、その変動は純損益として認識しています。

③ 金融資産及び金融負債の認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、又は当該金融資産の所有にかかるリスク及び便益を実質的にすべて移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。また当社グループは、金融負債が消滅した場合、つまり、契約上の義務が免責、取消又は失効となった場合に、金融負債の認識を中止しております。

④ 相殺

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

⑤ 償却原価で測定する金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定される金融資産の減損の証拠を、個別の資産ごとに検討するとともに全体としても検討しております。契約条件に従って全額を回収できない可能性が高いと判断される資産については、個別に減損の有無を評価しております。減損の認識及び測定にあたっては、投資格付、投資契約の内容、担保の状況、キャッシュ・フローに係る権利及び優位性、並びに発行体の状況を総合的に評価しております。個別に減損する必要がない資産については、発生しているが識別されていない減損の有無の評価を全体として実施しております。全体として減損の有無の評価を行う際には、貸倒実績率及び将来倒産確率等により、回収不能見込み額を算定しております。減損損失を認識する場合は、当該資産の帳簿価額を直接、又は貸倒引当金を通じて、減額しております。

(6) 有形固定資産

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示されます。

減価償却費は、資産の残存価額控除後の取得原価を償却するために、定額法により耐用年数にわたって認識されます。ファイナンス・リース資産は自社保有資産と同様に、予想耐用年数にわたって減価償却されます。しかしながら、リース期間満了までの間に所有権が移転する合理的な確実性がない場合には、資産はリース期間と耐用年数のいずれか短い期間で減価償却されます。

主要な有形固定資産の前連結会計年度及び当連結会計年度における見積耐用年数は次のとおりであります。

・建物附属設備	5～18年
・器具備品	3～20年
・車両（リース）	5年

見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各報告期間の末日に見直され、見積りの変更による影響は将来に向かって会計処理されます。

処分時又は、継続した資産の使用から将来の経済的便益が期待できなくなった時点で、有形固定資産項目の認識を中止します。有形固定資産の処分又は除却から生じる利得又は損失は、売却収入と帳簿価額との間の差額として算定され、純損益で認識されます。

(7) のれん及び無形資産

① のれん

事業の取得から生じるのれんは、事業の取得日に計上された取得原価から減損損失累計額を控除した金額で計上されます。

減損テストの目的のため、のれんは企業結合によるシナジーを享受できると見込まれる当社グループの各資金生成単位（又は、資金生成単位のグループ）に配分されます。

のれんが配分された資金生成単位については、毎年、又はその生成単位に減損の兆候がある場合はより頻繁に減損テストを行います。当該資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合、減損損失を、まず当該資金生成単位に配分されたのれんに配分し、次に資金生成単位におけるその他の資産の帳簿価額の比例割合で各資産に配分します。のれんの減損損失は、純損益に直接認識され、以後の期間に戻りません。

② 無形資産

無形資産の測定には、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

企業結合で取得した無形資産は、取得日の公正価値で測定しております。

耐用年数を確定できる無形資産は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示されます。償却費は、見積耐用年数にわたって定額法で計上されます。

耐用年数を確定できる主要な無形資産の前連結会計年度及び当連結会計年度における見積耐用年数は次の通りです。

- ・ソフトウェア 5年
- ・契約関連資産 20年

見積耐用年数及び償却方法は、各報告期間の末日に見直され、見積りの変更による影響は将来に向かって会計処理されます。

耐用年数を確定できない無形資産は、取得原価から減損損失累計額を控除した額で表示されます。

処分時点、又は使用（又は処分）による将来の経済的便益が期待できなくなった時点で、無形資産の認識を中止します。無形資産の認識の中止から生じる利得又は損失は、正味処分収入と資産の帳簿価額との間の差額として算定され、認識の中止時点で純損益に認識されます。

(8) 非金融資産の減損

当社グループは、各報告期間の末日ごとに、有形固定資産及び無形資産が減損損失にさらされている兆候の有無を判定するために、有形固定資産及び無形資産の帳簿価額をレビューしております。減損の兆候がある場合には、減損損失の程度を算定するために、回収可能価額の見積りを行います。個別資産の回収可能価額を見積ることができない場合には、当社グループは、その資産の属する資金生成単位の回収可能価額を見積ります。合理的かつ首尾一貫した基礎で配分できる場合には、全社資産も個々の資金生成単位に配分され、そうでない場合には、これらは合理的で首尾一貫した配分基礎を識別し得る最小の資金生成単位に配分されます。

耐用年数が確定できない無形資産及び未だ利用可能でない無形資産については、少なくとも毎年、さらには減損の兆候がある場合にはいつでも減損テストを実施しております。

回収可能価額は、処分コスト控除後公正価値に基づき算定しています。処分コスト控除後公正価値は、マルチプル法に基づく手法として、翌期の事業計画に基づくEBITDA、及び、EV/EBITDA倍率を用いて算定しています。資金生成単位に関するEV/EBITDA倍率は、当該資金生成単位と類似した特性を示す日本国内の事業に関する公表データによるものであります。

資産（又は資金生成単位）の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合、資産（又は資金生成単位）の帳簿価額は、回収可能価額まで減額されます。

減損損失を事後に戻入れる場合、当該資産（又は資金生成単位）の帳簿価額は、当該資産（又は資金生成単位）について、過年度において減損損失が認識されなかったとした場合の帳簿価額を超えない範囲で、改訂後の見積回収可能価額まで増額します。

(9) 従業員給付

① 確定拠出年金制度

当社及び一部の子会社では、確定拠出年金制度を採用しております。確定拠出年金制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払について法的又は推定的債務を負わない退職後給付制度であります。確定拠出型年金制度の拠出額は、従業員がサービスを提供した期間に、純損益として認識しております。

② 短期及びその他の長期従業員給付

短期従業員給付に関して認識する負債は、関連する勤務と交換に支払うと見込まれる給付の割引かない金額で測定します。

その他の長期従業員給付に関して認識する負債は、報告日までに従業員が提供する関連する勤務について、当社グループが支払うと見込まれる見積将来キャッシュ・フローの現在価値で測定します。

(10) 引当金

当社グループでは、過去の事象の結果として、現在の債務（法的債務又は推定的債務）が存在し、当社グループが当該債務の決済を要求される可能性が高く、かつ当該債務の金額について信頼性をもって見積りができる場合に、引当金を認識します。

引当金として認識された金額は、債務に関するリスク及び不確実性を考慮に入れた報告期間の末日における当該現在の債務を決済するために要する対価の最善の見積りであります。引当金が、現在の債務の決済のための見積キャッシュ・フローを使用し測定される場合には、引当金の帳簿価額は、そのキャッシュ・フローの現在価値です。

(11) 株式報酬

従業員及び他の類似サービス提供者への持分決済型の株式に基づく報酬は、付与日の資本性金融商品の公正価値で測定します。

持分決済型の株式に基づく報酬の付与日に算定した公正価値は、最終的に権利が確定する資本性金融商品についての当社グループの見積りに基づき、権利確定期間にわたって費用計上し、対応して資本が増加します。

(12) 収益

当社グループにおける主なサービス内容は以下の通りです。

- ・クレジット（立替払方式）：立替払方式とは、加盟店が行うお客様への商品販売等を条件として、その代金の全部又は一部に相当する金額を、当社子会社であるプレミアムファイナンシャルサービス株式会社（以下「PFS」という。）が加盟店へ立替払いし、お客様から分割返済を受ける方式をいいます。

- ・クレジット（提携ローン方式）：提携ローン方式とは、金融機関がお客様に対する資金融資を行う一方で、お客様の審査や加盟店に対する立替金の精算、お客様からの分割返済に係る事務全般をPFSに委託する方式をいいます。

- ・ワランティ：ワランティとは、お客様が保有する物品に故障が発生したときに、あらかじめ定めた保証の適用範囲内において、無償で修理が受けられるサービスです。

当社グループでは、収益を、受領した又は受領可能な対価の公正価値により測定しております。収益からは顧客の返品の見積、レポート及びその他の類似の引当が差し引かれております。

①サービスの提供

サービスの提供に係る収益は、以下のすべての条件が満たされた場合に、その契約の進捗度を参照して認識されます。

- ・収益の金額を信頼性をもって測定できること
- ・取引に関連する経済的便益が企業に流入する可能性が高いこと
- ・期末日において取引の進捗度を信頼性をもって測定できること
- ・取引に関連して発生した原価及び取引の完了に要する原価を信頼性をもって測定できること

当社における主なサービスの提供に関する収益認識の方針は以下のとおりであります。

- ・ワランティ：主として顧客との契約に基づく役務提供において、その契約に基づく役務提供期間に応じて収益を認識しております。

②利息収益

金融資産からの利息収益は、経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、収益の金額を信頼性をもって測定できる場合に認識されます。利息収益は、元本残高、及び金融資産の予想残存期間にわたる見積将来キャッシュ・フロー受取額を当初認識時の資産の正味帳簿価額まで正確に割引く実効金利を参照して、実効金利法により発生時に認識しております。

(13) 法人所得税

① 当期税金

当期法人所得税は、当期の課税所得に基づいております。課税される収益又は減額される費用項目や、さらに課税されない収益又は減額されない費用項目のため、課税所得は、連結損益計算書上で報告される税引前利益とは異なります。当社グループの当期税金の算定には、報告期間の末日までに実質的に制定されている税率を使用しております。

② 繰延税金

繰延税金は、連結財務諸表上の資産及び負債の帳簿価額と、課税所得の計算に使用される対応する税務基準額との一時差異について認識されます。繰延税金負債は、通常、すべての将来加算一時差異について認識されます。繰延税金資産は、通常、将来減算一時差異を利用できる課税所得が利用可能である可能性が高い範囲内において、すべての将来減算一時差異について認識されます。会計上の利益にも課税所得にも影響しない取引における資産及び負債の（企業結合取引を除く。）当初認識から生じる一時差異については、これらに対する繰延税金資産及び負債は認識しておりません。さらに、繰延税金負債は、一時差異がのれんの当初認識より生じる場合には認識していません。

繰延税金負債は、子会社、関連会社及び共同支配企業に対する投資に係る将来加算一時差異について認識しております。ただし、一時差異の解消時期を当社グループがコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合には認識していません。そのような投資及び持分に関連する将来減算一時差異から発生する繰延税金資産は、一時差異からの便益を利用するのに十分な課税所得がある可能性が高く、予測可能な将来の期間に解消する可能性が高い範囲でのみ認識されます。

繰延税金資産の帳簿価額については報告期間の末日ごとにレビューし、繰延税金資産の全額又は一部が実現するだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。

繰延税金負債及び資産は、報告期間の末日までに制定されている又は実質的に制定されている税率(及び税法)に基づいて、負債を決済する(又は資産が実現する)期において、適用されると予想される税率で測定されます。

繰延税金負債及び繰延税金資産の測定は、報告期間の末日時点で当社グループが資産及び負債の帳簿価額の回収又は決済を見込んでいる方法から生ずる税務上の影響を反映しております。

繰延税金資産及び負債は、当期税金負債と当期税金資産を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、相殺しております。

(14) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しております。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しております。

(15) セグメント情報

事業セグメントとは、他の事業セグメントとの取引を含む、収益を稼得し費用を発生させる事業活動の構成単位であります。すべての事業セグメントの事業の成果は、個別にその財務情報が入手可能なものであり、かつ各セグメントへの経営資源の配分及び業績の評価を行うために、当社の最高経営責任者が定期的にレビューしております。

4. 重要な見積り及び判断の利用

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成に当たって、当社グループは、将来に関する見積り及び仮定の設定を行っております。会計上の見積りの結果は、その性質上、関連する実際の結果と異なる場合があります。翌連結会計年度における資産や負債の帳簿価額に重要な影響を生じさせるようなリスクを伴う見積り及び仮定は、次のとおりであります。

(1) のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の評価（注記3 重要な会計方針(7)及び注記12 のれん及び無形資産及び注記13 非償却資産の減損）

当社グループが計上するのれん及び耐用年数が確定できない無形資産は、少なくとも年1回減損テストを行っており、さらに減損の兆候がある場合には、その都度、減損テストを実施しています。のれんの回収可能価額は、処分コスト控除後公正価値に基づき算定しています。当該算定に当たっては、当社グループの経営者による事業環境や市場環境を考慮した判断及び仮定を前提としており、前提とした状況が変化すれば、回収可能価額の算定結果が著しく異なる結果となる可能性があるため、当社グループでは当該見積りは重要なものであると判断しております。

(2) 繰延税金資産の回収可能性（注記3 重要な会計方針(13)及び注記17 繰延税金及び法人所得税費用）

当社グループは、ある資産及び負債の連結財政状態計算書上の帳簿価額と税務上の基準額との間に生じる一時差異に対して、繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。当該繰延税金資産及び繰延税金負債の算定には、期末日において施行され、又は実質的に施行されている法令に基づき、関連する繰延税金資産が実現する時、又は繰延税金負債が決済される時において適用されると予想される税率を使用しております。繰延税金資産は、将来の課税所得を稼得する可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異及びすべての未使用の繰越欠損金及び税額控除について認識しております。将来の課税所得の見積りは、経営者により承認された事業計画等に基づき算定され、当社グループの経営者による主観的な判断や仮定を前提としております。当該前提とした状況の変化や将来の税法の改正等により、繰延税金資産や繰延税金負債の金額に重要な影響を及ぼす可能性があるため、当社グループでは、当該見積りは重要なものであると判断しております。

(3) 償却原価で測定する金融資産の減損（注記3 重要な会計方針(5)及び注記9 金融リスク管理）

当社グループは、償却原価で測定する金融資産について、四半期毎に減損していることを示す客観的な証拠が存在するかについて評価を行っております。当該客観的な証拠が存在する場合、その帳簿価額と当該資産の当初の実効金利で割り引いた見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額を、減損損失として認識しております。将来キャッシュ・フローの見積りに際しては、債務不履行の可能性、回復の時期、発生損失額に関する過去の傾向を考慮し、現在の経済及び信用状況によって実際の損失が過去の傾向より過大又は過少になる可能性を、当社グループの経営者が判断しております。これらの見積り及び仮定は、前提とした状況が変化すれば、償却原価で測定する金融資産の減損損失の金額が著しく異なる可能性があるため、当社グループでは、当該見積りは重要なものであると判断しております。

(4) 収益の認識（注記3 重要な会計方針(12)）

当社グループは、収益の認識について、受領した又は受領可能な対価の公正価値により測定して認識しております。

金融資産からの利息収益は、経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、収益の金額を信頼性をもって測定できる場合に認識されます。利息収益は、元本残高、及び金融資産の予想残存期間にわたる見積将来キャッシュ・フロー受取額を当初認識時の資産の正味帳簿価額まで正確に割引く実効金利を参照して、実効金利法により発生時に認識しております。これらの見積り及び仮定は、前提とした状況が変化すれば、収益の認識の金額が著しく異なる可能性があるため、当社グループでは、当該見積りは重要なものであると判断しております。

5. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

当社グループは、本社ですべてのサービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しており、「クレジット関連事業」を報告セグメントとしております。

「クレジット関連事業」は当社グループにおける主な事業サービスである「クレジット事業」及び「ワランティ事業」のほか、周辺事業である「その他事業（整備事業）」、「その他事業（海外事業）」を含んでおります。

(2) 報告セグメントの営業収益及び利益

報告セグメントが1つであるため、報告セグメントの営業収益及び利益の記載を省略しております。

(3) 地域別に関する情報

当社グループは、外部顧客からの国内に帰属する営業収益が、連結損益計算書の営業収益の大部分を占めるため、地域別の営業収益の記載を省略しています。

また、国内所在地に帰属する非流動資産の帳簿価額が、連結財政状態計算書の非流動資産の大部分を占めるため、地域別の非流動資産の記載を省略しています。

(4) 主要な顧客に関する情報

当社グループは、一般消費者向けの事業を営んでおり、当社グループの営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客（グループ）は存在しないため、主要な顧客に関する情報の記載を省略しております。

6. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
	千円	千円
現金及び預金	5,340,130	4,493,889
合計	5,340,130	4,493,889

当社グループの連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない、取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

7. その他の金融資産

その他の金融資産の内訳

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
	千円	千円
売掛金	158,795	170,923
未収金	1,094,152	1,287,831
未収保証料	327,015	457,362
信託預け金	212,634	30,000
差入保証金	166,343	247,318
その他	26,050	22,059
合計	1,984,990	2,215,494
流動資産	1,818,647	1,968,175
非流動資産	166,343	247,318
合計	1,984,990	2,215,494

8. その他の資産

その他の資産の内訳

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
	千円	千円
立替金	4,412,632	5,269,797
前払費用	209,545	164,310
長期前払費用	126,761	68,488
その他	90,452	95,348
合計	4,839,390	5,597,943
流動資産	4,690,282	5,509,549
非流動資産	149,108	88,393
合計	4,839,390	5,597,943

立替金

クレジット事業における提携ローン取引において、加盟店への送金が先行し、提携金融機関からの入金がその後になるために発生するものです。

9. 金融リスク管理

当社グループは、事業活動を行う過程において金融商品に起因する次のリスクに晒されております。

- ・信用リスク
- ・流動性リスク
- ・市場リスク（金利リスク）

本注記ではこれら各リスクが及ぼす当社グループへの影響と、当社グループにおけるリスクの識別・分析・評価の方針について記載しております。

金融商品に起因するリスクの管理体制

当社は、当社グループの経営に影響を与えるリスクを許容できる一定の範囲内にとどめるために、リスクを適切に識別し、分析、評価した上で各々のリスクに応じた適切な管理体制を整備しております。

当社は、当社グループの経営に影響を与えるリスク全般を管理するための規程を定めており、金融商品に起因するリスクを含む各リスクは、当該リスクの所管部門を管掌する執行役が決定する具体的な管理方針及び管理体制に従い管理し、各子会社に対してもリスク管理の方針及び体制の整備を指導しております。当社ではリスク管理統括責任者を任命し、リスク管理統括責任者が当社及び主要な子会社におけるリスク管理体制に関する整備状況及び運用状況を把握のうえ、定期的に当社の取締役会に報告しております。

① 信用リスク

信用リスクは、取引の相手方の契約不履行その他の理由により財務上の損失が発生するリスクであり、主として当社グループの顧客や対する取引先リスクからなります。

連結財務諸表に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、関連する担保の評価額を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。なお、（顧客取引に関わるリスク）に記載した以外には、担保の受入れは行っておりません。

（顧客取引に関わるリスク）

当社グループの主力事業であるクレジット事業及びワランティ事業においては、多数分散した顧客基盤を有していること及び中古車などの対象物品の価額が取引上限となることにより、特定の顧客に対する過大な信用リスクが生じることはありません。

顧客に対する債権については、顧客からの支払が完了するまで所有権の留保の特約を設けており、顧客に対する債権についての信用リスクは限定的であります。

期日が経過しているが減損はしていない金融資産の年齢分析は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
	千円	千円
3ヶ月以内	745,957	825,336
3ヶ月超12ヶ月以内	464,151	603,942
12ヶ月超	328,127	431,359
合計	1,538,235	1,860,636

当社グループは有価証券等を除く金融資産の減損を認識する場合は、減損を金融資産の帳簿価額から直接減額せず、貸倒引当金勘定により会計処理しております。

当社グループは取引先の直近の状況、支払状況、担保取得の状況等をもとに回収可能性を勘案し、貸倒引当金を設定しております。

債権ごとに個別に判定された、減損が生じている金融資産（有価証券を除く。）の残高は、前連結会計年度末及び当連結会計年度末でそれぞれ179,642千円及び143,968千円であり、これに対し設定した貸倒引当金はそれぞれ171,530千円及び140,781千円であります。

債権ごとに個別に判定した金融資産に対し設定した貸倒引当金の増減は次のとおりであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2015年5月25日 至 2016年3月31日)	(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
	千円	千円
期首	—	171,530
期中増加額	372,822	140,781
期中減少額 (目的使用)	40,707	27,158
期中減少額 (その他)	160,585	144,372
期末	171,530	140,781

期日が経過しておらず減損もしていない金融資産について、債務者が債務を履行できないという兆候は報告日現在発生しておりません。

当社グループは提携ローン取引に関し偶発債務を有しており、その最大エクスポージャーは、前連結会計年度末及び当連結会計年度末でそれぞれ、133,768,404千円、及び157,730,258千円であります。

なお、当該偶発債務から発生が想定される損失に対して保険契約による信用補完を行っており、その信用補完の金額は、前連結会計年度末及び当連結会計年度末でそれぞれ、提携ローンは165,018千円及び779,361千円、金融資産は554,381千円及び1,122,130千円であります。

② 流動性リスク

流動性リスクは、企業が現金又はその他の金融資産の引渡しその他の方法による債務の決済に支障をきたすリスクであります。

当社グループでは、経営に必要な資金を金融機関からの借入により調達し、一時的な余資は流動性の高い短期金融資産で運用しております。

当社グループでは資金繰り状況及び見通しの把握を随時行っており、かつ、金融機関との間でシンジケート団コミットメント契約及び当座借越契約を締結していることで、流動性リスクを軽減しております。

各年度末における主な金融負債の期日別残高は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2016年3月31日)

帳簿価額	契約上のキャッ シュ・フロー	1年以内						5年超
		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	(千円)	
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
借入金	8,752,373	8,769,952	2,730,779	1,186,027	1,186,027	1,186,027	2,481,092	—
未払金	1,821,783	1,821,783	1,821,783	—	—	—	—	—
合計	10,574,155	10,591,735	4,552,561	1,186,027	1,186,027	1,186,027	2,481,092	—

当連結会計年度 (2017年3月31日)

帳簿価額	契約上のキャッ シュ・フロー	1年超						
		1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	4年超 5年以内	5年超	
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
借入金	6,608,005	6,633,058	2,990,471	1,252,920	989,667	700,000	700,000	—
未払金	1,971,712	1,971,712	1,971,712	—	—	—	—	—
合計	8,579,717	8,604,770	4,962,183	1,252,920	989,667	700,000	700,000	—

③ 市場リスク（金利リスク）

当社グループは資金調達の際に、借入額及び借入の諸条件について、契約締結時及び将来の経済状況を十分に考慮しており、さらに契約締結後もその有効性を継続的に検証することにより金利リスクを管理しております。

金利感応度分析

次の表は、前連結会計年度及び当連結会計年度において金利が10bp上昇した場合に、連結損益計算書の税引前利益に与える影響を示しております。

この分析は、前連結会計年度末及び当連結会計年度末に当社グループが保有する変動金利性の長期借入金残高に10bpを乗じて算出しており、将来にわたる残高の増減、為替変動の影響、変動金利性の借入金にかかる借換時期・金利改定時期の分散効果等を考慮せず、その他のすべての変数を一定として計算しております。

(感応度分析表)

	前連結会計年度 (自 2015年 5月25日 至 2016年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年 4月 1日 至 2017年 3月31日)
	千円	千円
税引前利益	△ 4,350	△ 3,500

10. 金融商品

(1) 公正価値の測定方法

金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり決定しております。

なお、公正価値の測定に用いられる公正価値の階層（公正価値ヒエラルキー）の定義は次のとおりであります。

レベル1—同一の資産又は負債に関する活発な市場における無修正の相場価格

レベル2—資産又は負債に関する直接又は間接に観察可能な、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットを用いて算定された公正価値

レベル3—資産又は負債に関する観察可能でないインプットを用いて算定された公正価値

区分される公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値の測定の重要なインプットのうち、最も低いレベルにより決定されます。

当社グループは、資産及び負債のレベル間の振替は、振替のあった報告期間の期末日で認識しております。

① 現金及び現金同等物

満期までの期間が短期であるため、帳簿価額は公正価値に近似しており、レベル1に分類しております。

② 金融債権、その他の金融資産、その他の金融負債

満期までの期間が短期であるものは、帳簿価額は公正価値に近似しております。

また、満期までの期間が長期であるものは、取引先又は当社グループの信用力を反映した割引率を用いて、将来キャッシュ・フローを割引く方法等により見積っているため、帳簿価額は公正価値に近似しております。

経常的に公正価値測定を行う金融資産及び金融負債は保有しておりません。

経常的に公正価値測定を行う金融資産及び金融負債以外の金融資産及び金融負債についてはレベル2に分類しております。

③ デリバティブ資産、デリバティブ負債

為替予約取引については、報告日の先物為替相場に基づく方法により、公正価値を見積っております。

デリバティブ資産及びデリバティブ負債については、評価の内容に応じてレベル2に分類しております。

(2) 帳簿価額及び公正価値

金融資産及び金融負債の公正価値は連結財政状態計算書における帳簿価額に近似しているため記載を省略しております。

(3) 担保

当社グループが担保に供している資産の帳簿価額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
	千円	千円
金融債権	4,169,742	1,858,147
合計	4,169,742	1,858,147

上記資産については、当該譲渡を金融取引として会計処理し、現金及び譲渡した債権に対する劣後部分を取得しております。関連する負債の帳簿価額は、前連結会計年度及び当連結会計年度においてそれぞれ3,257,076千円及び1,606,179千円になります。また、譲渡により生じた入金額は、借入金を含めて表示しております。

当該取引においては、当社グループが劣後部分を保有することに伴い、譲渡資産の保有に係るリスクと経済価値の殆どすべてを保有しているため、認識の中止を行っておりません。また、債務者が支払わないときに、当社グループに訴求的に支払義務が発生する可能性があります。

(4) 金融資産と金融負債の相殺

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、連結財政状態計算書で相殺されている重要な金融商品はありませぬ。また、同一の取引相手先に対して認識した金融資産及び金融負債のうち、強制可能なマスターネットティング又は類似の契約対象であるが、金融資産と金融負債の相殺の要件の一部又は全部を満たさないため相殺していない重要な金融商品もありません。

11. 有形固定資産

有形固定資産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額の増減は次のとおりであります。

	建物附属設備	器具備品	器具備品 (リース)	車両 (リース)	その他	合計
取得原価	千円	千円	千円	千円	千円	千円
前連結会計年度期首 (2015年5月25日)	—	—	—	—	—	—
企業結合による取得 (注4)	123,706	96,212	89,460	7,080	—	316,458
取得	577	17,079	247,884	30,317	2,957	298,814
処分	△ 836	—	—	△ 842	—	△ 1,678
前連結会計年度末 (2016年3月31日)	123,447	113,291	337,344	36,555	2,957	613,594
取得	43,815	30,620	—	12,043	17,466	103,944
処分	△ 8,479	△ 1,115	△ 47,118	△ 1,249	△ 3,066	△ 61,027
為替換算の影響	—	90	—	—	219	310
当連結会計年度末 (2017年3月31日)	158,783	142,887	290,226	47,350	17,576	656,821
減価償却累計額及び減損損失累計額	千円	千円	千円	千円	千円	千円
前連結会計年度期首 (2015年5月25日)	—	—	—	—	—	—
資産の処分による減少	△ 836	—	—	△ 842	—	△ 1,678
減価償却費	9,016	19,548	74,879	6,360	—	109,803
前連結会計年度末 (2016年3月31日)	8,180	19,548	74,879	5,518	—	108,125
資産の処分による減少	△ 803	△ 277	△ 47,118	△ 1,249	△ 503	△ 49,949
減価償却費	10,857	24,394	74,786	9,980	2,815	122,830
為替換算の影響	—	14	—	—	17	32
当連結会計年度末 (2017年3月31日)	18,233	43,679	102,547	14,250	2,329	181,038
帳簿価額	千円	千円	千円	千円	千円	千円
前連結会計年度期首 (2015年5月25日)	—	—	—	—	—	—
前連結会計年度末 (2016年3月31日)	115,267	93,743	262,465	31,037	2,957	505,469
当連結会計年度末 (2017年3月31日)	140,550	99,208	187,679	33,100	15,246	475,783

- (注) 1. 前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、所有権に対する制限及び担保に供した有形固定資産はありません。
2. 前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、有形固定資産の取得に関するコミットメントはありません。
3. 前連結会計年度及び当連結会計年度において、減損損失及び減損損失の戻入れはありません。
4. 前連結会計年度における企業結合については、注記「28. 企業結合」に記載しております。

12. のれん及び無形資産

のれん及び無形資産の取得原価、償却累計額及び減損損失累計額の増減は次のとおりであります。

	のれん	ソフト ウェア	ソフトウェ ア仮勘定	契約関連 資産	顧客関連 資産	その他	合計
取得原価	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
前連結会計年度期首 (2015年5月25日)	—	—	—	—	—	—	—
企業結合による取得 (注2)	2,462,697	329,907	128,820	421,091	4,580,557	972	7,924,044
個別の取得による増加	—	12,777	264,436	—	—	97	277,310
ソフトウェア仮勘定からソフトウェ アへの振替	—	5,800	△ 5,800	—	—	—	—
前連結会計年度末 (2016年3月31日)	2,462,697	348,485	387,456	421,091	4,580,557	1,069	8,201,354
個別の取得による増加	—	81,443	82,343	—	—	6,354	170,141
為替換算差額の影響	—	10	—	—	—	—	10
ソフトウェア仮勘定からソフトウェ アへの振替	—	469,799	△ 469,799	—	—	—	—
当連結会計年度末 (2017年3月31日)	2,462,697	899,737	—	421,091	4,580,557	7,423	8,371,504

	のれん	ソフト ウェア	ソフトウェ ア仮勘定	契約関連 資産	顧客関連 資産	その他	合計
償却累計額及び減損損失累計額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
前連結会計年度期首 (2015年5月25日)	—	—	—	—	—	—	—
償却費	—	79,765	—	16,498	—	119	96,381
前連結会計年度末 (2016年3月31日)	—	79,765	—	16,498	—	119	96,381
償却費	—	183,563	—	21,055	—	726	205,344
為替換算差額の影響	—	2	—	—	—	—	2
当連結会計年度末 (2017年3月31日)	—	263,330	—	37,552	—	844	301,727

	のれん	ソフト ウェア	ソフトウェ ア仮勘定	契約関連 資産	顧客関連 資産	その他	合計
帳簿価額	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
前連結会計年度期首 (2015年5月25日)	—	—	—	—	—	—	—
前連結会計年度末 (2016年3月31日)	2,462,697	268,719	387,456	404,594	4,580,557	950	8,104,972
当連結会計年度末 (2017年3月31日)	2,462,697	636,406	—	383,539	4,580,557	6,578	8,069,777

償却費は、連結損益計算書上、「営業費用」に含めて表示しております。

上記の無形資産のうち、契約関連資産は、被取得企業がクレジット契約の獲得にあたって加盟店と締結している契約であり、企業結合時に存在した契約から生じた資産です。

上記の無形資産（のれん以外）のうち、耐用年数を確定できない資産の帳簿価額は次のとおりであります。

	前連結会計年度期首 (2015年5月25日)	前連結会計年度末 (2016年3月31日)	当連結会計年度末 (2017年3月31日)
	千円	千円	千円
顧客関連資産	—	4,580,557	4,580,557

顧客関連資産は、被取得企業がクレジット事業及びワランティ事業における事業運営のノウハウやバリューチェーン、運営組織等を包括したものであり、当社の将来における超過収益力の根幹をなすものです。当該資産は、事業が継続する限り基本的に存続するため、将来の経済的便益が期待される期間について予見可能な限度がないと判断し、耐用年数を確定できない無形資産に分類しております。

注) 1. 前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、所有権に対する制限及び担保に供した無形資産はありません。

2. 前連結会計年度における企業結合については、注記「28. 企業結合」に記載しております。

13. 非償却資産の減損

当社は、のれん及び耐用年数が確定できない無形資産について、少なくとも年1回減損テストを行っており、さらに減損の兆候がある場合には、その都度、減損テストを行っております。のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の減損テストの回収可能価額は処分コスト控除後公正価値に基づき算定しております。この公正価値の測定に用いた評価技法は主にマルチプル法によるもので、公正価値ヒエラルキーのレベルはレベル3に含まれております。企業結合で生じたのれんは、取得日に、企業結合から利益がもたらされる資金生成単位グループに配分しております。減損テストのため、のれん及び耐用年数が確定できない無形資産の各期における減損損失考慮前の帳簿価額を次のとおり資金生成単位グループに配分しております。

資金生成単位グループ	前連結会計年度末 (2016年3月31日)	当連結会計年度末 (2017年3月31日)
(のれん)	千円	千円
プレミアファイナンシャルサービス(株)	2,462,697	2,462,697
合計	2,462,697	2,462,697
(耐用年数が確定できない無形資産)		
プレミアファイナンシャルサービス(株)	4,580,557	4,580,557
合計	4,580,557	4,580,557

処分コスト控除後公正価値は、マルチプル法に基づく手法として、翌期の事業計画に基づくEBITDA、及び、EV/EBITDA倍率を用いて算定しております。資金生成単位に関するEV/EBITDA倍率は、当該資金生成単位と類似した特性を示す日本国内の事業に関する公表データによるものであります。

当資金生成単位グループにおいて、現状の減損計上発生の可能性のEV/EBITDA倍率は5倍程度であります。前連結会計年度末及び当連結会計年度末では以下のとおりの倍率のため、処分コスト控除後公正価値は資金生成単位グループの帳簿価額を十分に上回っており、当社グループにおいて減損計上までの余裕度を十分に有していると考えております。

各資金生成単位グループの処分コスト控除後公正価値の算定に使用されたEV/EBITDA倍率は次のとおりです。

資金生成単位グループ	前連結会計年度末 (2016年3月31日)	当連結会計年度末 (2017年3月31日)
プレミアファイナンシャルサービス(株)	28.84倍	33.30倍

処分コスト控除後公正価値の見積りは、適切な評価アプローチ及びインプットの決定にあたり重要な判断を伴うとともに、EV/EBITDA倍率の変化に最も影響を受けます。

14. リース債務

当社グループは、借手として、ソフトウェア、車両及びその他の資産を賃借しております。

(1) ファイナンス・リース債務の現在価値

前連結会計年度末及び当連結会計年度末におけるファイナンス・リース債務に基づく将来の支払額は、次のとおりです。

	将来の最低支払リース料総額		将来の最低支払リース料総額の 現在価値	
	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
	千円	千円	千円	千円
1年以内	82,357	72,858	79,371	70,528
1年超5年以内	224,448	167,661	220,110	165,394
合計	306,804	240,519	299,481	235,922
控除－金利	7,324	4,597		
将来の最低支払リース料 総額の現在価値	299,481	235,922		

(2) 解約不能のオペレーティング・リースに基づく未経過リース料

各年度の解約不能のオペレーティング・リースに基づく将来最低リース料総額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
	千円	千円
1年以内	82,494	107,103
1年超5年以内	-	-
5年超	-	-
合計	82,494	107,103

各期の費用として認識したオペレーティング・リース契約のリース料は前連結会計年度及び当連結会計年度において、それぞれ140,089千円及び222,086千円であります。

15. 借入金

(1) 借入金の内訳

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
	(千円)	(千円)
短期借入金	1,162,876	1,526,879
一年以内長期借入金	598,907	693,552
長期借入金	6,990,589	4,387,573
変動金利借入金	3,747,419	2,787,198
固定金利借入金	3,243,171	1,600,375
借入金合計	8,752,373	6,608,005

注：借入金は、すべて償却原価で測定しております。

(2) 借入金の満期及び利率の内訳

	前連結会計年度 (2016年3月31日)		当連結会計年度 (2017年3月31日)	
	満期	利率	満期	利率
短期借入金	—	0.66%~0.81%	—	0.63%
一年以内長期借入金	—	2.06%~2.56%	—	0.95%
長期借入金				
変動金利借入金	1.42年~4.25年	0.71%~2.56%	5年	0.95%
固定金利借入金	5.5年	0.73%	4.5年	0.73%

注1：短期借入金及び一年以内長期借入金については、満期が1年未満であるため満期の記載を省略しています。

注2：「利率」欄には、それぞれの借入金において適用されている表面利率を記載しており（小数点第3位以下を切り捨て）、実効金利とは異なります。

16. 引当金

引当金は、資産除去債務により構成されており、増減は次のとおりであります。

	千円
前連結会計年度期首 (2015年5月25日)	—
企業結合による取得	42,322
期中増加額（繰入）	—
割引計算の期間利息費用	565
期中減少額（目的使用）	△844
前連結会計年度末 (2016年3月31日)	42,042
期中増加額（繰入）	14,266
割引計算の期間利息費用	738
期中減少額（目的使用）	△3,004
当連結会計年度末 (2017年3月31日)	54,042

資産除去債務

賃借事務所の建物付属設備等に対する原状回復義務に備え、類似物件の実績額及び事務所等に施した内部造作の耐用年数を考慮して決定した使用見込期間等を基礎として、各物件の状況を個別具体的に勘案して資産除去債務を見積り、認識・測定しております。計算に用いる割引率はリスクフリーレートを使用しております。

将来において経済的便益の流出が予想される時期は、主に各連結会計年度末日より1年を経過した後の時期であります。

これら原状回復にかかる費用の金額や支払時期の見積りは、現在の事業計画等に基づくものであり、将来の事業計画等により今後変更される可能性があります。

17. 繰延税金及び法人所得税費用

(1) 繰延税金

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳及び増減は、次のとおりであります。

	前連結会計年度期首	企業結合による影響	純損益を通じて認識	前連結会計年度末
	(2015年5月25日)			(2016年3月31日)
繰延税金資産	千円	千円	千円	千円
繰越欠損金	-	132,642	△132,642	-
未払事業税	-	10,245	4,349	14,593
金融保証契約	-	78,282	11,481	89,763
未払従業員給付	-	96,663	△13,565	83,098
金融債権	-	47,987	16,771	64,758
貸倒引当金	-	△78,690	△18,622	△97,312
資産除去債務利息費用	-	11,346	2,273	13,619
リース債務	-	19,421	72,350	91,771
その他	-	9,232	1,172	10,404
繰延税金資産合計	-	327,128	△56,433	270,695
繰延税金負債				
有形固定資産	-	△38,061	△72,072	△110,133
顧客関連資産	-	△1,481,352	78,786	△1,402,566
契約関連資産	-	△136,264	12,277	△123,988
その他	-	△13,437	△11,750	△25,187
繰延税金負債合計	-	△1,669,114	7,241	△1,661,874
	当連結会計年度期首	純損益を通じて認識	その他	当連結会計年度末
	(2016年4月1日)			(2017年3月31日)
繰延税金資産	千円	千円	千円	千円
未払事業税	14,593	8,658	-	23,251
金融保証契約	89,763	△89,767	-	△4
未払従業員給付	83,098	△18,514	-	64,585
金融債権	64,758	13,224	-	77,982
貸倒引当金	△97,312	85,971	-	△11,342
資産除去債務利息費用	13,619	2,928	-	16,548
リース債務	91,771	△21,273	-	70,498
有価証券投資	-	90,239	-	90,239
その他	10,404	△429	-	9,976
繰延税金資産合計	270,695	71,037	-	341,732
繰延税金負債				
有形固定資産	△110,133	20,044	-	△90,089
顧客関連資産	△1,402,566	-	-	△1,402,566
契約関連資産	△123,988	6,497	-	△117,490
その他	△25,187	△11,807	△18,526	△55,520
繰延税金負債合計	△1,661,874	14,735	△18,526	△1,665,666

(注) その他には、主に在外営業活動体の換算差額が含まれております。

繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異、未使用の繰越欠損金及び繰越税額控除は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
	千円	千円
繰越欠損金	371,026	397,381
繰越税額控除	-	-
将来減算一時差異	-	114,147
合計	<u>371,026</u>	<u>511,528</u>

繰延税金資産を認識されていない繰越欠損金の繰越期限は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
	千円	千円
1年目	-	-
2年目	-	-
3年目	-	-
4年目	-	-
5年目以降	371,026	397,381

前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、当社は子会社の投資に係る将来減算一時差異及び将来加算一時差異については、原則として繰延税金資産及び繰延税金負債を認識していません。これは、当社が一時差異の取り崩しの時期をコントロールする立場にあり、このような差異を予測可能な期間内に取り崩さないことが確実であるためです。前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、繰延税金負債を認識していない子会社の投資に係る将来加算一時差異は、それぞれ703,812千円及び1,743,011千円であります。

(2) 法人所得税費用

当期税金費用、繰延税金費用及び法人所得税費用は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2015年5月25日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
当期税金費用:	千円	千円
当期	199,793	534,866
当期税金費用計	199,793	534,866
繰延税金費用:	千円	千円
一時差異の発生と解消	136,305	△85,844
税率の変更等	△87,112	72
繰延税金費用計	49,192	△85,771
法人所得税費用:	千円	千円
当期税金費用	199,793	534,866
繰延税金費用	49,192	△85,771
法人所得税費用計	248,985	449,094

(注) 従前は未認識であった税務上の欠損金又は過去の期間の一時差異から生じた便益のうち、当期税金費用の減額のために使用した額は、前連結会計年度において66,343千円であり、当期税金費用に含めております。

法定実効税率と連結損益計算書における平均実質負担税率との差異要因は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2015年5月25日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
	%	%
法定実効税率	34.3	33.8
永久差異	0.4	0.2
住民税均等割	2.4	1.4
連結子会社の適用税率差	△ 0.6	△ 3.3
連結調整による影響額	△ 14.7	2.5
評価性引当金	22.0	1.9
税額控除	△ 2.5	△ 3.1
税率変更による繰延税金の修正差額	1.8	0.1
その他	△ 0.1	1.1
平均実質負担税率	43.0	34.6

当社は、主に法人税、住民税及び損金算入される事業税を課されており、これらを基礎として計算した前連結会計年度及び当連結会計年度の法定実効税率はそれぞれ34.3%及び33.8%となっています。ただし、海外子会社についてはその所在地における法人税等が課されています。

なお、日本において、「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が2016年3月29日に国会で成立されたことに伴い、2016年4月1日以降に開始する年度から法定実効税率が変更されています。これに伴い、繰延税金資産及び繰延

税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.4%から、2016年4月1日に開始する連結会計年度及び2017年4月1日に開始する連結会計年度までに解消が見込まれる一時差異については33.8%に、2018年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、34.6%となります。

18. その他の金融負債

その他の金融負債の内訳

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
	千円	千円
買掛金	120,461	119,244
リース債務	299,481	235,922
未払金	1,821,783	1,971,712
合計	2,241,725	2,326,878
流動負債	2,021,615	2,161,485
非流動負債	220,110	165,394
合計	2,241,725	2,326,878

19. その他の負債

その他の負債の内訳

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
	千円	千円
預り金	322,015	374,638
前受収益	1,910,840	2,215,535
その他	320,145	387,765
合計	2,553,000	2,977,939
流動負債	2,539,971	2,964,910
非流動負債	13,029	13,029
合計	2,553,000	2,977,939

20. 営業収益

営業収益の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2015年5月25日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
	千円	千円
営業収益		
金融収益	3,509,167	5,164,222
ワランティ収益	1,254,059	1,825,915
その他手数料売上	533,947	846,203
その他	18	63,347
合計	5,297,191	7,899,687

21. 営業費用

営業費用の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2015年5月25日 至 2016年3月31日)	(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
営業費用	千円	千円
金融費用	31,450	36,713
支払保証料	535,449	970,879
貸倒引当金繰入額	103,068	△26,717
従業員給付費用	1,320,576	1,967,460
ワランティ原価	831,804	1,204,315
システム運営費	305,226	428,720
減価償却費	109,264	130,104
償却費	97,114	205,344
租税公課	187,770	279,837
支払手数料	574,724	475,520
地代家賃	140,089	222,086
業務委託料	73,081	132,869
その他営業費用	311,591	495,090
合計	4,621,206	6,522,220

(注) 従業員給付費用において、確定拠出制度に関して費用として認識した金額は、次のとおりです。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2015年5月25日 至 2016年3月31日)	(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
	千円	千円
確定拠出制度に関して費用認識した金額	25,141	38,439

当社グループは、退職後の従業員に対して年金給付を提供する、確定拠出年金制度に拠出しております。制度上、退職した従業員には、各勤務期間に応じた金額を受け取る権利が与えられます。

22. 金融収益及び金融費用

営業収益及び営業費用のうち、金融収益及び金融費用の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2015年5月25日 至 2016年3月31日)	(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
金融収益	千円	千円
信用保証収益	3,212,698	4,789,290
利息収益	296,469	374,932
合計	3,509,167	5,164,222
金融費用		
支払利息	31,450	36,713
合計	31,450	36,713

23. その他の金融収益及びその他の金融費用

その他の金融収益及びその他の金融費用の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2015年5月25日 至 2016年3月31日)	(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
その他の金融収益	千円	千円
受取利息	3,920	3,351
合計	3,920	3,351
	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2015年5月25日 至 2016年3月31日)	(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
その他の金融費用	千円	千円
支払利息	102,355	97,260
資産除去債務利息費用	565	730
為替差損	62	28,388
合計	102,982	126,378

24. 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

(1) 基本的1株当たり当期利益

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2015年5月25日 至 2016年3月31日)	(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
親会社の普通株主に帰属する当期利益(千円)	330,659	846,701
発行済普通株式の期中加重平均株式数(株)	6,000,000	6,000,000
基本的1株当たり当期利益(円)	55.11	141.12

(2) 希薄化後1株当たり当期利益

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2015年5月25日 至 2016年3月31日)	(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
親会社の普通株主に帰属する当期利益(千円)	330,659	846,701
子会社及び関連会社の発行する潜在株式に係る調整額(千円)	-	△ 1,640
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益(千円)	330,659	845,061
基本的加重平均普通株式数(株)	6,000,000	6,000,000
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する加重平均普通株式数(株)	6,000,000	6,000,000
希薄化後1株当たり当期利益(円)	55.11	140.84

当社は、2017年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益を算定しております。

25. 株式に基づく報酬

当社は、当社の役職員に対して持分決済型の株式報酬制度（ストックオプション制度）を採用しております。当該制度の目的は、役職員の当社グループの企業価値向上に対する士気を高めることにあります。

ストックオプションは、当社の株主総会において承認された内容に基づき、取締役会決議により付与されております。

ストックオプション制度の概要は、次のとおりであります。

(1) ストックオプションの契約条件等

- ① 付与対象者の区分 : 当社役職員
- ② 決済方法 : 持分決済
- ③ ストックオプションの有効期間 : 付与日より10年
- ④ 権利確定条件 : 権利行使は、既存株主の第三者への当社株式譲渡、又は金融商品取引所への上場という条件が付与されており、当該条件が発生しない限り権利行使できない設計になっております。

(2) ストックオプション数の変動状況

	前連結会計年度 (自 2015年5月25日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
期首残高	株 —	株 8,600
付与	8,600	—
行使	—	—
失効数	—	37
期末残高	8,600	8,563
期末時点における行使可能残高	0	0

(注) 1. ストックオプションの数については株式数に換算して記載しております。

(注) 2. ストックオプションは、すべて権利行使価格1株当たり50,000円で付与しております。また、期末時点で未行使のストックオプションの加重平均残存契約年数は前連結会計年度において9.95年、当連結会計年度において8.95年であります。

(3) 付与されたストックオプションの公正価値の測定方法

① 使用した評価技法

ブラック・ショールズ方式

② 主な基礎数値及び見積方法

	前連結会計年度 (自 2015年5月25日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
株価	50,000円	—
加重平均公正価値	18,935円	—
行使価格	50,000円	—
予想ボラティリティ(注) 1.	39.75%	—
予想残存期間(注) 2.	6.33年	—
予想配当	0円/株	—
リスクフリーレート(注) 3.	△0.22%	—

(注) 1. 当社株式は付与時点においては非上場であり、株価の変動性算出のための十分な株価情報を確保できないため、類似企業6社の直近6.33年間の株価実績に基づき算定しております。

(注) 2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

(注) 3. 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。

(4) 株式に基づく報酬費用

連結損益計算書の「営業費用」に含まれている、ストックオプションに係る費用計上額は、前連結会計年度において1,446千円、当連結会計年度において58,656千円であります。

26. 関連当事者取引

当社と当社の関連当事者である子会社との間の残高及び取引は、連結上消去されており、この注記には開示されていません。当社グループとその他の関連当事者との間の取引の詳細は以下の表において開示しております。

(1) 関連当事者との取引

当社と関連当事者との間の取引はございません。

(2) 経営幹部の報酬

当期における取締役及びその他の経営幹部の報酬は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2015年5月25日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
	千円	千円
短期給付	40,492	43,260
株式に基づく報酬	420	17,051
合計	40,912	60,311

(注) 当社グループにおける取締役及び経営幹部の報酬は、個人の業績及び市場動向をもとに、株主総会により総額が決定されます。なお、株式報酬の詳細は、「25. 株式に基づく報酬」に記載しております。

27. 払込資本及びその他の資本

当社の発行可能株式総数及び発行済株式総数は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2015年5月25日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
	株	株
発行可能株式総数		
普通株式	10,000,000	10,000,000
発行済株式総数		
期首	1,000	6,000,000
第三者割当増資による発行	5,999,000	-
期末	6,000,000	6,000,000

当社は、2017年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、発行可能株式総数及び発行済株式総数がそれぞれ9,900,000株及び5,940,000株増加しております。

前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して発行可能株式総数、発行済株式総数及び第三者割当増資による発行を算定しております。

第三者割当増資による発行

項目	株式
発行年月日	2015年6月18日
種類	普通株式
発行数	5,999,000株
発行価格	500円
資本組入額	250円
発行価額の総額	2,999,500,000円
資本組入額の総額	1,499,750,000円
発行方法	第三者割当

普通株式

すべての株式は無額面株式であり、すべての発行済株式は全額払込済みであります。

普通株式の株主は、配当決議の都度、配当を受け取る権利を有し、また株主総会での議決権を1株につき1つ有しております。当社グループが保有する当社株式（自己株式）に関しては、それらの株式が再発行されるまで、すべての権利が停止されます。

資本剰余金

会社法では、資本剰余金は資本準備金及びその他資本剰余金から構成されます。株式の発行に際し資本金に組み入れなかった金額は、資本準備金に組み入れることが規定されております。

資本準備金は株主総会の決議により資本金に組み入れることができます。その他資本剰余金には、資本金及び資本準備金の取崩しによって生じる剰余金及び自己株式処分差益が含まれます。

利益剰余金

利益剰余金は利益準備金及びその他利益剰余金から構成されます。会社法では、剰余金の配当に際し、支出する金額の10分の1を、資本準備金及び利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されております。

資本金及び資本準備金の額の減少

当社は、2015年8月27日開催の臨時株主総会の決議により、2015年9月30日付で会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づく資本金及び資本準備金の額の減少を行いました。

この結果、前連結会計年度末において、資本金が1,450,250千円減少し、資本剰余金が1,450,250千円増加いたしました。

当社グループは持続的な成長を通じて企業価値を最大化することを目的とし自己資本を管理しております。当該目的を達成するために、機動的な設備投資等を実施するための十分な自己資本を確保し、かつ、財務的に健全な資本構成を保持することを自己資本管理の基本方針としております。自己資本管理に用いる重要な指標は負債資本倍率であり、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
	千円	千円
負債合計	24,778,683	25,232,965
控除：現金及び現金同等物	5,340,130	4,493,889
純負債	19,438,553	20,739,076
資本合計	3,332,105	4,284,312
負債資本倍率	17.1%	20.7%

プレミアファイナンシャルサービス株式会社は、割賦販売法その他関連する法令諸規則に基づき、純資産の額（資産の合計額から負債の合計額を控除した額）を一定水準以上に保つことが義務付けられております。具体的には、50,000千円が最低限満たすべき純資産の額となります。

当社及びプレミアファイナンシャルサービス株式会社が株式会社あおぞら銀行と締結した借入契約には、財務制限条項が付されております。財務制限条項につきましては、以下のとおりであります。

1. バイラテラルローン

契約名	金銭消費貸借契約	
借入人	プレミアグループ株式会社	
連帯保証人	プレミアファイナンシャルサービス株式会社、P A S株式会社	
契約の相手先	株式会社あおぞら銀行	
契約締結日	2015年6月17日	
トランシェ	タームA貸付	タームB貸付
借入金額	3,000,000千円	3,000,000千円
利率	日本円TIBOR+スプレッド	日本円TIBOR+スプレッド
返済期限(注)	2015年9月末日より3ヶ月ごとに返済 (最終返済日2020年6月末日)	2020年6月末日に一括返済
主な借入人の義務	<p>(1) 借入人グループの決算書、借入残高明細等を定期的に報告すること</p> <p>(2) 本契約において許容される場合を除き、事前の書面による承諾なく合併、会社分割、株式交換、株式移転又は組織変更を行わないこと</p> <p>(3) 本契約において許容される場合を除き、事前の書面による承諾なく事業又は資産を譲渡・処分しないこと</p> <p>(4) 本契約において許容される場合を除き、事前の書面による承諾なく第三者に対する投融资、新たな金融債務(割賦・リースを除く)の負担、又は有価証券の発行を行わない</p> <p>(5) 本契約において許容される場合を除き、事前の書面による承諾なく新たな子会社若しくは関連会社の取得若しくは設立又は企業買収を行わない</p> <p>(6) 次の財務制限条項を遵守すること</p> <p>イ. 貸付人指定の方法により計算するレバレッジ・レシオの数値を貸付人の指定する指数未満に維持すること</p> <p>ロ. 貸付人指定の方法により計算するデット・サービス・カバレッジ・レシオの数値を一定の指数以上に維持すること</p> <p>ハ. 各半期における純資産の部の金額を直前半期における純資産の部の金額の85%以上に維持すること</p> <p>ニ. 連結ベースの営業損益及び経常損益を赤字にしないこと。また、連結最終損益を二期連続で赤字にしないこと</p> <p>ホ. 子会社プレミアファイナンシャルサービスの各四半期における現預金の額を10億円以上に維持すること</p> <p>ヘ. 各決算期における借入人グループにおける設備投資の金額及び年間リース料の支払額の合計額を貸付人の指定する金額未満に維持すること</p>	

(注) 2017年3月末日に借入金額全額を期限前償還しており、提出日現在において本契約は終了しております。

2. シンジケートローン

契約名	タームローン契約	コミットメントライン契約
エージェント	株式会社あおぞら銀行	株式会社あおぞら銀行
借入人	プレミアグループ株式会社	プレミアファイナンシャルサービス株式会社
連帯保証人	プレミアファイナンシャルサービス株式会社	—
契約の相手先	株式会社あおぞら銀行 株式会社三井住友信託銀行 株式会社百十四銀行	株式会社あおぞら銀行 株式会社イオン銀行 株式会社百十四銀行 株式会社徳島銀行 他1行
契約日	2017年3月29日	2017年3月30日
借入金額	3,500,000千円	3,500,000千円
利率	日本円TIBOR+スプレッド	日本円TIBOR+スプレッド
返済期限/ コミットメント期限	2017年6月末日より3ヶ月ごとに返済 (最終返済日2022年3月31日)	2020年3月31日
個別借入の借入期間	—	1週間、2週間、1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月の いずれかを選択
主な借入人の義務	<p>(1) 借入人グループの決算書、借入残高明細等を定期的に報告すること</p> <p>(2) 本契約において許容される場合を除き、書面による事前承諾なく第三者のために担保提供を行わないこと</p> <p>(3) 本契約において許容される場合を除き、承諾なく組織変更（会社法第2条第26号で定義された意味を有する）、合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転、その事業もしくは資産の全部もしくは一部の第三者への譲渡、資本金の額の減少又は第三者の重要な事業もしくは資産の全部もしくは一部の譲受のいずれも行わないこと</p> <p>(4) 次の財務制限条項を遵守すること</p> <p>イ. 各決算期末/中間期末において、連結財政状態計算書における資本合計の金額を、直前決算期末/中間期末又は2016年3月期決算期末/中間期末における同金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること</p> <p>ロ. 各決算期末及び各中間期末において、連結損益計算書における営業収益の金額から営業費用の金額を控除した金額が、2回連続してマイナスとならないこと</p> <p>ハ. 各決算期末及び各中間期末において、連結財政状態計算書における現金及び現金同等物等の金額を10億円以上に維持すること</p> <p>上記(3)については、当社が東京証券取引所に上場申請した場合、当社から通知を行うことによって停止条件付にて撤廃され、上場が承認された場合には、撤廃が不可逆的に確定することとなっております。</p>	

28. 企業結合

前連結会計年度（自 2015年5月25日 至 2016年3月31日）

プレミアファイナンシャルサービス株式会社との企業結合

(1) 企業結合の概要は以下のとおりであります。

- ① 被取得企業の名称及び事業の内容
被取得企業の名称 プレミアファイナンシャルサービス株式会社
事業の内容 クレジット事業、ワランティ事業等
- ② 企業結合を行った理由
プレミアファイナンシャルサービス株式会社は、オートクレジット等のクレジット商品の提供やワランティ事業を、日本全国の自動車販売店を中心とした加盟店網を通じて提供しております。今後、当社のネットワークを活かし、アジア市場・アジア企業との連携による企業価値の向上をはかるため企業結合を行ったものであります。
- ③ 企業結合日 2015年6月19日
- ④ 企業結合の法的形式 株式の取得
- ⑤ 結合後企業の名称 結合後企業の名称に変更はありません。
- ⑥ 取得した議決権比率 100%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った根拠
当社が現金を対価として株式を取得したため、当社を取得企業と判断しました。

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

千円

取得の対価：

現金	8,499,984
取得対価の合計	<u>8,499,984</u>

(3) 取得に直接要した費用は77,000千円であり、連結損益計算書の「営業費用」にて費用処理しております。

(4) 発生したのれんの金額及び発生原因は以下のとおりであります。

- ① 発生したのれん金額 2,462,697千円
- ② のれんを構成する要因 のれんは、今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力の合理的な見積りによって発生したものであります。

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び負債の額は、以下のとおりであります。

千円

資産	公正価値
営業債権	5,757,491
その他の資産	13,610,470
契約関連資産	421,091
顧客関連資産	4,580,557
資産合計	<u>24,369,608</u>
負債	
負債（借入金除く）	12,426,174
借入金	4,288,531
繰延税金負債	1,617,616
負債合計	<u>18,332,321</u>

(6) 金融債権の公正価値

千円

契約上の債権総額	6,137,897
回収が見込まれない契約上のキャッシュ・フローの最善の見積り	<u>△380,407</u>
営業債権の公正価値	<u>5,757,491</u>

(7) 連結損益計算書に認識されている取得日以降の被取得企業の収益及び純損益の額

	千円
営業収益	5,297,191
当期利益	703,812

企業結合が期首に行われたと仮定した場合の当社グループの営業収益は6,760,401千円（非監査情報）、当期利益は582,873千円（非監査情報）となります。

29. 子会社

当社グループの直近上位の親会社はA Z - S t a r 1号投資事業有限責任組合であり、所在地は日本であります。

また、最終的な支配当事者はA Z - S t a r 株式会社であり、所在地は日本であります。

子会社の状況は以下のとおりであります。

名称	所在地	主要な事業内容	議決権割合 (%)	
			前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
プレミアファイナンシャルサービス株式会社	日本	クレジット事業、 ワランティ事業	100	100
P A S株式会社	日本	車両修理	-	100
PFS (Thailand) Co.,Ltd.	タイ	ワランティ商品開発	-	48

(注)子会社については、「第二部 企業情報、第1企業の概況 4 関係会社の状況」をご参照ください。

30. 持分法で会計処理されている投資

(1) 関連会社に対する投資

個々に重要性のない関連会社に対する投資の帳簿価額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
	(千円)	(千円)
帳簿価額	-	1,075,037

個々に重要性のない関連会社の当期包括利益の持分取込額は以下のとおりであります。
なお、これらの金額は、当社グループの持分比率勘案後のものであります。

	前連結会計年度 (自 2015年5月25日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
	(千円)	(千円)
当期利益に対する持分取込額	-	50,049
その他の包括利益に対する持分取込額	-	41,182
当期包括利益に対する持分取込額	-	91,232

(2) 共同支配企業に対する投資

個々に重要性のない共同支配企業に対する投資の帳簿価額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2016年3月31日)	当連結会計年度 (2017年3月31日)
	(千円)	(千円)
帳簿価額	—	18,141

個々に重要性のない関連会社の当期包括利益の持分取込額は以下のとおりであります。
なお、これらの金額は、当社グループの持分比率勘案後のものであります。

	前連結会計年度 (自 2015年5月25日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
	(千円)	(千円)
当期利益に対する持分取込額	—	△ 5,232
その他の包括利益に対する持分取込額	—	663
当期包括利益に対する持分取込額	—	△ 4,569

31. 連結キャッシュ・フロー計算書の補足情報

(1) 非資金取引

前連結会計年度及び当連結会計年度において重要な非資金取引（現金及び現金同等物の使用を必要としない投資及び財務取引）はありません。

(2) 子会社の取得による収入又は支出

子会社の取得による収入又は支出は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2015年5月25日 至 2016年3月31日)	当連結会計年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
	(千円)	(千円)
取得資産	24,369,608	—
引受負債	△ 18,332,321	—
子会社の純資産 (取得時の現金受入額控除前)	6,037,287	—
のれん	2,462,697	—
非支配持分	—	—
支払対価の公正価値	8,499,984	—
取得時の現金受入額	△ 2,780,227	—
子会社の支配獲得による取得 (取得時の現金受入額控除後)	5,719,756	—

32. 偶発債務

該当事項はありません。

33. 後発事象

(ワラント取得)

1. Eastern Commercial Leasing Public Company Limitedのワラントの取得について

当社の子会社であるPFSは、2017年3月2日の取締役会決議において、関係会社であるEastern Commercial Leasing Public Company Limitedのワラントの取得について決議し、取得しております。

2. ワラント取得の内容

①契約締結日	2017年4月3日
②取引実行日	2017年4月10日
③取得価額の総額	126,735,364円
④取得数	74,347,000個
⑤取得価額	0.52THB/個
⑥行使価格	1.525THB/個

3. 損益に及ぼす重要な影響

本件による業績に与える影響は、現時点では軽微であると見込んでおります。

(株式分割及び単元株制度の導入)

当社は2017年6月28日開催の取締役会決議により、2017年8月1日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、同日付で、定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

1. 株式分割の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 株式分割の概要

①分割の方法

2017年7月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割しております。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	:	60,000株
今回の分割により増加する株式数	:	5,940,000株
株式分割後の発行済株式総数	:	6,000,000株
株式分割後の発行可能株式総数	:	10,000,000株

③分割の日程

基準日公告日	:	2017年7月14日
基準日	:	2017年7月31日
効力発生日	:	2017年8月1日

3. 1株当たり情報に及ぼす影響等

これによる影響については、当該株式分割が、前連結会計年度の期首に行われたと仮定して計算しており、「24. 1株当たり利益」に記載しております。

【要約四半期連結財務諸表注記】

1. 報告企業

プレミアグループ株式会社（以下、当社という。）は、日本に所在する株式会社であります。当社が登記している本社、主要な営業所の住所は東京都港区六本木一丁目9番9号であります。2017年9月30日に終了する第2四半期の要約四半期連結財務諸表は、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）、並びに当社の関連会社及び共同支配企業に対する持分により構成されております。

当社グループの事業内容は、オートクレジットを中心とした「クレジット事業」、「ワランティ事業」、「その他事業（整備事業）」、「その他事業（海外事業）」を展開しております。

2. 作成の基礎

(1) 国際会計基準（以下、IFRS）に準拠している旨の記載

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。

要約四半期連結財務諸表は、年次連結財務諸表で要求されている全ての情報が含まれていないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものであります。

本要約四半期連結財務諸表は、2017年11月9日の取締役会によって承認されております。

3. 重要な会計方針

当社グループが本要約四半期連結財務諸表において適用する重要な会計方針は、以下の項目を除き、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

(会計方針の変更)

IFRS	新設・改訂の概要
IAS第7号 キャッシュ・フロー計算書	財務活動から生じる負債の変動に関する開示を追加

上記の基準等の適用が要約四半期連結財務諸表に与える重要な影響はありません。

4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

IFRSに準拠した要約四半期連結財務諸表の作成において、経営者は会計方針の適用および資産、負債、収益、費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り、仮定を設定することが義務付けられています。実際の業績はこれらの見積りと異なる場合があります。

見積りおよびその基礎となる仮定は継続して見直しております。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間および将来の会計期間において認識しております。

当社グループの本要約四半期連結財務諸表で認識する金額に重要な影響を与える見積りおよび仮定は、前連結会計年度に係る連結財務諸表と同一であります。

5. 事業セグメント

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、本社で全てのサービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しており、「クレジット関連事業」を報告セグメントとしております。

「クレジット関連事業」は当社グループにおける主な事業サービスである「クレジット事業」及び「ワランティ事業」のほか、周辺事業である「その他事業（整備事業）」、「その他事業（海外事業）」を含んでおります。

(2) 報告セグメントの概要

当社グループは、クレジット関連事業の単一セグメントであるため、報告セグメントの営業収益及び利益の記載を省略しております。

6. 金融商品

(1) 公正価値の測定方法

金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり決定しております。なお、公正価値の測定に用いられる公正価値の階層（公正価値ヒエラルキー）の定義は次のとおりであります。

レベル1—同一の資産又は負債に関する活発な市場における無修正の相場価格

レベル2—資産又は負債に関する直接又は間接に観察可能な、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットを用いて算定された公正価値

レベル3—資産又は負債に関する観察可能でないインプットを用いて算定された公正価値

区分される公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値の測定の重要なインプットのうち、最も低いレベルにより決定されます。

当社グループは、資産及び負債のレベル間の振替は、振替のあった報告期間の期末日で認識しております。

① 現金及び現金同等物

満期までの期間が短期であるため、帳簿価額は公正価値に近似しており、レベル1に分類しております。

② 金融債権、その他の金融資産（デリバティブ資産除く）、その他の金融負債（デリバティブ負債除く）

満期までの期間が短期であるものは、帳簿価額は公正価値に近似しております。

また、満期までの期間が長期であるものは、取引先もしくは当社グループの信用力を反映した割引率を用いて、将来キャッシュ・フローを割り引く方法等により見積っているため、帳簿価額は公正価値に近似しています。経常的に公正価値測定を行う金融資産及び金融負債は保有しておりません。経常的に公正価値測定を行う金融資産及び金融負債以外の金融資産及び金融負債についてはレベル2に分類しております。

③ デリバティブ資産、デリバティブ負債

デリバティブ資産及びデリバティブ負債については、評価の内容に応じてレベル1又はレベル2に分類しております。

(2) 帳簿価額及び公正価値

金融資産及び金融負債の公正価値は要約四半期連結財務状態計算書における帳簿価額に近似しているため記載を省略しております。

(3) 信用リスク（金融リスク管理）

信用リスクは、取引の相手方の契約不履行その他の理由により財務上の損失が発生するリスクであり、主として当社グループの顧客や対する取引先リスクからなります。

要約四半期連結財務諸表に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、関連する担保の評価額を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。

当社は提携ローン取引に関し偶発債務を有しており、その最大エクスポージャーは、前連結会計年度末及び当第2四半期連結会計期間末でそれぞれ、157,730,258千円、及び172,609,382千円であります。

なお、当該偶発債務から発生が想定される損失に対して保険契約による信用補完を行っており、前連結会計年度末における信用補完の金額は、提携ローンは779,361千円、金融資産は1,122,130千円であります。また、当第2四半期連結会計期間末における信用補完の金額は、提携ローンは222,789千円、金融資産は1,299,851千円であります。

7. 借入金

借入金の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2017年9月30日)
	千円	千円
短期借入金	1,526,879	2,504,879
一年以内長期借入金	693,552	693,604
長期借入金	4,387,573	3,542,274
変動金利借入金	2,787,198	2,442,063
固定金利借入金	1,600,375	1,100,212
借入金合計	6,608,005	6,740,757

注：借入金は、全て償却原価で測定しております。

8. 営業収益

営業収益の内訳は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)
	千円	千円
営業収益		
金融収益	2,606,997	2,924,149
ワランティ収益	886,255	1,004,736
その他手数料売上	399,557	457,464
その他	14,952	56,768
合計	3,907,761	4,443,116

	前第2四半期連結会計期間 (自 2016年7月1日 至 2016年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)
	千円	千円
営業収益		
金融収益	1,346,797	1,465,951
ワランティ収益	452,280	512,060
その他手数料売上	200,055	227,632
その他	7,568	29,189
合計	2,006,699	2,234,832

9. 営業費用

営業費用の内訳は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間	当第2四半期連結累計期間
	(自 2016年4月1日 至 2016年9月30日)	(自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)
営業費用	千円	千円
金融費用	18,819	12,448
支払保証料	470,583	483,262
貸倒引当金繰入額	21,527	110,633
従業員給付費用	943,220	1,097,630
ワランティ原価	590,644	689,780
システム運営費	213,442	210,686
減価償却費	66,880	56,877
償却費	92,052	109,309
租税公課	138,649	162,602
支払手数料	202,092	206,911
地代家賃	101,218	128,105
業務委託料	48,103	84,751
その他営業費用	236,982	261,821
合計	3,144,213	3,614,817
	前第2四半期連結会計期間	当第2四半期連結会計期間
	(自 2016年7月1日 至 2016年9月30日)	(自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)
営業費用	千円	千円
金融費用	8,883	5,687
支払保証料	243,845	248,586
貸倒引当金繰入額	20,278	45,057
従業員給付費用	475,204	571,105
ワランティ原価	321,210	363,282
システム運営費	118,515	102,373
減価償却費	32,642	29,669
償却費	54,284	54,838
租税公課	70,103	80,810
支払手数料	103,342	105,482
地代家賃	50,790	64,627
業務委託料	28,028	44,901
その他営業費用	111,693	122,165
合計	1,638,819	1,838,583

10. 金融収益及び金融費用

営業収益及び営業費用のうち、金融収益及び金融費用の内訳は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)
金融収益	千円	千円
信用保証収益	2,328,581	2,681,199
利息収益	278,416	242,949
合計	2,606,997	2,924,149
金融費用		
支払利息	18,819	12,448
合計	18,819	12,448
	前第2四半期連結会計期間 (自 2016年7月1日 至 2016年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)
金融収益	千円	千円
信用保証収益	1,184,663	1,363,381
利息収益	162,134	102,569
合計	1,346,797	1,465,951
金融費用		
支払利息	8,883	5,687
合計	8,883	5,687

11. その他の金融収益及びその他の金融費用

その他の金融収益及びその他の金融費用の内訳は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)
その他の金融収益	千円	千円
受取利息	1,123	1,393
為替差益	-	1,502
デリバティブ評価損益	-	315,949
合計	1,123	318,844

(注) 新株予約権に関連するデリバティブ評価益を計上しました。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)
その他の金融費用	千円	千円
支払利息	50,710	22,544
資産除去債務利息費用	346	380
為替差損	28,740	-
合計	79,797	22,924

その他の金融収益及びその他の金融費用の内訳は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自 2016年7月1日 至 2016年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)
その他の金融収益	千円	千円
受取利息	581	685
為替差益	-	2,533
合計	581	3,218

	前第2四半期連結会計期間 (自 2016年7月1日 至 2016年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)
その他の金融費用	千円	千円
支払利息	23,851	12,547
資産除去債務利息費用	177	191
為替差損	257	-
デリバティブ評価損益	-	36,735
合計	24,285	49,473

(注) 新株予約権に関連するデリバティブ評価損を計上しました。

12. 1株当たり利益

基本的1株当たり四半期利益及び希薄化後1株当たり四半期利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

(1) 基本的1株当たり四半期利益

	前第2四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)
親会社の普通株主に帰属する四半期利益(千円)	441,751	812,998
発行済普通株式の期中加重平均株式数(株)	6,000,000	6,000,000
基本的1株当たり四半期利益(円)	73.63	135.50

	前第2四半期連結会計期間 (自 2016年7月1日 至 2016年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)
親会社の普通株主に帰属する四半期利益(千円)	243,529	259,940
発行済普通株式の期中加重平均株式数(株)	6,000,000	6,000,000
基本的1株当たり四半期利益(円)	40.59	43.32

(2) 希薄化後1株当たり四半期利益

	前第2四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)
親会社の普通株主に帰属する四半期利益 (千円)	441,751	812,998
子会社及び関連会社の発行する潜在株式に係る調整額 (千円)	△ 540	△ 1,770
希薄化後1株当たり四半期利益の計算に使用する四半期利益 (千円)	441,211	811,228
基本的加重平均普通株式数 (株)	6,000,000	6,000,000
希薄化後1株当たり四半期利益の計算に使用する加重平均普通株式数 (株)	6,000,000	6,000,000
希薄化後1株当たり四半期利益 (円)	73.54	135.20

	前第2四半期連結会計期間 (自 2016年7月1日 至 2016年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)
親会社の普通株主に帰属する四半期利益 (千円)	243,529	259,940
子会社及び関連会社の発行する潜在株式に係る調整額 (千円)	△ 264	△ 4,600
希薄化後1株当たり四半期利益の計算に使用する四半期利益 (千円)	243,265	255,340
基本的加重平均普通株式数 (株)	6,000,000	6,000,000
希薄化後1株当たり四半期利益の計算に使用する加重平均普通株式数 (株)	6,000,000	6,000,000
希薄化後1株当たり四半期利益 (円)	40.54	42.56

(注) 当社は、2017年8月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して基本的1株当たり四半期利益及び希薄化後1株当たり四半期利益を算定しております。

13. 配当金

配当金の支払額は、前第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結累計期間においてありません。

14. 後発事象

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※ 10,820	244,403
前払費用	—	5,150
未収入金	—	77,126
その他	26,050	9,324
流動資産合計	36,870	336,004
固定資産		
投資その他の資産		
関係会社株式	※ 8,576,983	8,682,165
従業員に対する長期貸付金	—	16,563
その他	—	1,427
投資その他の資産合計	8,576,983	8,700,156
固定資産合計	8,576,983	8,700,156
資産合計	8,613,854	9,036,160
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	※ 600,000	700,000
未払費用	7,546	45,779
未払法人税等	791	1,528
預り金	612	348
賞与引当金	—	38,261
未払金	3,440	68,775
その他	—	31,010
流動負債合計	612,391	885,703
固定負債		
長期借入金	※ 3,750,000	2,800,000
関係会社長期借入金	1,623,283	2,771,309
固定負債合計	5,373,283	5,571,309
負債合計	5,985,675	6,457,013
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金		
資本準備金	12,500	12,500
その他資本剰余金	2,937,500	2,937,500
資本剰余金合計	2,950,000	2,950,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△371,821	△420,852
利益剰余金合計	△371,821	△420,852
株主資本合計	2,628,178	2,579,147
純資産合計	2,628,178	2,579,147
負債純資産合計	8,613,854	9,036,160

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2015年5月25日 至 2016年3月31日)	当事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
営業収益	※1 1,600	※1 527,180
営業費用		
一般管理費	※2 261,821	※1,※2 449,363
営業利益又は営業損失(△)	△260,221	77,816
営業外収益		
受取利息	23	4
その他	—	124
営業外収益合計	23	129
営業外費用		
支払利息	110,830	※1 125,444
その他	—	8
営業外費用合計	110,830	125,452
経常損失(△)	△371,029	△47,506
税引前当期純損失(△)	△371,029	△47,506
法人税、住民税及び事業税	791	1,524
法人税等合計	791	1,524
当期純損失(△)	△371,821	△49,031

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2015年5月25日 至 2016年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額								
新株の発行	1,500,250	1,499,750		1,499,750			3,000,000	3,000,000
資本金からその他資本剰余金への振替	△1,450,250		1,450,250	1,450,250			—	—
資本準備金からその他資本剰余金への振替		△1,487,250	1,487,250	—			—	—
当期純損失（△）					△371,821	△371,821	△371,821	△371,821
当期変動額合計	50,000	12,500	2,937,500	2,950,000	△371,821	△371,821	2,628,178	2,628,178
当期末残高	50,000	12,500	2,937,500	2,950,000	△371,821	△371,821	2,628,178	2,628,178

当事業年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	50,000	12,500	2,937,500	2,950,000	△371,821	△371,821	2,628,178	2,628,178
当期変動額								
当期純損失（△）					△49,031	△49,031	△49,031	△49,031
当期変動額合計	—	—	—	—	△49,031	△49,031	△49,031	△49,031
当期末残高	50,000	12,500	2,937,500	2,950,000	△420,852	△420,852	2,579,147	2,579,147

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度 (自 2015年5月25日 至 2016年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

当事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金の計上基準

従業員の賞与金の支払に備えて、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

※ 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
預金	10,820千円	—
関係会社株式	8,576,983	—
計	8,587,803	—

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2016年3月31日)	当事業年度 (2017年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	600,000千円	—
長期借入金	3,750,000	—
計	4,350,000	—

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2015年5月25日 至 2016年3月31日)	当事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
関係会社に対する売上高		
営業収益	1,600千円	527,180千円
関係会社に係る営業費用		
出向料	-	191,321
関係会社に係る営業外費用		
支払利息	-	31,258

※2 一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2015年5月25日 至 2016年3月31日)	当事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
給料及び手当	-	160,078千円
賞与引当金繰入額	-	38,261
支払手数料	248,182千円	122,148

(有価証券関係)

前事業年度 (2016年3月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額は関係会社株式8,576,983千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度 (2017年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式 (貸借対照表計上額は子会社株式8,659,806千円、関係会社株式22,359千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (2016年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	128,375千円
繰延税金資産合計	128,375
評価性引当額	△128,375
繰延税金資産の純額	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.3%
(調整)	
住民税均等割額	△0.2
適用税率差異	0.3
評価性引当額の増減	△34.6
その他	△0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△0.2

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が2016年3月29日に国会で成立し、2016年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等がおこなわれることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.4%から2016年4月1日に開始する事業年度及び2017年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.8%に、2018年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、34.6%となります。

この税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への金額的な影響はありません。

当事業年度（2017年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	13,318千円
繰越欠損金	129,482
その他	2,104
繰延税金資産合計	144,905
評価性引当額	△144,905
繰延税金資産の純額	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	33.8%
(調整)	
住民税均等割額	△3.2
適用税率差異	1.0
評価性引当額の増減	△34.8
その他	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△3.2

(企業結合等関係)

前事業年度（自 2015年5月25日 至 2016年3月31日）

連結財務諸表注記「28. 企業結合」に記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度（自 2016年4月1日 至 2017年3月31日）

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

前事業年度 (2016年 3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (2017年 3月31日)

(株式分割及び単元株制度の導入)

当社は2017年 6月28日開催の取締役会決議により、2017年 8月 1日付をもって株式分割を行っております。
また、上記株式分割に伴い、同日付で、定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

1. 株式分割の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 株式分割の概要

①分割の方法

2017年 7月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主が所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割しております。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	:	60,000株
今回の分割により増加する株式数	:	5,940,000株
株式分割後の発行済株式総数	:	6,000,000株
株式分割後の発行可能株式総数	:	10,000,000株

③分割の日程

基準日公告日	:	2017年 7月14日
基準日	:	2017年 7月31日
効力発生日	:	2017年 8月 1日

3. 1株当たり情報に及ぼす影響等

これによる影響については、当該株式分割が、前事業年度の期首に行われたと仮定して計算しております。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	—	38,261	—	—	38,261

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

(参考情報)

当社は、AZ－Star 1号投資事業有限責任組合による出資受け入れのための受け皿会社として、2015年5月25日に株式会社AZS一号として設立されました。その後、2015年6月19日にプレミアファイナンシャルサービス株式会社のすべての株式を取得して完全子会社化しました。同年7月8日にプレミアグループ株式会社に商号変更し現在に至っております。当該会社の設立1期目となる2016年3月期の連結財務諸表は、2015年5月25日から2016年3月31日までの10ヶ月と7日となります。

そのため以下では、当社グループの事業主体であるプレミアファイナンシャルサービス株式会社の2016年3月期の財務諸表が当社グループの比較年度の財務諸表として有用と考えられるため、参考としてプレミアファイナンシャルサービス株式会社の日本基準に準拠した第9期（2015年4月1日から2016年3月31日まで）の財務諸表を記載しております。

当財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

日本基準に準拠した第9期（2015年4月1日から2016年3月31日まで）の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

(1) 財務諸表

① 貸借対照表

(単位：千円)

		第9期 (2016年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		5,516,944
売掛金		158,794
割賦売掛金	※1	8,444,844
貯蔵品		3,428
前払費用		209,545
立替金		4,412,631
繰延税金資産		178,429
その他		1,101,424
貸倒引当金		△122,802
流動資産合計		19,903,240
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）		106,572
構築物（純額）		767
機械及び装置（純額）		2,189
工具器具及び備品（純額）		68,426
有形固定資産合計	※2	177,955
無形固定資産		
商標権		950
ソフトウェア		268,719
ソフトウェア仮勘定		387,455
無形固定資産合計		657,124
投資その他の資産		
関係会社長期貸付金	※1	1,623,283
長期前払費用		126,760
破産更生債権等	※3	8,112
繰延税金資産		3,974
その他		213,855
投資その他の資産合計		1,975,986
固定資産合計		2,811,067
資産合計		22,714,307

(単位：千円)

第9期
(2016年3月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	120,461
短期借入金	1,162,876
未払金	1,841,105
未払費用	56,071
未払法人税等	209,571
未払消費税等	28,920
預り金	321,402
前受収益	1,910,839
賞与引当金	180,000
債務保証損失引当金	476,350
割賦利益繰延	10,025,626
流動負債合計	16,333,226
固定負債	
長期借入金	※1 3,257,075
役員退職慰労引当金	13,029
資産除去債務	42,042
固定負債合計	3,312,147
負債合計	19,645,373
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,515,000
資本剰余金	
資本準備金	1,402,989
資本剰余金合計	1,402,989
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	150,944
利益剰余金合計	150,944
株主資本合計	3,068,934
純資産合計	3,068,934
負債純資産合計	22,714,307

② 損益計算書

(単位：千円)

		第9期 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
営業収益		
個別信用購入あっせん収益		459,899
信用保証収益		4,075,932
中古車保証収益		1,600,459
その他営業収益		681,459
営業収益合計		6,817,750
営業費用		
販売費及び一般管理費		※2 4,419,324
金融費用		
支払利息		33,639
中古車保証修理費用		1,061,567
営業費用合計		5,514,530
営業利益		1,303,220
営業外収益		
受取利息		※1 12,036
その他		4,649
営業外収益合計		16,685
営業外費用		
為替差損		62
債権売却損		155
その他		0
営業外費用合計		218
経常利益		1,319,687
税引前当期純利益		1,319,687
法人税、住民税及び事業税		253,970
法人税等調整額		178,334
法人税等合計		432,305
当期純利益		887,382

③ 株主資本等変動計算書

第9期 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,515,000	1,402,989	1,402,989	△736,438	△736,438	2,181,551	2,181,551
当期変動額							
当期純利益				887,382	887,382	887,382	887,382
当期変動額合計	-	-	-	887,382	887,382	887,382	887,382
当期末残高	1,515,000	1,402,989	1,402,989	150,944	150,944	3,068,934	3,068,934

④ キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

第9期

(自 2015年4月1日

至 2016年3月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー

税引前当期純利益	1,319,687
減価償却費	161,495
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 63,618
賞与引当金の増減額(△は減少)	25,000
その他の引当金の増減額(△は減少)	43,462
受取利息	△ 12,036
支払利息	33,639
売上債権の増減額(△は増加)	△ 27,570
割賦売掛金の増減額(△は増加)	△ 925,600
立替金の増減額(△は増加)	△ 339,431
買掛金の増減額(△は減少)	△ 432,119
割賦利益繰延の増減額(△は減少)	1,632,665
未収入金の増減額(△は増加)	2,060,672
前受収益の増減額(△は減少)	255,111
その他	414,550
小計	4,145,907
利息の受取額	4,764
利息の支払額	△ 33,605
法人税等の支払額	△ 153,480
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,963,585

投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 68,882
無形固定資産の取得による支出	△ 293,882
貸付金の回収による収入	1,214,600
貸付けによる支出	△ 1,623,283
差入保証金の差入による支出	△ 36,513
差入保証金の回収による収入	35,304
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 772,658

財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入れによる収入	5,775,945
短期借入金の返済による支出	△ 7,600,433
長期借入れによる収入	3,571,401
長期借入金の返済による支出	△ 1,517,192
財務活動によるキャッシュ・フロー	229,721

現金及び現金同等物の増減額(△は減少)

3,420,648

現金及び現金同等物の期首残高

2,096,296

現金及び現金同等物の期末残高

5,516,944

注記事項

(重要な会計方針)

第9期(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主要な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	3～18年
構築物	18～20年
機械及び装置	3～13年
工具器具及び備品	3～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

2. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 債務保証損失引当金

提携ローンに係る保証債務に対して、債務保証について、将来発生すると見込まれる損失見込額を、実績率等を勘案して債務保証損失引当金として計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、当社は、2013年4月30日開催の取締役会決議に基づき、役員退職慰労金制度を廃止しましたが、それ以前分については具体的金額が確定していないため、引き続き、役員退職慰労引当金として計上しております。

4. 主な収益の計上基準

(1) 個別信用購入あっせん・・・期日到来基準に基づく7・8分法

(2) 信用保証・・・期日到来基準に基づく7・8分法

(注) 計上方法の内容は次のとおりであります。

7・8分法・・・手数料総額を分割回数の積数で按分し、期日の到来の都度積数按分額を収益計上する方法

(3) 自動車ワランティ・・・自動車のワランティ期間に応じた期間按分

5. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税等は全額当期の費用としております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	第9期 (2016年3月31日)
割賦売掛金	4,169,742千円
関係会社長期貸付金	1,623,283
計	5,793,025

担保付債務は、次のとおりであります。

	第9期 (2016年3月31日)
長期借入金	3,257,075千円
親会社の長期借入金	4,350,000
計	7,607,075

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	第9期 (2016年3月31日)
減価償却累計額	169,028千円

※3 資産から直接控除した貸倒引当金

	第9期 (2016年3月31日)
破産更生債権等	171,529千円

4 保証債務

次のローン保証及び関係会社の借入金について、債務保証を行っております。

	第9期 (2016年3月31日)
ローン保証に対する保証債務	133,292,053千円
プレミアグループ(株)(借入債務)	4,350,000

5 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座借越契約及びコミットメントライン契約並びにシンジケーション方式によるコミットメントラインを締結しております。

この契約に基づく借入未実行残高等は次のとおりであります。

	第9期 (2016年3月31日)
当座借越限度額及びコミットメントラインの総額	9,000,000千円
借入実行残高	1,162,876
差引額	7,837,123

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	第9期 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
関係会社に係る営業外収益	
関係会社からの受取利息	7,271千円

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は23%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は77%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。

	第9期 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
減価償却費	38,591千円
無形固定資産償却費	122,365
報酬及び給料手当	1,039,562
賞与引当金繰入額	180,000
システム運営費	467,729
支払保証料	713,172
貸倒引当金繰入額	133,998
債務保証損失引当金繰入額	36,504

(株主資本等変動計算書関係)

第9期(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第9期期首 株式数 (株)	第9期 増加株式数 (株)	第9期 減少株式数 (株)	第9期末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	149,551	—	—	149,551
A種種類株式	8,600	—	—	8,600
合計	158,151	—	—	158,151

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	第9期 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
現金及び預金勘定	5,516,944千円
預入期間が3か月を超える定期預金	-
現金及び現金同等物	5,516,944

(リース取引関係)

第9期(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

1. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第9期 (2016年3月31日)
1年内	7,969千円
1年超	23,239
合計	31,207

(金融商品関係)

第9期(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主な事業サービスとして、「クレジット事業」及び「ワランティ事業」を行っております。これらの事業を行うため、借入金のほか債権流動化による直接金融によって資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主に個人に対する「クレジット事業」の割賦売掛金であり、顧客の約束不履行や加盟店の倒産などによる信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、クレジットポリシー及び当社の信用リスクに関する諸規程を整備し、これらに従って、個別契約単位での割賦売掛金に対する与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、問題債権への対応や、加盟店に対する初期・途上管理の対応など、総合的な与信管理に関する体制を構築、整備し運営しております。

これらの与信管理は、各審査部署、各支店及び信用リスク管理統括部門が担当しており、その内容については経営会議などへの定期的な報告や付議を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2016年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,516,944	5,516,944	—
(2) 売掛金	158,794	158,794	—
(3) 割賦売掛金	8,444,844		
割賦利益繰延(*1)	△ 752,982		
貸倒引当金	△ 122,802		
	7,569,059	8,340,512	771,452
(4) 立替金	4,412,631	4,412,631	—
(5) 関係会社長期貸付金	1,623,283	1,623,283	—
資産計	19,280,714	20,052,167	771,452
(1) 買掛金	120,461	120,461	—
(2) 短期借入金	1,162,876	1,162,876	—
(3) 未払金	1,841,105	1,841,105	—
(4) 預り金	321,402	321,402	—
(5) 長期借入金	3,257,075	3,257,075	—
負債計	6,702,921	6,702,921	—

(*1) 割賦売掛金に対応する割賦利益繰延を控除しております。

(単位：千円)

	時価
その他 保証債務	9,368,830

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(4) 立替金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 割賦売掛金

割賦売掛金についての時価の算定は、債権の回収期間ごとに早期完済、解約及び貸倒見積高を考慮した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 関係会社長期貸付金

関係会社長期貸付金の時価については、元金の合計額を新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

短期間で市場金利が反映される変動金利であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

その他

信用保証契約の時価の算定は、回収可能性を反映した保証料の受取見込額から、保証の履行可能性や担保による回収可能性等を反映した代位弁済債権の毀損見込額を控除した残額を、残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、偶発債務の保証契約額は133,768,404千円であり、貸借対照表上に債務保証損失引当金として476,350千円計上しております。

(退職給付関係)

第9期(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社では、確定拠出年金制度を採用しております。確定拠出年金制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払について法的又は推定的債務を負わない退職給付制度であります。確定拠出型年金制度の拠出額は、従業員がサービスを提供した期間に、純損益として認識しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、32,086千円であります。

(税効果関係)

第9期(2016年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第9期 (2016年3月31日)
繰延税金資産	
貸倒引当金	52,522千円
債務保証損失引当金	89,762
賞与引当金	63,719
繰延消費税	8,761
役員退職慰労引当金	3,989
未払事業税	10,885
資産除去債務	13,619
その他	5,300
小計	248,560
評価性引当額	△56,511
繰延税金資産合計	192,048
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△9,645
繰延税金負債合計	△9,645
繰延税金資産の純額	182,403

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が2016年3月29日に国会で成立し、2016年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の32.34%から2016年4月1日に開始する事業年度及び2017年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、2018年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.62%となります。

この税率変更により、繰延税金資産(流動)の金額(繰延税金負債(流動)の金額を控除した金額)は8,557千円減少し、繰延税金資産(固定)の金額(繰延税金負債(固定)の金額を控除した金額)は223千円減少し、法人税等調整額が8,780千円増加しております。

(資産除去債務関係)

第9期(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

営業所に対する不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年～18年と見積り、割引率は0.881%～2.137%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	第9期 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
期首残高	35,083千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	7,082
時の経過による調整額	720
資産除去債務の履行による減少額	△844
その他増減額(△は減少)	-
期末残高	42,042

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

第9期(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

当社は、クレジット関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

第9期(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	プレミアムグループ株式会社	東京都港区	50,000	投資業	被所有 直接 (100.0)	資金の貸付 債務の保証	資金の貸付	1,623,283	関係会社長期貸付金	1,623,283
							利息の受取	7,271 (注1)	未収収益	7,271
							銀行借入に対する債務保証	4,350,000 (注2)	—	—
							銀行借入に対する担保提供	1,623,283 (注3)	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 貸付利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注2) 銀行借入に対する保証であります。

(注3) 銀行借入に対して当社の長期貸付金を担保提供しております。

2. 親会社及び重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

プレミアムグループ株式会社(非上場)

(1株当たり情報)

第9期(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

	第9期 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
1株当たり純資産額	19,405.09円
1株当たり当期純利益金額	5,610.98円

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	第9期 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
当期純利益金額	887,382千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益金額	887,382千円
普通株式の期中平均株式数	158,151株
うち普通株式	149,551株
うちA種種類株式	8,600株

(注) A種種類株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため普通株式と同等の株式としております。

(重要な後発事象)

1. Eastern Commercial Leasing Public Company Limitedのワラントの取得について

当社は、2017年3月2日の取締役間の協議において、関係会社であるEastern Commercial Leasing Public Company Limitedのワラントの取得について決議し、取得しております。

2. ワラント取得の内容

- ①契約締結日 2017年4月3日
- ②取引実行日 2017年4月10日
- ③取得価額の総額 126,735,364円
- ④取得数 74,347,000個
- ⑤取得価額 0.52THB/個
- ⑥行使価格 1.525THB/個

3. 損益に及ぼす重要な影響

本件による業績に与える影響は、現時点では軽微であると見込んでおります。

⑤ 附属明細表

1. 有価証券明細表

該当事項はありません。

2. 有形固定資産等明細表

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	132,409	26,952	1,023	158,337	51,765	9,762	106,572
構築物	—	767	—	767	—	—	767
機械及び装置	—	2,189	—	2,189	—	—	2,189
工具器具及び備品	146,919	38,770	—	185,689	117,262	28,828	68,426
有形固定資産計	279,328	68,678	1,023	346,984	169,028	38,591	177,955
無形固定資産							
商標権	1,161	96	—	1,257	307	118	950
ソフトウェア	1,344,242	19,310	—	1,363,552	1,094,833	122,246	268,719
ソフトウェア仮勘定	101,246	292,009	5,800	387,455	—	—	387,455
無形固定資産計	1,446,649	311,416	5,800	1,752,265	1,095,141	122,365	657,124
長期前払費用	483,169	1,080	—	484,249	357,489	106,670	126,760

(注) 1. 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

建物附属設備	西関東支店内部造作	19,292千円
工具器具及び備品	西関東支店電話LAN工事	8,100千円
ソフトウェア	営業支援システム構築	7,590千円
ソフトウェア仮勘定	期間システム実質年率対応	173,765千円
ソフトウェア仮勘定	システムリプレース	101,343千円

3. 社債明細表

該当事項はありません。

4. 借入金等明細表

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,987,364	1,162,876	0.7	—
長期借入金	1,202,866	3,257,075	0.7	2017年～2021年
合計	4,190,231	4,419,952	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金については、ABLに伴うものであり、返済額が未定のため、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額を記載しておりません。

5. 引当金明細表

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	156,658	122,802	146,954	9,704	122,802
賞与引当金	155,000	180,000	155,000	—	180,000
債務保証損失引当金	439,846	476,350	—	439,846	476,350
役員退職慰労引当金	13,029	—	—	—	13,029

(注) 1. 貸倒引当金の当期減少額(その他) 9,704千円は、一般債権に係る洗替額であります。

2. 債務保証損失引当金の当期減少額(その他) 439,846千円は、洗替によるものであります。

6. 資産除去債務明細表

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

2017年8月8日

プレミアファイナンシャルサービス株式会社

代表取締役 柴田 洋一 殿

取締役 土屋 佳之 殿

取締役 齊藤 邦雄 殿

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 康彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 朽木 利宏 ㊞

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているプレミアファイナンシャルサービス株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、プレミアファイナンシャルサービス株式会社の2016年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1. 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 無料 —
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店（注）1. 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.premium-group.co.jp/
株主に対する特典	なし

- （注）1. 当社株式は、東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2015年10月15日	AZ-S tar 1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-S tar 株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	柴田 洋一	埼玉県さいたま市緑区	特別利害関係者等(当社の子会社の役員) (注)4	普通株式 310	15,500,000 (50,000) (注)5	役員への株式譲渡
2015年10月15日	AZ-S tar 1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-S tar 株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	大貫 徹	東京都豊島区	当社の子会社の執行役員 (注)4	普通株式 120	6,000,000 (50,000) (注)5	経営参画意識向上のため
2015年10月15日	AZ-S tar 1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-S tar 株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	土屋 佳之	埼玉県川口市	当社の子会社の執行役員 (注)4	普通株式 80	4,000,000 (50,000) (注)5	経営参画意識向上のため
2015年10月15日	AZ-S tar 1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-S tar 株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	金澤 友洋	東京都中央区	当社の子会社の執行役員 (注)4	普通株式 80	4,000,000 (50,000) (注)5	経営参画意識向上のため
2015年10月15日	AZ-S tar 1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-S tar 株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	中谷 敏之	埼玉県川口市	当社の子会社の従業員 (注)4	普通株式 80	4,000,000 (50,000) (注)5	経営参画意識向上のため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2015年10月15日	AZ-Star1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-Star株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	齊藤 邦雄	東京都八王子市	当社の子会社の執行役員(注)4	普通株式 60	3,000,000 (50,000) (注)5	経営参画意識向上のため
2015年10月15日	AZ-Star1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-Star株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	山村 広臣	東京都板橋区	当社の子会社の従業員(注)4	普通株式 60	3,000,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため
2015年10月15日	AZ-Star1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-Star株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	木下 弘三	埼玉県川口市	当社の子会社の従業員(注)4	普通株式 60	3,000,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため
2015年10月15日	AZ-Star1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-Star株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	北田 剛	東京都世田谷区	当社の子会社の従業員(注)4	普通株式 60	3,000,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため
2015年10月15日	AZ-Star1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-Star株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	村田 尚俊	東京都中央区	当社の子会社の従業員(注)4	普通株式 60	3,000,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2015年10月15日	AZ-S tar 1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-S tar 株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	倉田 千秋	東京都大田区	当社の子会社の従業員(注)4	普通株式 60	3,000,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため
2015年10月15日	AZ-S tar 1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-S tar 株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	平良 勝謙	神奈川県横浜市中区	当社の子会社の従業員(注)4	普通株式 60	3,000,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため
2015年10月15日	AZ-S tar 1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-S tar 株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	太田 航	千葉県市川市	当社の子会社の従業員	普通株式 40	2,000,000 (50,000) (注)5	経営参画意識向上のため
2015年10月15日	AZ-S tar 1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-S tar 株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	中村 秀夫	東京都板橋区	当社の子会社の従業員	普通株式 40	2,000,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため
2015年10月15日	AZ-S tar 1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-S tar 株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	大石 昇史	埼玉県川口市	当社の子会社の従業員	普通株式 40	2,000,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2015年10月15日	AZ-Star1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-Star株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	松田 岳	愛知県名古屋守山区	当社の子会社の従業員	普通株式 40	2,000,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため
2015年10月15日	AZ-Star1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-Star株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	岡 久美	東京都板橋区	当社の子会社の従業員	普通株式 40	2,000,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため
2015年10月15日	AZ-Star1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-Star株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	越原 誠一郎	東京都江東区	当社の子会社の従業員	普通株式 40	2,000,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため
2015年10月15日	AZ-Star1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-Star株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	松田 啓	東京都新宿区	当社の子会社の従業員	普通株式 40	2,000,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため
2015年10月15日	AZ-Star1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-Star株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	濱崎 泰司	福岡県福岡市早良区	当社の子会社の従業員	普通株式 40	2,000,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2015年10月15日	AZ-Star 1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-Star 株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	小林 慎	東京都練馬区	当社の子会社の従業員	普通株式 40	2,000,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため
2015年10月15日	AZ-Star 1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-Star 株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	土屋 裕一	東京都中央区	当社の子会社の従業員	普通株式 30	1,500,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため
2015年10月15日	AZ-Star 1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-Star 株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	作本 誉	大阪府吹田市	当社の子会社の従業員	普通株式 30	1,500,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため
2015年10月15日	AZ-Star 1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-Star 株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	加藤 直人	福岡県福岡市博多区	当社の子会社の従業員	普通株式 30	1,500,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため
2015年10月15日	AZ-Star 1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-Star 株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	横関 崇	埼玉県戸田市	当社の子会社の従業員	普通株式 30	1,500,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2015年10月15日	AZ-Star1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-Star 株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	高岡 利臣	神奈川県横浜市戸塚区	当社の子会社の従業員	普通株式 20	1,000,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため
2015年10月15日	AZ-Star1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-Star 株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	田丸 利浩	滋賀県大津市	当社の子会社の従業員	普通株式 20	1,000,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため
2015年10月15日	AZ-Star1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-Star 株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	濱崎 雅文	神奈川県相模原市中央区	当社の子会社の従業員	普通株式 20	1,000,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため
2015年10月15日	AZ-Star1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-Star 株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	古賀 雅彦	東京都立川市	当社の子会社の従業員	普通株式 20	1,000,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため
2015年10月15日	AZ-Star1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-Star 株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	堀 朝光	神奈川県横浜市港北区	当社の子会社の従業員	普通株式 20	1,000,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2015年10月15日	AZ-STAR1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-STAR 株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	高橋 章	埼玉県さいたま市大宮区	当社の子会社の従業員	普通株式 20	1,000,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため
2015年10月15日	AZ-STAR1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-STAR 株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	青鹿 博之	埼玉県上尾市	当社の子会社の従業員	普通株式 20	1,000,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため
2015年10月15日	AZ-STAR1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-STAR 株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	鈴木 摩耶	千葉県千葉市美浜区	当社の子会社の従業員	普通株式 20	1,000,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため
2015年10月15日	AZ-STAR1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-STAR 株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	矢野川 傑	神奈川県横浜市泉区	当社の子会社の従業員	普通株式 20	1,000,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため
2015年10月15日	AZ-STAR1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-STAR 株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	井口 豊	神奈川県川崎市中原区	当社の子会社の従業員	普通株式 20	1,000,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2015年10月15日	AZ-Star1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-Star 株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	神谷 明伸	神奈川県川崎市幸区	当社の子会社の従業員	普通株式 20	1,000,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため
2015年10月15日	AZ-Star1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-Star 株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	齋藤 剛一	兵庫県西宮市	当社の子会社の従業員	普通株式 20	1,000,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため
2015年10月15日	AZ-Star1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-Star 株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	渡邊 浩一	東京都多摩市	当社の子会社の従業員	普通株式 20	1,000,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため
2015年10月15日	AZ-Star1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-Star 株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	田中 真琴	東京都品川区	当社の子会社の従業員	普通株式 20	1,000,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため
2015年10月15日	AZ-Star1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-Star 株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	長津 祐一郎	東京都中野区	当社の子会社の従業員	普通株式 10	500,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2015年10月15日	AZ-Star1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-Star株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	堀之内 健	埼玉県川口市	当社の子会社の従業員	普通株式 10	500,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため
2015年10月15日	AZ-Star1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-Star株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	大澤 夕菜	東京都板橋区	当社の子会社の従業員	普通株式 10	500,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため
2015年10月15日	AZ-Star1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-Star株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	渋谷 亘	愛知県名古屋市中区	当社の子会社の従業員	普通株式 10	500,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため
2015年10月15日	AZ-Star1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-Star株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	野田頭 孝志	神奈川県横浜市中区	当社の子会社の従業員	普通株式 10	500,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため
2015年10月15日	AZ-Star1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-Star株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	橋本 義範	東京都国分寺市	当社の子会社の従業員	普通株式 10	500,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2015年10月15日	AZ-S tar 1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-S tar 株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	石村 知輝	埼玉県川口市	当社の子会社の従業員	普通株式 10	500,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため
2015年10月15日	AZ-S tar 1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-S tar 株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	山口 貴子	岡山県岡山市北区	当社の子会社の従業員	普通株式 10	500,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため
2015年10月15日	AZ-S tar 1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-S tar 株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	青木 麗奈	東京都町田市	当社の子会社の従業員	普通株式 10	500,000 (50,000) (注)5	従業員モチベーション向上のため
2015年11月10日	AZ-S tar 1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-S tar 株式会社 代表取締役社長 鈴木信一郎	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社リクルートホールディングス 代表取締役社長 兼 CEO 峰岸 真澄	東京都中央区銀座八丁目4番17号	当社グループの業務提携先 (注)4	普通株式 3,000	150,000,000 (50,000) (注)5	業務提携先との関係強化のため

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（2015年4月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第204条第1項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社

4. 当該移動により、特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。

5. 移動価格は、当事者間の協議の上、当社設立時の株式発行価額に基づき決定しております。

6. 2017年6月28日開催の取締役会決議により、2017年8月1日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権①A	新株予約権②B
発行年月日	2015年6月18日	2016年3月23日	2016年3月23日
種類	普通株式	第1回新株予約権A (ストックオプション)	第1回新株予約権B (ストックオプション)
発行数	59,990株	普通株式 1,100株	普通株式 7,500株
発行価格	50,000円 (注)2	50,000円 (注)2	50,000円 (注)2
資本組入額	25,000円	25,000円	25,000円
発行価額の総額	2,999,500,000円	55,000,000円	375,000,000円
資本組入額の総額	1,499,750,000円	27,500,000円	187,500,000円
発行方法	第三者割当	2016年3月15日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条、第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2016年3月15日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条、第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	-	-	-

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2017年3月31日であります。
2. 発行価格は、当事者間の協議の上、当社設立時の株式発行価額に基づき決定しております。
3. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①A	新株予約権②B
行使時の払込金額	50,000円	同左
行使請求期間	2018年4月1日から 2026年2月28日まで	同左
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左

4. 2017年6月28日開催の取締役会決議により、2017年8月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は、当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
AZ-S t a r 1号 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AZ-S t a r 株式会社 代表取締役社長 鈴木 信一郎 資本金 30百万円	東京都千代田区九段南三丁目2番7号	企業投資ファンド	59,990	2,999,500,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

第1回新株予約権A

2016年3月15日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
柴田 洋一	埼玉県さいたま市緑区	会社役員	500	25,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、 当社の子会社の役員)
金澤 友洋	東京都中央区	会社員	200	10,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名)、当社の子会社 の執行役員
大貫 徹	東京都豊島区	会社員	100	5,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名)、当社の子会社 の執行役員
土屋 佳之	埼玉県川口市	会社員	100	5,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名)、当社の子会社 の執行役員
齊藤 邦雄	東京都八王子市	会社員	100	5,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名)、当社の子会社 の執行役員
中谷 敏之	埼玉県川口市	会社員	50	2,500,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名)、当社の子会社 の従業員
太田 航	千葉県市川市	会社員	50	2,500,000 (50,000)	当社の子会社の従業員

- (注) 1. 2017年6月28日開催の取締役会決議により、2017年8月1日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。
2. 柴田洋一は、2016年7月27日付で当社代表取締役社長に選任されております。
3. 金澤友洋は、2016年7月27日付で当社執行役員、2017年7月1日付で当社上席執行役員に選任されております。
4. 大貫徹及び土屋佳之は、2016年7月27日付で当社執行役員、2017年6月28日付で当社取締役に選任されております。
5. 中谷敏之は、2016年7月27日付で当社執行役員に選任されております。
6. 齊藤邦雄及び太田航は、2017年4月1日付で当社へ入社(転籍)しております。

第1回新株予約権B

2016年3月15日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
柴田 洋一	埼玉県さいたま市緑区	会社役員	2,000	100,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、 当社の子会社の役員)
金澤 友洋	東京都中央区	会社員	507	25,350,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名)、当社の子会社 の執行役員
大貫 徹	東京都豊島区	会社員	400	20,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名)、当社の子会社 の執行役員
土屋 佳之	埼玉県川口市	会社員	400	20,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名)、当社の子会社 の執行役員
齊藤 邦雄	東京都八王子市	会社員	350	17,500,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名)、当社の子会社 の執行役員
太田 航	千葉県市川市	会社員	200	10,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
中谷 敏之	埼玉県川口市	会社員	200	10,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名)、当社の子会社 の従業員
山村 広臣	東京都板橋区	会社員	100	5,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名)、当社の子会社 の従業員
松田 岳	愛知県名古屋市中守山区	会社員	100	5,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
北田 剛	東京都世田谷区	会社員	100	5,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10 名)、当社の子会社 の従業員
横関 崇	埼玉県戸田市	会社員	80	4,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
堀之内 健	埼玉県川口市	会社員	80	4,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
越原 誠一郎	東京都江東区	会社員	80	4,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
作本 誉	兵庫県三田市	会社員	80	4,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
濱崎 雅文	神奈川県相模原市中央区	会社員	80	4,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
田丸 利浩	滋賀県大津市	会社員	80	4,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
大石 昇史	埼玉県川口市	会社員	80	4,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
村田 尚俊	東京都中央区	会社員	80	4,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)、当社の子会社の従業員
岡 久美	東京都板橋区	会社員	80	4,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
長津 祐一郎	京都府京都市中京区	会社員	80	4,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
松田 啓	東京都新宿区	会社員	80	4,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
木下 弘三	埼玉県川口市	会社員	80	4,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)、当社の子会社の従業員
高岡 利臣	神奈川県横浜市戸塚区	会社員	80	4,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
倉田 千秋	東京都大田区	会社員	80	4,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)、当社の子会社の従業員
堀 朝光	神奈川県横浜市港北区	会社員	80	4,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
土屋 裕一	東京都中央区	会社員	80	4,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
濱崎 泰司	福岡県福岡市早良区	会社員	80	4,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
矢野川 傑	神奈川県横浜市泉区	会社員	50	2,500,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
古賀 雅彦	東京都立川市	会社員	50	2,500,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
平良 勝謙	神奈川県横浜市中区	会社員	50	2,500,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)、当社の子会社の従業員
渡邊 浩一	東京都多摩市	会社員	50	2,500,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
鈴木 摩耶	千葉県千葉市美浜区	会社員	50	2,500,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
青鹿 博之	埼玉県上尾市	会社員	50	2,500,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
中村 秀夫	東京都板橋区	会社員	50	2,500,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
田中 真琴	東京都品川区	会社員	40	2,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
渋谷 亘	愛知県名古屋市中区	会社員	30	1,500,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
齋藤 剛一	兵庫県西宮市	会社員	30	1,500,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
高橋 章	埼玉県さいたま市大宮区	会社員	30	1,500,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
神谷 明伸	神奈川県川崎市幸区	会社員	30	1,500,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
井口 豊	神奈川県川崎市中原区	会社員	30	1,500,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
加藤 直人	福岡県福岡市博多区	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
小林 慎	東京都練馬区	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
橋本 義範	東京都国分寺市	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
野田頭 孝志	神奈川県横浜市泉区	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
山口 貴子	岡山県岡山市北区	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
加島 広文	神奈川県川崎市麻生区	会社員	15	750,000 (50,000)	当社の子会社の従業員
石村 知輝	北海道札幌市中央区	会社員	15	750,000 (50,000)	当社の子会社の従業員

- (注) 1. 新株予約権の目的である株式の総数が10株以下である従業員(特別利害関係者等を除く。)181名、割当株式の総数1,039株に関する記載は省略しております。
2. 退職等の理由により権利を喪失した者については、記載しておりません。
3. 2017年6月28日開催の取締役会決議により、2017年8月1日付で、普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。
4. 柴田洋一は、2016年7月27日付で当社代表取締役社長に選任されております。
5. 金澤友洋は、2016年7月27日付で当社執行役員、2017年7月1日付で当社上席執行役員に選任されております。
6. 大貫徹及び土屋佳之は、2016年7月27日付で当社執行役員、2017年6月28日付で当社取締役に選任されております。
7. 中谷敏之は、2016年7月27日付で当社執行役員に選任されております。
8. 齊藤邦雄及び太田航は、2017年4月1日付で当社へ入社(転籍)しております。
9. 山村広臣及び高岡利臣は、2017年7月1日付で当社執行役員に選任されております。
10. 北田剛及び岡久美は、2017年1月1日付で当社へ入社(転籍)しております。
11. (注)4~10を除く36名は、2017年4月1日付で当社へ入社(転籍)しております。
12. 2017年11月15日開催の取締役会決議により、当社普通株式の金融商品取引所への上場を停止条件として、2018年1月31日付で新株予約権2,730個(新株予約権の目的となる株式の数273,000株)を無償取得及び消却する旨を決議しております。上記「割当株数」は、当該無償取得及び消却の効力が生じる前の、各取得者へ「割当株数」を記載しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
AZ-STAR1号投資事業有限責任組合（注）3	東京都千代田区九段南三丁目2番7号 いちご九段三丁目ビル5階	5,506,000	80.35
株式会社リクルートホールディングス（注）3	東京都中央区銀座八丁目4番17号	300,000	4.38
柴田 洋一（注）3、4、6、7	埼玉県さいたま市緑区	281,000 (250,000)	4.10 (3.65)
金澤 友洋（注）3、6、7	東京都中央区	78,700 (70,700)	1.15 (1.03)
大貫 徹（注）3、5、7	東京都豊島区	62,000 (50,000)	0.90 (0.73)
土屋 佳之（注）3、5	埼玉県川口市	58,000 (50,000)	0.85 (0.73)
齊藤 邦雄（注）3、6、8	東京都八王子市	51,000 (45,000)	0.74 (0.66)
中谷 敏之（注）3、6、7	Bangkok, Thailand	33,000 (25,000)	0.48 (0.36)
太田 航（注）6、8	千葉県市川市	29,000 (25,000)	0.42 (0.36)
山村 広臣（注）3、6、7	東京都板橋区	16,000 (10,000)	0.23 (0.15)
北田 剛（注）3、6、8	東京都世田谷区	16,000 (10,000)	0.23 (0.15)
倉田 千秋（注）3、8	東京都大田区	14,000 (8,000)	0.20 (0.12)
木下 弘三（注）3、8	埼玉県川口市	14,000 (8,000)	0.20 (0.12)
村田 尚俊（注）3、8	東京都江東区	14,000 (8,000)	0.20 (0.12)
松田 岳（注）8	愛知県名古屋市守山区	14,000 (10,000)	0.20 (0.15)
濱崎 泰司（注）8	福岡県福岡市早良区	12,000 (8,000)	0.18 (0.12)
松田 啓（注）8	東京都新宿区	12,000 (8,000)	0.18 (0.12)
岡 久美（注）8	東京都板橋区	12,000 (8,000)	0.18 (0.12)
大石 昇史（注）8	埼玉県川口市	12,000 (8,000)	0.18 (0.12)
越原 誠一郎（注）8	Jakarta Selatan, Indonesia	12,000 (8,000)	0.18 (0.12)
土屋 裕一（注）8	東京都中央区	11,000 (8,000)	0.16 (0.12)
作本 誉（注）8	大阪府吹田市	11,000 (8,000)	0.16 (0.12)
横関 崇（注）8	埼玉県戸田市	11,000 (8,000)	0.16 (0.12)
平良 勝謙（注）3、8	神奈川県横浜市中区	11,000 (5,000)	0.16 (0.07)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
堀 朝光 (注) 8	神奈川県横浜市港北区	10,000 (8,000)	0.15 (0.12)
高岡 利臣 (注) 7	神奈川県横浜市戸塚区	10,000 (8,000)	0.15 (0.12)
田丸 利浩 (注) 8	滋賀県大津市	10,000 (8,000)	0.15 (0.12)
濱崎 雅文 (注) 8	神奈川県相模原市中央区	10,000 (8,000)	0.15 (0.12)
中村 秀夫 (注) 8	東京都板橋区	9,000 (5,000)	0.13 (0.07)
長津 祐一郎 (注) 8	京都府京都市中京区	9,000 (8,000)	0.13 (0.12)
堀之内 健 (注) 8	埼玉県川口市	9,000 (8,000)	0.13 (0.12)
青鹿 博之 (注) 8	埼玉県上尾市	7,000 (5,000)	0.10 (0.07)
鈴木 摩耶 (注) 8	千葉県千葉市美浜区	7,000 (5,000)	0.10 (0.07)
渡邊 浩一 (注) 8	東京都多摩市	7,000 (5,000)	0.10 (0.07)
古賀 雅彦 (注) 8	東京都立川市	7,000 (5,000)	0.10 (0.07)
矢野川 傑 (注) 6、8	埼玉県八潮市	7,000 (5,000)	0.10 (0.07)
田中 真琴 (注) 8	東京都品川区	6,000 (4,000)	0.09 (0.06)
小林 慎 (注) 8	東京都練馬区	6,000 (2,000)	0.09 (0.03)
井口 豊 (注) 8	神奈川県横浜市都筑区	5,000 (3,000)	0.07 (0.04)
神谷 明伸 (注) 8	神奈川県川崎市幸区	5,000 (3,000)	0.07 (0.04)
高橋 章 (注) 8	埼玉県さいたま市大宮区	5,000 (3,000)	0.07 (0.04)
齋藤 剛一 (注) 8	兵庫県西宮市	5,000 (3,000)	0.07 (0.04)
加藤 直人 (注) 8	北海道札幌市中央区	5,000 (2,000)	0.07 (0.03)
渋谷 亘 (注) 8	愛知県名古屋市東区	4,000 (3,000)	0.06 (0.04)
山口 貴子 (注) 8	兵庫県神戸市兵庫区	3,000 (2,000)	0.04 (0.03)
野田頭 孝志 (注) 8	神奈川県横浜市泉区	3,000 (2,000)	0.04 (0.03)
橋本 義範 (注) 8	宮城県仙台市若林区	3,000 (2,000)	0.04 (0.03)
石村 知輝 (注) 8	神奈川県横浜市旭区	2,500 (1,500)	0.04 (0.02)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
加島 広文 (注) 8	神奈川県川崎市麻生区	1,500 (1,500)	0.02 (0.02)
中村 文哉 (注) 6、7	神奈川県横浜市青葉区	1,400 (400)	0.02 (0.01)
その他 180名	-	104,500 (103,500)	1.52 (1.51)
合計	-	6,852,600 (852,600)	100.00 (12.44)

- (注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. () 内の数字は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
3. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
4. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
5. 特別利害関係者等 (当社の取締役)
6. 特別利害関係者等 (当社の子会社等の役員)
7. 当社の執行役員
8. 当社の従業員
9. 2017年11月15日開催の取締役会決議により、当社普通株式の金融商品取引所への上場を停止条件として、2018年1月31日付で新株予約権2,730個 (新株予約権の目的となる株式の数273,000株) を無償取得及び消却する旨決議しております。
- なお、当該無償取得及び消却の効力が生じた場合、上記「株主の状況」に記載されております所有株式数 (株) 及び株式総数に対する所有株式数の割合 (%) は、下表のとおりとなります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
A Z - S t a r 1号投資事業有限責任組合 (注) 3	東京都千代田区九段南三丁目2番7号 いちご九段三丁目ビル5階	5,506,000	83.68
株式会社リクルートホールディングス (注) 3	東京都中央区銀座八丁目4番17号	300,000	4.56
柴田 洋一 (注) 3、4、6、7	埼玉県さいたま市緑区	210,200 (179,200)	3.19 (2.72)
金澤 友洋 (注) 3、6、7	東京都中央区	60,700 (52,700)	0.92 (0.80)
大貫 徹 (注) 3、5、7	東京都豊島区	47,800 (35,800)	0.73 (0.54)
土屋 佳之 (注) 3、5	埼玉県川口市	43,800 (35,800)	0.67 (0.54)
齊藤 邦雄 (注) 3、6、8	東京都八王子市	38,600 (32,600)	0.59 (0.50)
中谷 敏之 (注) 3、6、7	Bangkok, Thailand	25,900 (17,900)	0.39 (0.27)
太田 航 (注) 6、8	千葉県市川市	21,900 (17,900)	0.33 (0.27)
山村 広臣 (注) 3、6、7	東京都板橋区	12,400 (6,400)	0.19 (0.10)
北田 剛 (注) 3、6、8	東京都世田谷区	12,400 (6,400)	0.19 (0.10)
倉田 千秋 (注) 3、8	東京都大田区	11,100 (5,100)	0.17 (0.08)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
木下 弘三 (注) 3、8	埼玉県川口市	11,100 (5,100)	0.17 (0.08)
村田 尚俊 (注) 3、8	東京都江東区	11,100 (5,100)	0.17 (0.08)
松田 岳 (注) 8	愛知県名古屋守山区	10,400 (6,400)	0.16 (0.10)
濱崎 泰司 (注) 8	福岡県福岡市早良区	9,100 (5,100)	0.14 (0.08)
松田 啓 (注) 8	東京都新宿区	9,100 (5,100)	0.14 (0.08)
岡 久美 (注) 8	東京都板橋区	9,100 (5,100)	0.14 (0.08)
大石 昇史 (注) 8	埼玉県川口市	9,100 (5,100)	0.14 (0.08)
越原 誠一郎 (注) 8	Jakarta Selatan, Indonesia	9,100 (5,100)	0.14 (0.08)
土屋 裕一 (注) 8	東京都中央区	8,100 (5,100)	0.12 (0.08)
作本 誉 (注) 8	大阪府吹田市	8,100 (5,100)	0.12 (0.08)
横関 崇 (注) 8	埼玉県戸田市	8,100 (5,100)	0.12 (0.08)
平良 勝謙 (注) 3、8	神奈川県横浜市中区	9,200 (3,200)	0.14 (0.05)
堀 朝光 (注) 8	神奈川県横浜市港北区	7,100 (5,100)	0.11 (0.08)
高岡 利臣 (注) 7	神奈川県横浜市戸塚区	7,100 (5,100)	0.11 (0.08)
田丸 利浩 (注) 8	滋賀県大津市	7,100 (5,100)	0.11 (0.08)
濱崎 雅文 (注) 8	神奈川県相模原市中央区	7,100 (5,100)	0.11 (0.08)
中村 秀夫 (注) 8	東京都板橋区	7,200 (3,200)	0.11 (0.05)
長津 祐一郎 (注) 8	京都府京都市中京区	6,100 (5,100)	0.09 (0.08)
堀之内 健 (注) 8	埼玉県川口市	6,100 (5,100)	0.09 (0.08)
青鹿 博之 (注) 8	埼玉県上尾市	5,200 (3,200)	0.08 (0.05)
鈴木 摩耶 (注) 8	千葉県千葉市美浜区	5,200 (3,200)	0.08 (0.05)
渡邊 浩一 (注) 8	東京都多摩市	5,200 (3,200)	0.08 (0.05)
古賀 雅彦 (注) 8	東京都立川市	5,200 (3,200)	0.08 (0.05)
矢野川 傑 (注) 6、8	埼玉県八潮市	5,200 (3,200)	0.08 (0.05)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
田中 真琴 (注) 8	東京都品川区	4,500 (2,500)	0.07 (0.04)
小林 慎 (注) 8	東京都練馬区	5,200 (1,200)	0.08 (0.02)
井口 豊 (注) 8	神奈川県横浜市都筑区	3,900 (1,900)	0.06 (0.03)
神谷 明伸 (注) 8	神奈川県川崎市幸区	3,900 (1,900)	0.06 (0.03)
高橋 章 (注) 8	埼玉県さいたま市大宮区	3,900 (1,900)	0.06 (0.03)
齋藤 剛一 (注) 8	兵庫県西宮市	3,900 (1,900)	0.06 (0.03)
加藤 直人 (注) 8	北海道札幌市中央区	4,200 (1,200)	0.06 (0.02)
渋谷 亘 (注) 8	愛知県名古屋市東区	2,900 (1,900)	0.04 (0.03)
山口 貴子 (注) 8	兵庫県神戸市兵庫区	2,200 (1,200)	0.03 (0.02)
野田頭 孝志 (注) 8	神奈川県横浜市泉区	2,200 (1,200)	0.03 (0.02)
橋本 義範 (注) 8	宮城県仙台市若林区	2,200 (1,200)	0.03 (0.02)
石村 知輝 (注) 8	神奈川県横浜市旭区	1,900 (900)	0.03 (0.01)
加島 広文 (注) 8	神奈川県川崎市麻生区	900 (900)	0.01 (0.01)
中村 文哉 (注) 6、7	神奈川県横浜市青葉区	1,200 (200)	0.02 (0.00)
その他 180名	—	60,400 (59,400)	0.92 (0.90)
合計	—	6,579,600 (579,600)	100.00 (8.81)

2017年11月9日

プレミアグループ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	遠藤 康彦	Ⓔ
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野根 俊和	Ⓔ
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	朽木 利宏	Ⓔ
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているプレミアグループ株式会社の連結財務諸表、すなわち、2017年3月31日現在及び2016年3月31日現在の連結財政状態計算書、2017年3月31日及び2016年3月31日に終了する2連結会計年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書並びに連結財務諸表注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、プレミアグループ株式会社及び連結子会社の2017年3月31日現在及び2016年3月31日現在の財政状態並びに2017年3月31日及び2016年3月31日をもって終了するそれぞれの連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

2017年11月9日

プレミアグループ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	遠藤 康彦	Ⓜ
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野根 俊和	Ⓜ
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	朽木 利宏	Ⓜ
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているプレミアグループ株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2017年7月1日から2017年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2017年4月1日から2017年9月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、プレミアグループ株式会社及び連結子会社の2017年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

2017年11月9日

プレミアグループ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	遠藤 康彦	Ⓜ
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野根 俊和	Ⓜ
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	朽木 利宏	Ⓜ
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているプレミアグループ株式会社の2015年5月25日から2016年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、プレミアグループ株式会社の2016年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

2017年11月9日

プレミアグループ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	遠藤 康彦	Ⓜ
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野根 俊和	Ⓜ
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	朽木 利宏	Ⓜ
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているプレミアグループ株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、プレミアグループ株式会社の2017年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

